

**避難所における生活環境の改善
および新型コロナウイルス感染症対策等の
取組事例集**

令和4年7月
内閣府（防災担当）

目次

第1章	はじめに.....	1
1.	背景・目的.....	1
(1)	避難所運営に関する文書.....	1
(2)	今般の取組事例集について.....	1
2.	取組事例集の構成.....	3
(1)	事例集の構成.....	3
(2)	各事例の見方.....	4
第2章	生活環境に配慮した避難所運営の取組.....	5
1.	食料・物資の確保・管理.....	5
	・民間企業との協定に基づく食糧の確保（兵庫県神戸市）.....	5
	・キッチンカーの駆けつけによる被災地における温かい食事の提供（民間事業者）.....	6
	・学校給食施設における災害時炊き出しマニュアルの策定（福井県福井市）.....	7
	・温かい食事の提供を可能とする調理師会等との協定締結（和歌山県）.....	9
2.	トイレの確保・管理.....	10
	・3日間分（避難者3,000人想定）の携帯トイレの備蓄（福岡県大牟田市）.....	10
	・防火水槽を利用したマンホールトイレの整備と、普及・啓発（宮城県東松島市）.....	11
	・災害派遣用トイレトレーラーの導入（静岡県富士市）.....	13
3.	健康への配慮.....	15
	・温泉事業者による避難者や在宅避難者への入浴機会の提供（佐賀県大町町）.....	15
	・停電時も利用可能なLPガスによる発電方式のガスポンプ空調を導入した体育館の空調整備（大阪府箕面市）.....	16
	・都市ガスを活用した自立発電機による学校の空調設備（東京都江戸川区）.....	17
	・民間企業との協定に基づいたスポットクーラー等の確保（広島県広島市）.....	18
	・段ボールベッドを活用した避難所の設営（熊本県人吉市）.....	19
	・段ボールパーティション製作企業との協定締結（長崎県雲仙市）.....	21
4.	様々なニーズへの対応.....	22
	・要配慮者をはじめとした様々なニーズに応えた避難所の運営（佐賀県大町町）.....	22
	・大学等と連携した妊産婦・乳児救護所（東京都文京区）.....	23
	・NPOと連携した子どもの居場所づくり（熊本県人吉市）.....	24
	・専門学校を避難所としたペット同伴避難（熊本県熊本市）.....	25
	・ペット同行避難の理解促進のための手引書作成や訓練の実施（京都府京都市）.....	26
5.	備蓄計画.....	28
	・過去の災害を踏まえた備蓄計画策定と、支援物資提供に関する協定（岩手県北上市）.....	28
	・備蓄目標を設定し、支援物資を届ける物流面も考慮した備蓄計画の策定（大阪府吹田市）.....	31
	・市民が自ら必要物資を備えるためのチェックリストや啓発資料の公開（兵庫県神戸市）.....	34

6.	再生可能エネルギー等の活用	35
	・ 太陽光発電による避難所の電源確保（埼玉県さいたま市）	35
	・ SNSを活用した電気自動車等の給電車両の派遣（兵庫県神戸市）	36
	・ バイオマス熱利用設備による避難所の暖房設備（北海道足寄町）	38
7.	関係機関等と連携した避難所運営体制の構築	39
	・ 「避難所運営委員会」の設置による関係機関の必要な情報共有と連携（佐賀県大町町）	39
	・ 市内の社会福祉施設間における災害時応援協定の締結（愛媛県宇和島市）	41
	・ NPOと連携した効果的な避難所運営（岡山県倉敷市）	42
	・ 宗教団体と連携した避難所の確保（長野県長野市）	43
第3章	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組	44
1.	指定避難所以外の避難所の活用	44
	・ 安全な親戚・知人宅などへの避難による避難所の3密回避（佐賀県大町町）	44
	・ 旅館ホテル組合との協定による県全域の宿泊施設を活用した避難所の確保（熊本県）	45
	・ 垂直避難時の避難所の確保と広域避難時の宿泊施設利用に係る補助金交付（東京都江戸川区）	47
	・ 妊婦が宿泊施設に避難する際の補助金支給事業（大阪府豊中市）	48
	・ 中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置（熊本県人吉市）	49
2.	避難所における新型コロナウイルス感染症対策	50
	・ 保健師の巡回による避難者の健康状態の把握（長崎県雲仙市）	50
	・ コロナ禍での安全な炊き出しを実施するためのガイドライン作成（佐賀県大町町）	51
	・ 感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け（岩手県北上市）	55
3.	感染症対策を考慮した避難所運営マニュアル等の作成と訓練の実施	58
	・ 感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定と啓発用動画の公開（大阪府吹田市）	58
	・ 簡易間仕切り設置や可搬型空調設備設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施（宮城県東松島市）	61
4.	関係機関等と連携した避難所運営体制の構築	63
	・ 保健所との連携による自宅療養者や濃厚接触者のリスト共有（長崎県雲仙市）	63
	・ 医師会、医療機関と連携した避難所運営訓練の実施（熊本県玉名市）	64
	・ 自主防災会による避難所の開設・運営の協力と、マイスター認定制度の設置（岩手県北上市）	65
第4章	在宅避難者・車中避難者への対応	67
1.	在宅避難者・車中避難者への対応	67
	・ 保健師・行政職員協働の巡回訪問（熊本県人吉市）	67
	・ 車中避難に関する留意事項を記載した取組指針の策定（群馬県）	68
	・ エコミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知（京都府）	69
2.	関係機関等と連携した避難所運営体制の構築	71
	・ 在宅避難者への物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置（佐賀県大町町）	71
	・ 関係機関等との連携による在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ（佐賀県大町町）	73
第5章	参考資料	75

1.	自治体別取組	75
I.	岩手県北上市	75
	(1) 災害概況.....	75
	(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	75
	(3) 避難所における生活環境改善の取組.....	78
II.	宮城県東松島市	84
	(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	84
	(2) 避難所における生活改善の取組	86
III.	新潟県上越市	89
	(1) 災害概況.....	89
	(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	89
	(3) 生活環境に配慮した避難所運営の取組.....	92
IV.	長野県長野市	93
	(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	93
	(2) 避難所における生活改善の取組	96
	(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組.....	97
V.	大阪府吹田市	99
	(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	99
	(2) 避難所における生活改善の取組	102
VI.	岡山県倉敷市	105
	(1) 災害概況.....	105
	(2) 避難所における生活改善の取組	105
	(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組.....	106
VII.	佐賀県大町町	109
	(1) 災害概況.....	109
	(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	109
	(3) 避難所における生活改善の取組	111
	(4) 在宅避難者に対する物資支援等の取組.....	119
VIII.	長崎県雲仙市	123
	(1) 災害概況.....	123
	(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	123
	(3) 避難所における生活改善の取組	125
IX.	熊本県熊本市	128
	(1) 災害概況.....	128
	(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組.....	128
	(3) 生活環境に配慮した避難所運営の取組.....	130
	(4) その他の取組	131
X.	熊本県人吉市	133
	(1) 災害概況.....	133
	(2) 避難所における生活改善の取組	133
	(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組.....	138
2.	避難所に係るガイドライン、参考となる資料	139

3.	避難所等における新型コロナウイルス関連のポイント、通知・事務連絡等	140
4.	避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業等一覧	141

第1章 はじめに

1. 背景・目的

(1) 避難所運営に関する文書

避難所等における生活環境の整備については、災害対策基本法（第86条の6、86条の7）にて規定されておりますが、内閣府では、地方公共団体における具体的な取組を進めるため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」を策定するとともに、この指針に基づき、「避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定）」を策定し、周知に努めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所の開設、運営、在宅避難者の支援等についても、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について（令和3年6月）」等、累次にわたり、通知・事務連絡等を発出し、避難所の生活環境・衛生環境の向上、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応、在宅避難者の把握、在宅避難者への情報提供、物的支援など、地方公共団体の取組を促してきました。

また、先進的な避難所運営の事例が、各地方公共団体の取組の参考になると考えられることから、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和3年5月）等の取組事例集もとりまとめ、周知に努めています。

(2) 今般の取組事例集について

この度、内閣府では、更なる先進的な事例を、全国の地方公共団体に紹介することを目的として、「避難所における生活環境の改善および新型コロナ感染症対策等の取組事例集」を作成することとしました。

当事例集では、

- ・過去に大きな災害による被害を受けた自治体
- ・今般の事例集にふさわしい取組をしている自治体として、有識者の意見を踏まえて選定した自治体
- ・令和2年と令和3年に発生した豪雨にて、災害救助法が適用された自治体を対象とした避難所における取組状況のアンケート調査に回答した自治体

の中から10団体^{*}を対象に、ヒアリングを実施し、

- ①生活環境に配慮した避難所運営の取組
- ②新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組
- ③在宅避難者の支援に関する取組

について、取組の背景、取組の内容、取組上の課題・工夫をヒアリングし、先進的な取組事例について、事例集へとりまとめました。

また、ヒアリング対象団体以外でも、これまで内閣府が把握していた特徴的な取組を取り入れている団体へは、個別に照会し、事例集として掲載しました。

地方公共団体におかれましては、平時の事前準備を一層充実し、災害時の対応を円滑に行うための参考としていただくようお願いします。

※ヒアリング対象団体：岩手県北上市、宮城県東松島市、新潟県上越市、長野県長野市、
大阪府吹田市、岡山県倉敷市、佐賀県大町町、長崎県雲仙市、
熊本県熊本市、熊本県人吉市

2. 取組事例集の構成

(1) 事例集の構成

本事例集の構成は以下の通りです。

第1章：背景・目的、取組事例集の構成

当事例集作成の背景・目的、全体的な構成および各事例の見方を説明

第2章：生活環境に配慮した避難所運営の取組

食料・物資やトイレの確保・管理、健康への配慮、備蓄計画、要配慮者をはじめとする様々な避難者のニーズへの対応など、避難所の生活環境の改善につながる事例の紹介

第3章：新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組

避難所における新型コロナウイルス感染症対策、指定避難所以外の避難所の活用、それらの取組を記載した避難所運営マニュアルの作成や訓練の実施など、新型コロナウイルス感染症の現下を踏まえた避難所運営における事例の紹介

第4章：在宅避難者の支援に関する取組

在宅避難者の把握や支援物資提供に関する取組、車中避難に関する取組、関係機関等との連携体制の構築など、避難所外の避難者支援に関する事例の紹介

第5章：参考資料

ヒアリング対象10団体における自治体別取組事例※、その他、内閣府等からのガイドライン、通知・事務連絡等、参考となる資料の紹介

※ヒアリング対象10団体の取組の中で特徴的な事例は、2～4章にてテーマ毎に掲載をしておりますが、団体単位での取組の全体像については、こちらの参考資料へまとめて掲載しております。

(2) 各事例の見方

各取組事例について、取組タイトル（自治体名）、実施内容（ポイントごとに整理）、取組上の課題・工夫を記載しています。

温かい食事の提供を可能とする調理師会等との協定締結

取組タイトル（自治体名）

1) 実施内容

和歌山県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生し、避難者の精神疲労等を癒やす観点から、避難所で温かい食事の提供を目的として、県調理師会、和歌山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という）、日本調理師会との3団体と協定を締結した。

協定では、県内で災害救助法が適用される大規模災害発生時に、県の要請に基づき、食材調達・配送を中央会が担い、届けられた食材を県調理師会を通じて派遣された調理師が調理し、温かい食事を提供する内容である。

実施内容

ポイントごとに整理

図表 3 協定の概要

◎発災後、道路啓開や安全確認ができてから



関連計画・様式等の
図表を掲載

資料) 和歌山県「大規模災害時における食材等の供給および避難所における調理協力に関する協定」記者発表資料

2) 取組上の課題・工夫

災害時、流通がストップし、食材調達が困難となる場合に備え、県内食品事業者から食材調達ができるような体制を整えている。

また、水道・ガス・電気等のライフラインがストップする等、調理場所確保が困難となる場合に備え、キッチンカーの活用も考えている。

さらに、県内事業者だけでは調理師が不足する場合のバックアップ体制として、日本調理師会が近隣府県も含めた広域レベルで派遣する調理師を調整することとしている。

参考となる取組上の課題・
工夫について記載

第2章 生活環境に配慮した避難所運営の取組

1. 食料・物資の確保・管理

民間企業との協定に基づく食糧の確保（兵庫県神戸市）

1) 実施内容

神戸市では、食糧・物資の供給等について民間企業・団体と協定を結んでいる。平成28年にはお弁当宅配・ケータリングサービスを展開する企業からの申し入れを受け、災害時における弁当等の供給協定を締結している。協定では、神戸市内に災害が発生またはその恐れがあるとき、もしくは神戸市外の災害で国や地方公共団体から物資斡旋を要請されたとき、市は同社から弁当類を中心とする食料品、飲料水の提供を受けることができるものとしている。なお、供給した食事等の代金及び引渡し場所までの運搬費用は市が負担することとしている。

2) 取組上の課題・工夫

同社は神戸市との協定に基づき食事の製造から、配送までを一元的に実施し、迅速な対応が可能となっている。また、発災時に同社が物資を運搬及び供給する際、車両を緊急車両もしくは優先車両として通行できるように、市は可能な範囲で支援することとしている。

その他、市は配送業者とも物資の輸送について協定を結んでいる。

キッチンカーの駆けつけによる被災地における温かい食事の提供（民間事業者）

1) 実施内容

令和元年の台風15号により大規模停電に見舞われた千葉県では、平時にキッチンカーを活用したランチスペースを提供する事業等を展開するキッチンカー支援事業者が、他のキッチンカー事業者と連携し、停電発生から3日経過した9月12日から8日間にわたり停電の続く千葉県の4市（市原市、館山市、南房総市、山武市）における指定避難所、庁舎、公民館等で、約4,000食の食事の提供による支援活動を行った。参加したキッチンカー事業者は、パスタ、オムライス、鶏の唐揚げ、牛煮込み丼などの温かい食事を被災者へ無償で提供した。

発災後、停電が長期化し、食事の支援を必要とする複数の市町村があると考えたキッチンカー支援事業者が、支援に賛同する他のキッチンカー事業者に募集を募り、県下の市町村職員及び支援に参加したキッチンカー事業者と、逐次、SNSメッセンジャーによる情報共有（食料を必要とする場所、数量等）を図りながら、支援活動に努めた。

配食する食事の数量については、市へキッチンカーによる配食数量を事前に連絡し、調整した。

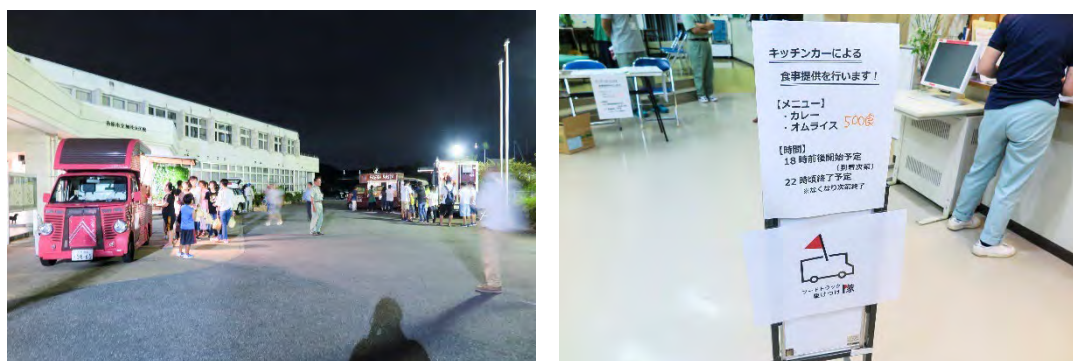
2) 取組上の課題・工夫

平時の事業を通じてキッチンカー事業者1,600店とのネットワークがあり、その中でも事業者200社が災害時の支援活動に賛同していたため、支援活動開始の意思決定から、実際に現地での活動までを迅速に実施することができた。

周知の方法としては、市のSNSやホームページへの掲載、宣伝カーによる告知を行ったほか、自衛隊が設置した仮設風呂の傍に駐車することで、キッチンカーの存在を知ってもらうなどの工夫も凝らした。また、小学校の連絡網で自主的に広まるケースもあった。

現在は、さいたま市、世田谷区、豊中市、宗像市と、災害時の支援連携について記載のある協定を締結している。

図表 1 キッチンカーの駆けつけによる被災地における温かい食事の提供
(写真左：住民への食事提供の様子、写真右：メニューの張出)



資料) 株式会社 Mellow

学校給食施設における災害時炊き出しマニュアルの策定¹（福井県福井市）

1) 実施内容

福井市では、部署ごとに、災害などの非常時に事業継続や復旧を図るための「BCP 業務実施マニュアル」を策定しており、保健給食課においては学校給食に関して業務実施マニュアルを策定している。同マニュアルでは、被災者等に対する炊き出し、学校の応急給食等を非常時優先業務として定め、発災時の運用を定めている。

例えば、炊き出しにおいては、各給食施設（単独調理校、学校給食センター）の調理員等の職員が被害状況を確認し、炊き出し可能と判断された施設には米等の輸送や炊き出し量の指示を保健給食課職員が行う等の具体的なフローが定められている。また、応急給食（給食施設の被害により、平常の給食ができない場合、児童に対し、調理を必要としないパンや牛乳等の応急的な給食を実施するもの）においても、各給食施設は県学校給食会、食材納入業者に物資調達を依頼し、配送委託先に協力依頼する等の具体的なフローが定められている。

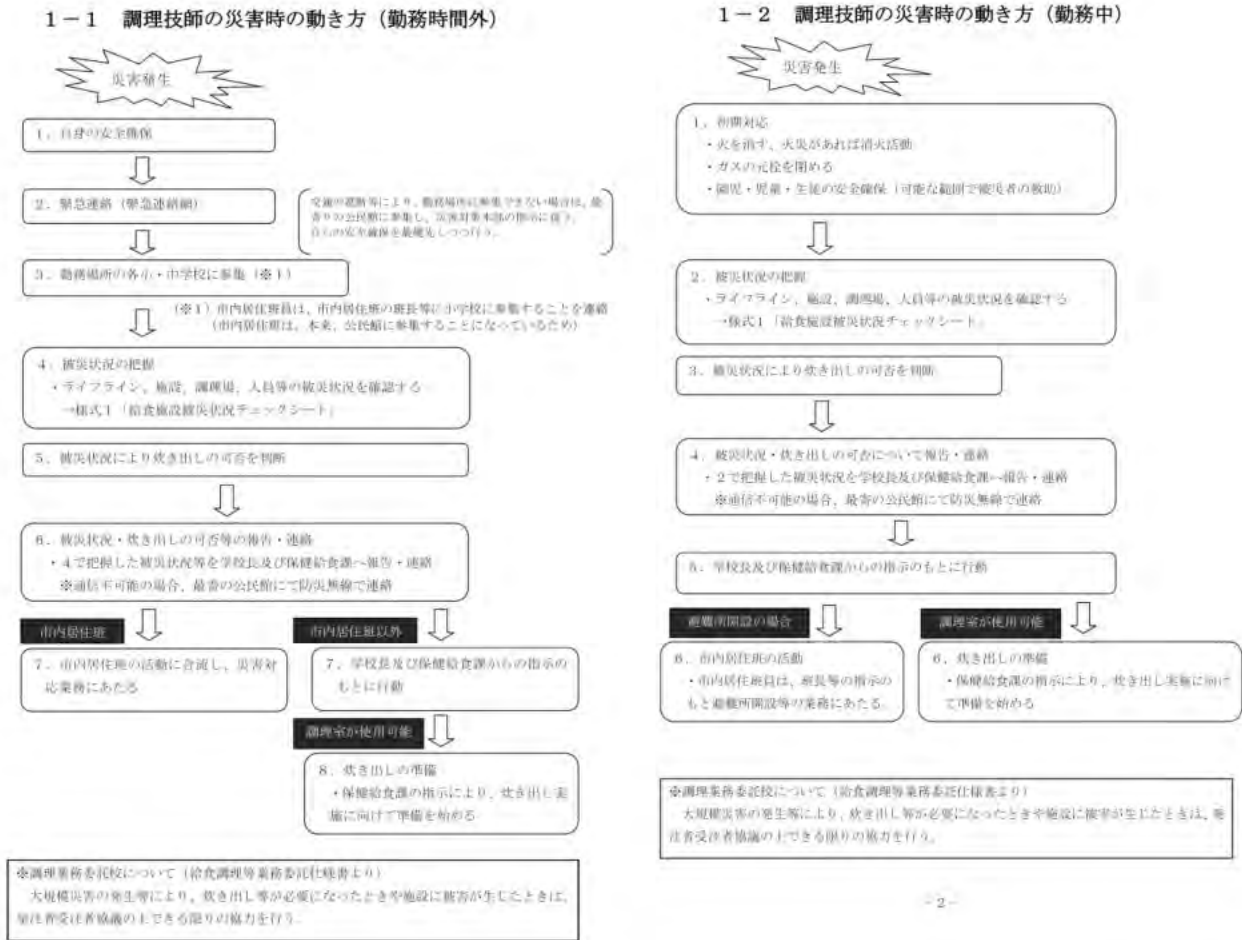
また、令和元年度には調理員 6 名を中心に、発災時の調理員の動き方（参集、初期対応等）を示した「災害時炊き出しマニュアル」を策定し、炊き出しの準備や衛生管理におけるフロー図やチェックリスト、確認事項等をマニュアルに定めた。

2) 取組上の課題・工夫

BCP 業務実施マニュアル、災害時炊き出しマニュアルを策定したことで、発災時の調理員の行動フローが明確化され、緊急時に迅速な対応ができるような仕組みが構築されている。また、実効性を担保するため、学校の長期休業中を活用した研修において、従事している調理員に対し、炊き出しマニュアルに係る説明を行っているほか、給食施設の被災状況チェックシートや炊き出し対応日誌などを作成し、被災及び対応状況の可視化が可能となるようにしている。

¹ 文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」（令和 3 年 3 月）

図表 2 発災時の調理員の行動フロー（災害時炊き出しマニュアル）



災害時炊き出しマニュアル 調理技師の災害時の動き方

（左：勤務時間外 右：勤務中）

資料）文部科学省「災害時における学校給食実施体制の構築に関する事例集」（令和3年3月）より

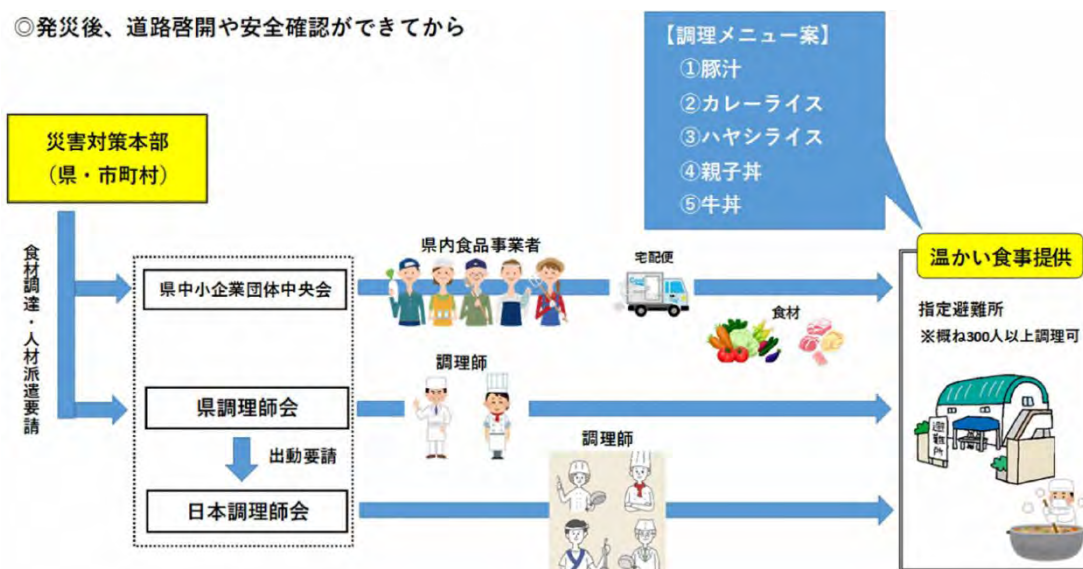
温かい食事の提供を可能とする調理師会等との協定締結（和歌山県）

1) 実施内容

和歌山県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生し、避難所生活が長期化する場合において、避難者の精神疲労等を癒やす観点から、避難所で温かい食事を円滑に提供するため、和歌山県調理師会、和歌山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）、日本調理師会の3団体と協定を締結した。

協定では、県内で災害救助法が適用される大規模災害発生時に、県の要請に基づき、食材調達・配送を中央会が担い、届けられた食材を県調理師会を通じて派遣された調理師が調理し、温かい食事を提供する内容である。

図表 3 協定の概要



資料) 和歌山県「大規模災害時における食材等の供給および避難所における調理協力に関する協定」記者発表資料

2) 取組上の課題・工夫

災害時、流通がストップし、食材調達が困難となる場合に備え、県から中央会へ要請することで県内食品事業者から食材調達ができるような体制を整えている。

また、水道・ガス・電気等のライフラインがストップする等、調理場所確保が困難となる場合に備え、キッチンカーの活用も考えている。

さらに、県内事業者だけでは調理師が不足する場合のバックアップ体制として、日本調理師会が近隣府県も含めた広域レベルで派遣する調理師を調整することとしている。

2. トイレの確保・管理

3日間分（避難者 3,000 人想定）の携帯トイレの備蓄（福岡県大牟田市）

1) 実施内容

大牟田市では、避難者 3,000 人が 3 日間程度トイレを使用できないことを想定し、各避難所の想定避難者数に合わせて携帯トイレや簡易トイレの購入・配備を行っている（例えば、携帯トイレについて、1 人 1 日 5 個程度×3 日間を想定し、各避難所の想定避難者数に合わせて配備している）。また、多目的トイレの設備が無い避難所には組立式の多目的トイレの配備を行っている。

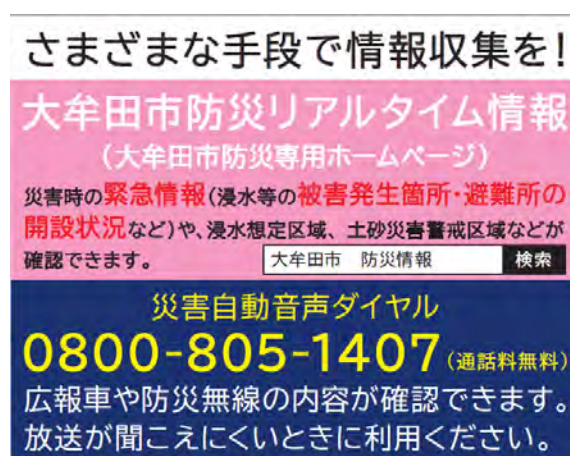
併せて、地域や小中学校等での防災講座や訓練等に職員が出向き、携帯トイレの配布、携帯トイレ・簡易トイレ等の使い方のレクチャーを行う等の啓発活動を実施している。

本取組は、令和 2 年 7 月豪雨で、浸水等により避難所のトイレが使用できなくなった経験を踏まえ、避難所におけるトイレの重要性を再認識したことが契機となった。

2) 取組上の課題・工夫

携帯トイレの大きさはポケットティッシュより一回り大きい程度であることから、防災講座や訓練等において、携帯トイレの啓発として積極的に配布している。また、携帯トイレのパッケージには、市の防災リアルタイム情報（避難所開設状況や被害に関する情報をリアルタイムで発信する防災専用ホームページ）や防災無線の聞き直しができる災害自動音声ダイヤル等、災害の発生時に役立つ情報の案内を記載している。

図表 4 携帯トイレの表面（左）と裏面（右）



資料) 大牟田市提供

防火水槽を利用したマンホールトイレの整備と、普及・啓発（宮城県東松島市）

1) 実施内容

避難所におけるトイレの確保のため、平成 21 年以降、市下水道課が主体となり指定避難所にマンホールトイレを設置している。現在、17 箇所の指定避難所のうち 11 箇所に設置済みであり、各避難所における計画避難人数に応じて、1 箇所あたり 5～6 基、最大 14 基を設置している。基本的には、災害により断水した場合に、防火水槽に溜めた水により排泄物を流す想定であり、断水時以外では施設備え付けのトイレを利用することとしているが、避難者数が多い場合は、施設備え付けトイレと併用して使用することも想定している。

また、凝固剤を利用する段ボール製の簡易トイレについても、24 箇所の備蓄倉庫に 2,000 個、市の倉庫に 2,000 個、合計 4,000 個を備蓄している。ただし、簡易トイレの利用は、防火水槽の水が枯渇した場合や、下水管が処理施設までの経路で損傷した場合などの緊急的なケースのみであり、基本的には 11 箇所の指定避難所に設置したマンホールトイレを利用することを想定している。

2) 取組上の課題・工夫

マンホールトイレの管理は下水道課であるが、自主防災組織等に対しての研修では市の防災課と連携し、設置・利用方法などを普及している。マンホールトイレを使用するほどの災害は多くないことから、平時から普及・啓発に努めている。

加えて、県外でのマンホールトイレの講演や設置講習会の開催、ボランティア研修の受け入れなど、全国的なマンホールトイレの普及啓発に向けた取組も進めており、こうした取組が評価され、国土交通大臣賞〈循環のみち下水道賞〉を令和元年度（第 12 回）に広報・教育部門、令和 3 年度は防災・減災部門にて 2 度受賞した。

また、自主防災組織による市民周知活動や、市内産業祭での設置・普及促進活動、地域の運動会や学校の文化祭で、自主防災組織、生徒、保護者、地域住民が連携してマンホールトイレを設置・運営するなど、自主的に災害用マンホールトイレの使用訓練を行っている地域もある。

なお、マンホールトイレは、設備更新や地面下の設備劣化はほとんどなく、特定外力による破壊行為等がなければ更新の必要はほとんどないが、簡易トイレは、一定年数経過後は更新が必要であるなど、維持管理コストがかかる。現在は、マンホールトイレの設置が進んだことから、今後は簡易トイレの備蓄数を減らす方向で検討を進めている。

図表 5 マンホールトイレの普及・啓発に向けた取組例

令和元年度 下水道普及活動 年間報告書

令和元年5月25日(土) 東松島市立矢本西小学校運動会

【概要】

東松島市立矢本西小学校運動会の会場用トイレとして、マンホールトイレを設置しました。当日は、下水道課職員だけでなく、父兄や教職員の方々が主体的に設置や撤去作業を行いました。実際の利用についても好評で、沢山の来場者のほか、多くの生徒、児童にも利用され、最終的には700人以上に利用されました。

マンホールトイレの設置①	マンホールトイレの設置②	運動会の風景
		
		
利用状況①	利用状況②	利用状況③

【活動実績】

マンホールトイレの設置台数

女性用3基、男性用3基^{*}、多目的用1基、合計7基（洋式6、小1）を設置。
^{*}男性用1基は小便器2つ

下水道課においての普及・啓発活動

東松島市立矢本西小学校運動会の会場用トイレとしてマンホールトイレを設置。学校、父兄と事前協議の上、教職員、父兄と連携し、マンホールトイレの設置運営を行った。

小学校は、災害時の避難所に指定されており、運動会参加者は、有事の際、当該避難所を実際に利用することとなる。今回の取組は、下水道事業の普及啓発だけではなく、地域防災の点においても、大きな効果が見込めるものとなった。

この取組は、本市と同様に、大規模災害を経験した熊本県熊本市と連携し実施した。教職員3名、父兄6名、東松島市危機対策専門員及び下水道課職対応。

資料) 東松島市建設部下水道課「令和元年度下水道普及活動 年間報告」(令和2年2月5日)より

災害派遣用トイレトレーラーの導入（静岡県富士市）

1) 実施内容

阪神淡路大震災以降、大きな地震が起こるたびに被災地のトイレ不足問題が起こっている。富士市では、計画的に災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ）を備蓄してきたところであるが、避難所において、避難が長期化したときに、明るく、清潔で、誰もが安心して使えるトイレの確保が課題であった。そうした中、自治体のトイレトレーラー導入を推進している一般社団法人から災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」のご提案をいただき、平成30年に災害派遣用トイレトレーラーを1台導入した。

トレーラー内には洋式便器を配した個室4つが設置されており、洗面台、鏡、換気扇が整備されている。屋根部にソーラーパネルが設置されており、また、事前に水を補給することにより、停電・断水時でも1,000～1,500回程度の利用が可能である。なお、トレーラーは普通乗用車での牽引が可能である。

図表6 設置時のトイレトレーラー（左）、天井部のソーラーパネル（右）



資料) 富士市ウェブサイト「災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0101/rn2ola0000015oo1.html>

2) 取組上の課題・工夫

資金調達が課題であったが、災害時の社会課題を解決するための取組という視点でクラウドファンディング（ふるさと納税）を実施し資金を調達した。

また、平成30年7月豪雨災害時には岡山県倉敷市へ、令和元年台風第15号災害時には千葉県君津市へ、令和元年東日本台風時には長野県長野市へ派遣されており、各被災地で「トイレが明るく、清潔でありがたい。」「遠くから来てくれて励まされた。」等の声をいただいている。

さらに、みんな元気になるトイレプロジェクトとして、加入自治体でネットワークを構築し、活用できることが大きな利点である。みんな元気になるトイレプロジェクトは、1自治体がトイレトレーラーを1台所有するだけでは効果は限定的だが、複数の自治体がトイレトレーラーを所有すれば、共有の備蓄物資として活用可能であるという「備蓄物資の共有」の発想で進められている。令和4年5月時点で16自治体が加入している。加入自治体で内閣府主催の「ぼうさい国体」に出展する等の啓発を行っており、認知度が上がってきている。また、イベントの仮設トイレとして使用したり、防災訓練などで活用したり等、平時においても活用できている。

図表 7 被災地で活躍するトイレトレーラー（左：長野市、右：君津市）



資料) 富士市ウェブサイト「富士市「みんな元気になるトイレ」トイレトレーラーの運用」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0101/rn20la000001w0le.html>

3. 健康への配慮

温泉事業者による避難者や在宅避難者への入浴機会の提供（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和3年8月豪雨時に、避難所に入浴施設がなく入浴機会が得られない避難者や自宅の被災により風呂を使用することができない世帯から入浴機会がほしいと声が上がったことから、町内の日帰り温泉施設（1か所）に相談し、入浴料を免除（町が負担）することで入浴機会を提供することができた。災害発生直後は利用者を制限せず、罹災証明書交付が進んだ段階で罹災証明書交付世帯に限定した。入浴時、被災者はフロントで罹災証明書を提示し、住所、氏名、利用人数を記入した。また、被災者だけでなく被災地で活動していた災害ボランティア登録スタッフも対象とし、配布されるステッカーを提示し入浴することとしていた。

被災者へは、ホームページへの掲載、避難所への掲示、防災無線等による周知を行った。

2) 取組上の課題・工夫

施設利用にあたっては、車が使用できない方や在宅避難者でも行き来できるよう、被災地区及び避難所に停留所を設置し、マイクロバスで定時に送迎する等、利用にあたってのハードルを下げる工夫もセットで提供された。

当該温泉事業者とは事前の協定は締結していないものの、もともと町が誘致した企業であり、運営方法などについて定期的に意見交換を行い、日頃から情報共有していたことが、円滑な支援の実現につながったと考える。

図表 8 大町町ホームページでの入浴機会の情報提供

期間																																																																			
令和3年8月24日（火） から 令和3年12月31日（金）																																																																			
送迎バス運行時間（※毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日に運行）																																																																			
入浴支援マイクロバス 時刻表																																																																			
各避難所⇒大町温泉ひじり乃湯ルート 時刻表	大町温泉ひじり乃湯⇒各避難所ルート 時刻表																																																																		
所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日	所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日																																																																		
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>第1便</th><th>第3便</th><th>第5便</th><th>第7便</th></tr></thead><tbody><tr><td>美郷 発</td><td>15:00</td><td>16:20</td><td>17:40</td><td>19:00</td></tr><tr><td>大町町公民館 発</td><td>15:10</td><td>16:30</td><td>17:50</td><td>19:10</td></tr><tr><td>中島公民館 発</td><td>15:20</td><td>16:40</td><td>18:00</td><td>19:20</td></tr><tr><td>下瀬公民館 発</td><td>15:30</td><td>16:50</td><td>18:10</td><td>19:30</td></tr><tr><td>大町温泉ひじり乃湯 着</td><td>15:40</td><td>17:00</td><td>18:20</td><td>19:40</td></tr></tbody></table>	施設名	第1便	第3便	第5便	第7便	美郷 発	15:00	16:20	17:40	19:00	大町町公民館 発	15:10	16:30	17:50	19:10	中島公民館 発	15:20	16:40	18:00	19:20	下瀬公民館 発	15:30	16:50	18:10	19:30	大町温泉ひじり乃湯 着	15:40	17:00	18:20	19:40	<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>第2便</th><th>第4便</th><th>第6便</th><th>第8便</th><th>第9便</th></tr></thead><tbody><tr><td>大町温泉ひじり乃湯 発</td><td>15:40</td><td>17:00</td><td>18:20</td><td>19:40</td><td>21:00</td></tr><tr><td>下瀬公民館 着</td><td>15:50</td><td>17:10</td><td>18:30</td><td>19:50</td><td>21:10</td></tr><tr><td>中島公民館 着</td><td>16:00</td><td>17:20</td><td>18:40</td><td>20:00</td><td>21:20</td></tr><tr><td>大町町公民館 着</td><td>16:10</td><td>17:30</td><td>18:50</td><td>20:10</td><td>21:30</td></tr><tr><td>美郷 着</td><td>16:20</td><td>17:40</td><td>19:00</td><td>20:20</td><td>21:40</td></tr></tbody></table>	施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便	大町温泉ひじり乃湯 発	15:40	17:00	18:20	19:40	21:00	下瀬公民館 着	15:50	17:10	18:30	19:50	21:10	中島公民館 着	16:00	17:20	18:40	20:00	21:20	大町町公民館 着	16:10	17:30	18:50	20:10	21:30	美郷 着	16:20	17:40	19:00	20:20	21:40
施設名	第1便	第3便	第5便	第7便																																																															
美郷 発	15:00	16:20	17:40	19:00																																																															
大町町公民館 発	15:10	16:30	17:50	19:10																																																															
中島公民館 発	15:20	16:40	18:00	19:20																																																															
下瀬公民館 発	15:30	16:50	18:10	19:30																																																															
大町温泉ひじり乃湯 着	15:40	17:00	18:20	19:40																																																															
施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便																																																														
大町温泉ひじり乃湯 発	15:40	17:00	18:20	19:40	21:00																																																														
下瀬公民館 着	15:50	17:10	18:30	19:50	21:10																																																														
中島公民館 着	16:00	17:20	18:40	20:00	21:20																																																														
大町町公民館 着	16:10	17:30	18:50	20:10	21:30																																																														
美郷 着	16:20	17:40	19:00	20:20	21:40																																																														

資料) 大町町ホームページ

停電時も利用可能な LP ガスによる発電方式のガスポンプ空調を導入した体育館の空調整備（大阪府箕面市）

1) 実施内容

箕面市では市立小中学校を避難所に指定しており、すべての市立小中学校の体育館に LP ガス対応のガスヒートポンプエアコンによる空調システムを導入している。

LP ガスは都市ガスと比べて災害時の復旧が早いことや、電気エアコンや輻射式エアコンよりもコストが安価であるため、LP ガス対応のガスヒートポンプエアコンを導入することとした。これにより停電時においてもエアコンの使用が可能となっている。

なお、本空調システムは、平常時は起動時に要する小規模な電力は商用電源にて、空調設備の主たる稼働に要する燃料は LP ガスにて稼働しているが災害が発生し、商用電源の供給が停止した際は、LP ガスにて発電も行うことによって停電時でも空調の稼働を可能にしている。

2) 取組上の課題・工夫

100～150 人程度の避難者の受け入れを想定している箕面小学校では、エアコンの空調効果を向上させるため、室内機 6 台と送風機 6 台を一体化させて設置している。

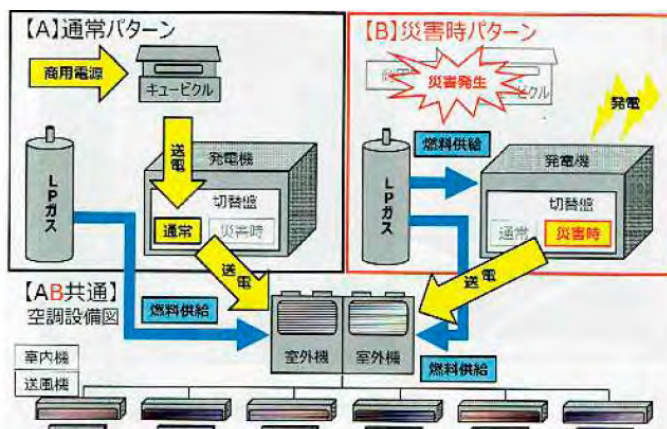
燃料となるガスボンベはグラウンド脇の倉庫に 18 本を常備している。ガスボンベはローリングストック方式で管理しており、全体の 3 割を消費したタイミングで追加供給をしている。また、LP ガス協会と協定を締結することで、災害時の LP ガスの供給体制を確保している。

図表 9 体育館のエアコン設置例



資料) 文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」(令和 2 年 3 月) より

図表 10 箕面小学校の空調システム



資料) 文部科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」(令和 2 年 3 月) より

都市ガスを活用した自立発電機による学校の空調設備（東京都江戸川区）

1) 実施内容

首都直下地震の発災時には、首都圏のおよそ電力供給の5割が停止することが見込まれ、避難所として使用する学校においても停電によって空調設備が停止することが懸念される。

そのため、比較的地震に強いといわれている都市ガスによる自立型発電機を避難所となる学校へ設置することにより、停電時でも空調の稼働を可能にしている。

本設備は停電時に限らず、通常時の空調設備の電源として使用されている。また、停電時には空調に限らず、照明等の電源としても使用される。

2) 取組上の課題・工夫

学校施設においては、工場や大規模商業施設等の使用に適し、耐災害性の高い中圧ガスを使用することが一般的である。一方で、中圧ガスの供給網は引込距離が長い場合に引込料金が高額になるという課題がある。そのため、避難所となる学校施設内のすべての空調を中圧ガスで稼働させるのではなく、発災時には避難所として活用する体育館等には中圧ガスを、それ以外の教室等には耐災害性は中圧ガスより劣るものの、中圧ガスと比べ安価な低圧ガスを使用することとしている。

図表 11 自立型発電機



資料) 江戸川区提供

民間企業との協定に基づいたスポットクーラー等の確保（広島県広島市）

1) 実施内容

広島市は、平成 26 年 3 月に民間業者と空調設備のレンタルに関する協定を締結した。

本協定においては避難所の形態等に応じて様々な空調設備（スポットエアコン、大型扇風機、設置型の空調設備等）をレンタルすることとしているほか、空調の稼働に必要な可搬式発電機のレンタル、避難所に配置する空調設備の検討や既存の空調設備の機能回復等の業務を依頼可能としている。

平成 30 年と令和 3 年に大雨が降った際に避難所として使用した体育館に、当該協定に基づき、スポットクーラーを配置した実績がある。

2) 取組上の課題・工夫

レンタルする空調設備によっては、設置の際に避難所において電気工事を要する場合もあるが、これらの工事を含め空調設備の避難所への搬入、設置、撤去までを民間事業者が一括で対応することとしている。

避難所の規模、構造、避難者の状況等を踏まえて、民間事業者が避難所に配置する空調設備の種類、数量、配置レイアウト等を検討することで効果的な空調設備の設置を行っている。

図表 12 スポットクーラーの設置例



資料) 広島市提供

段ボールベッドを活用した避難所の設営（熊本県人吉市）

1) 実施内容

i) 受付の流れ

令和2年7月豪雨では、コロナ感染症対策として、内閣府のレイアウト案等を参考に、被災者の健康管理・避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応を行うこととした。

具体的には、各避難所において、避難所受付時に検温を実施して、入所者の住所・氏名・健康状態・常備薬等を確認してから入所してもらった。また、入所者には、共同利用のルール・手の清潔・トイレの清潔・足元の掃除・ソーシャルディスタンス・マスクの着用の基本を徹底した。

ii) 区画分けの方法

高齢・持病のある避難者については、避難所開設直後から備蓄してあったパーティションにて家族単位で区切り、高齢・持病のある避難者の専用スペースを確保した。

一般の避難者については、避難所開設直後には世帯ごとにある程度間隔をとっての避難を依頼していたが、プッシュ型支援の段ボールベッド配置をきっかけに、区画分けを開始した。1人当たりのスペースは4平方メートルを想定して、家族であれば世帯ごとでスペースを設け、被災者への住環境に対する支援事業を行う NPO より提供されたパーティションで区画分けを行った。

家族世帯、単身世帯、高齢者・要介護者などの状況を考慮しながらも可能な限り、同じ地区の方々は、同じエリアに配慮するなど、長期化する中でコミュニティが継続されることを重視した。また、子どもの学習部屋、動線・通路確保なども段階的に検討していった。

図表 13 パーティションを活用した区分け



資料) 人吉市提供

iii) 段ボールベッドの活用

段ボールベッドは1人1つ支給した。当初は、国からのプッシュ型支援による製品を活用しつつ、不足する分については、県と協定を締結していた段ボール事業者団体の調整で業者が生産したものを導入した。

2) 取組上の課題・工夫

段ボールベッドの導入により、床に直接寝るよりも衛生的に就寝・生活でき、パーティションでプライベート空間が確保できた点が有効であった。また、段ボールベッド下には私物を入れてもらい、退去時に

荷物持ち運び用の箱として使用して処分した。

段ボールベッドは、比較的成本が安く調達でき、床に直接寝るよりも身体の負担が少ない・ほこりを吸い込むリスクが少ない等衛生的で、段ボールベッドの中にもものを収納できる等のメリットがある一方で、組み立てが1人では難しい点、乾燥した場所での保管が必要である点、再利用ができない点等が課題である。

こうした経験を基に、令和3年以降、同市では、折り畳み式簡易ベッド（コット）の備蓄を導入することとした。現在、折り畳み式ベッド400台を備蓄することで、通常規模の災害時には対応できる想定である。なお、大規模災害等で備蓄数が不足する分については、国のプッシュ型支援の活用や県と協定を締結している業者から段ボールベッドを提供してもらうこととしている。

段ボールパーティション製作企業との協定締結（長崎県雲仙市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和2年7月に段ボール製のベッド・パーティションを製作している企業からパーティション等の紹介を受け、避難所の生活スペースを家族単位で区画分けする際に活用できると考え、市から協定締結を申し出た。

ii) 取組内容

令和3年8月11日からの大雨の際は、当時、企業が保管していた在庫をすべて購入し、避難所に設置した。雲仙市では、県が示す備蓄品の目安量である人口の5%分を確保することとしており、購入・保管と併せて発災時に企業から優先供給をうけることができる協定の締結を進めている。

市では段ボール製のパーティション以外に、テント式のパーティションや衝立等も用意しており、家族の人数に合わせて適切な種類のパーティションを利用し、十分なスペースが確保できるよう工夫した。具体的には、テント式のパーティション（2m×2m）は2人家族に割り当て、3人家族以上には段ボール製のパーティションや衝立を利用するようにした。

2) 取組上の課題・工夫

パーティションは種類によって設置方法が異なるため、避難所開設訓練の際に使い方を確認した。また、雲仙市ではコロナ禍における避難所開設訓練を2年連続で実施しており、初年度は避難所の開設・運営の所管課を対象に、2年目は避難所運営の応援を行う部署の職員を対象に同様の訓練を行った。このため発災時にも混乱することなくパーティションの設置ができた。また、自主防災組織による訓練に対して補助を行うなど地域住民への訓練も促進している。

図表 14 段ボールパーティション



資料) 雲仙市提供

図表 15 テント式パーティション



4. 様々なニーズへの対応

要配慮者をはじめとした様々なニーズに応えた避難所の運営（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和元年 8 月豪雨では、水害による工場からの油の流出にともない、健康不安や体調不良の訴えがあったり、また、かかりつけの医療機関や薬局も被災し、受診や薬の処方できない状況となった。そこで、発災時には、町の保健師により健康面・精神面での支援が必要な避難者を対象としてケアを行う保健医療チームを立ち上げ、障がいを持つ人や要介護度が一定程度以上等の高齢者、妊産婦、乳幼児等、配慮が必要な家族がいる世帯であっても、周りを気にせず避難できる環境を用意することとした。

例えば、令和 3 年 8 月豪雨では、保健医療チームが、大部屋での生活が難しいと判断される障がいを持つ子どもがいる世帯に、もともと準備していた個室を割り当てることで、その世帯が他の避難者と接することなく、落ち着いて過ごせる環境を整えた。なお、保健医療チームは主に福祉避難所を主たる活動場所としていたが、一般避難所や在宅避難中の要配慮者の健康状態管理等のケアについても、他市町村等からの支援者の協力も得ながら個別巡回にて対応していた。

2) 取組上の課題・工夫

このほか様々なニーズに対応するため、避難している学生のための専用の自習室や、女性専用の更衣室を、空きスペースとなっていた避難所（大町町総合福祉保健センター（美郷））の 2 F 研修室に設ける等、避難者の生活環境を少しでも向上させるための取組を実施した。

大学等と連携した妊産婦・乳児救護所（東京都文京区）

1) 実施内容

東京都文京区では、妊婦や乳児（0歳児）を抱えた母親が良好な避難所生活ができるよう、妊産婦と乳児のための協定型避難所を区内4か所に設置している。

受け入れ対象者は、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親としている。なお、妊産婦・乳児救護所の性質上、対象者以外は夫等の家族であっても妊産婦・乳児救護所以外の避難所を利用することとしている。

妊産婦・乳児救護所として指定している施設は、女子トイレの数が十分であり、看護や福祉系学部の女子大学生ボランティアの協力を得られやすいといった観点から、区内にある女子大学を中心に協定を締結しており、発災時の避難所として教室、体育館、エントランス等の利用を想定している。

妊産婦・乳児救護所の開設基準は、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合など、区災害対策本部の決定により、原則として指定避難所と同様に発災後すぐに開設される。

運営は主に区職員や施設管理者が行い、妊婦・乳児等のケアについては、助産師会等から派遣される助産師、看護師、医師等が中心となって行う。そのため、東京都助産師会、東京都助産師会館、順天堂大学とも協定を締結しており、医療スタッフの派遣と、施設で対応できない重症患者等の受入れ先となる後方医療施設として協力体制を構築している。

備蓄については、文京区の全ての指定避難所にある非常食や毛布などが平時から保管されており、さらに妊産婦・乳児用に、アレルギー対応粉ミルク、新生児用紙おむつ、非常時用の分娩セットが用意されている。

2) 取組上の課題・工夫

妊産婦・乳児救護所の案内チラシを作成しており、保健所で母子健康手帳を交付する際に手交される「母と子の保健バッグ」に同封するなど情報提供している。

また、新型コロナウイルス感染症により中止になっているが、文京区職員、大学職員、学生ボランティア、助産師、区民等による訓練を実施し、平時から災害対応に備えている。

NPO と連携した子どもの居場所づくり（熊本県人吉市）

1) 実施内容

人吉市では令和2年7月豪雨の際、NPO と連携し、子どもの居場所づくりとして「みんなの遊び場カタリバ・パーク」を開設した。「みんなの遊び場カタリバ・パーク」では、避難所として利用しているスポーツ施設のトレーニング室を活用し、キッズスペース、学習スペースを設置し、保護者が被災家屋の片付けをする間や勤務の間、子どもの居場所として提供した。NPO 職員が主に未就学児から中学生までを相手に、学習補助、カードゲーム、バランスボール遊び、こどもヨガ、体操教室を開く等の活動を行うことにより、子どもたちが安心安全に過ごせる居場所を確保した。参加時は、親同伴による受付・登録を実施、子どもには名札を付けるなどして、参加する子供の管理を行った。

2) 取組上の課題・工夫

晴天時はスポーツ施設周辺で外遊びをしたり、支援で届いた浴衣をきて夏祭りも開催していた。また、子どもたちの健康管理として朝のサークルタイムで健康チェックしたり、1時間ごとに消毒したりするなど、新型コロナウイルス感染症対策も講じていた。

図表 16 「みんなの遊び場カタリバ・パーク」の活動の様子



学習の様子



バランスボール遊び



夏祭りの様子



1時間ごとの消毒タイム

資料) 人吉市提供

専門学校を避難所としたペット同伴避難²（熊本県熊本市）

1) 実施内容

災害時、避難所でペットの同伴が受け入れられずに困る飼い主や、ペットを置いて避難できずに壊れた自宅にとどまる被災者がいたため、熊本市ではペット同伴避難所を開設に向け整備中だったところ、特別警報の発表が想定された令和2年台風10号の接近時には、急遽市の総合屋内プールをペット同伴避難所として開設した。

その際にペットの排泄物や臭いをめぐるトラブルをはじめとした問題が生じたため、熊本市は、ペットと飼い主が安心して避難生活をおくれる環境を整備することを目的として、ペットに関連する民間施設を避難所として指定する協定締結をした。

具体的には、動物の看護やトリミングなどを学ぶ市内の専門学校と協定を締結することで、専門学校の一部フロアをペット同伴の避難所として指定することができるようにした（2021年5月26日）。これにより、避難所へは市の支援物資も届けられ、避難者とそのペットを受け入れることができる。また、専門学校の建物には動物病院もあり、けがをした動物の治療もできる。

2) 取組上の課題・工夫

専門学校との協定では、ペット対応の知見をもつ同校が避難所運営を行うこととしている。また、市は最初からペット同伴避難所への避難ありきではなく、まずはペットホテル（ペットを一時的に預かる宿泊サービス施設）等を活用するなど、飼い主による自助を呼び掛けている。

図表 17 災害時のペット同伴避難所に関する協定締結式



資料) 熊本市提供

² 「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。（環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」引用）

ペット同行避難の理解促進のための手引書作成や訓練の実施（京都府京都市）

1) 実施内容

京都市では、避難所の運営者向けに、ペットの受入方針やルールを検討していくための手法等をまとめた手引書「ペットの避難どうしよう？」を作成。ホームページ等にて避難所におけるペットの同行避難等の取組状況を周知するとともに、飼い主への普段からの備えを周知している。

また、各避難所は自主防災組織等の地域主体で運営されており、ホームページや手引書等による周知のみではなく、市職員が自主防災組織や地域の会議・訓練等に直接出向いて、ペットの同行避難について個別に説明したり、ブースを設置して周知活動を行っている。

令和2年度末時点で88%の指定避難所がペットの受入体制整備に取り組んでおり、京都府ホームページで公開されている「避難施設カルテ」（各避難所の情報が記載）でも、ペットの同行避難の対応可否が確認できる。

図表 18 ペットの避難に関する手引書とチラシ



資料) 京都市ウェブサイト「地域で取り組むペットの防災について<ペットの避難どうしよう?>」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000200267.html>

2) 取組上の課題・工夫

ペットの同行避難について、避難所運営者である自主防災組織ごとに認識の差があり、ペットの同行避難の必要性について懐疑的な運営者への理解促進をどう進めるかが課題。新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、避難スペース確保を要することから、「ペットよりもまずは人の避難スペースを優先すべき。」という声もある。

このような課題に対し、市職員が継続して地域に足を運び、避難所運営者の理解を促している。また、自主防災組織等の訓練時に、ペットの同行避難についてブースを設置したり、実際にサッカーゴールを使ってペットの避難スペースを作るデモンストレーションを行う等、紙媒体以外の体験できる周知活動にも力を入れている。

このような取組の結果、ペットの同行避難について地域の理解が深まるとともに、デモンストレーション等の体験を通じてペットの受入場所・受入ルールの検討に前向きになる避難所運営者が増えてきている。

図表 19 訓練時に設置されたペットスペース（左）とペット避難に関するブース（右）



資料) 京都市提供

5. 備蓄計画

過去の災害を踏まえた備蓄計画策定と、支援物資提供に関する協定（岩手県北上市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

平成 26 年 3 月に岩手県が策定した「岩手県災害備蓄指針」に基づき、平成 30 年に「北上市備蓄計画」を策定し、物品の購入と更新をしている。備蓄計画は、庁内で見直しを行い、令和 4 年 2 月に一部を修正した。

また、複数の小売り・流通事業者からの申し出を受け、それぞれと支援物資の提供に関する協定を締結している。

図表 20 北上市備蓄計画（抜粋）

<p>北上市備蓄計画</p> <p>平成 30 年 3 月作成 令和 4 年 2 月変更 北上市</p>	<p>ルクについても備蓄する。粉ミルクについては、ミルクアレルギー対応のスティックタイプとする。</p> <p>加えて、紙おむつ、生理用品、アルコール消毒液については 3～5 年を目途に定期的な買い替えを行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄品</th> <th>具体的な品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（アルファ米）</td> <td>アルファ米（アレルギー対応品目不使用）</td> </tr> <tr> <td>食料（携行食）</td> <td>調理が不要なもの</td> </tr> <tr> <td>保存水</td> <td>飲料水用（500ml）保存水（ペットボトル）</td> </tr> <tr> <td>トイレ用品</td> <td>凝固剤と汚物袋がセットとなっているもの</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>ミルクアレルギー対応かつスティックタイプのもの</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>大人用（M、L サイズ）と子ども用（新生児、S、M、L サイズ）</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>昼夜兼用のものとする</td> </tr> <tr> <td>アルコール消毒液</td> <td>内容量が 1 L のものとする</td> </tr> <tr> <td>アルコールティッシュ</td> <td>1 パック 40 枚入りのものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 備蓄の想定日数 岩手県災害備蓄指針では、東日本大震災時の給水活動は震災後 3 日から展開できており、岩手県では飲料水について 2 日分の備蓄を行っている。このことから、市は給水活動展開前の 2 日分の水を備蓄する。また、水を必要とする食料（アルファ米・携行食）、トイレ、粉ミルクについても 2 日分の備蓄をする。また紙おむつ、生理用品、アルコールティッシュについても 2 日分の備蓄をする。アルコール消毒液等については、明確な想定日数は設けない。</p> <p>(5) 備蓄品の保存期限 備蓄品を適切に管理・更新できるよう、保存期限（以下、「期限」という。）を次のように定める。</p> <p>ア 食料（アルファ米） 5 年以上 イ 食料（携行食） 3 年以上 ウ 保存水 5 年以上 エ 凝固剤トイレ 凝固剤について 10 年以上 オ 粉ミルク 1 年半以上 カ 紙おむつ 3 年 キ 生理用品 3 年 ク アルコール消毒液 3 年 ケ アルコールティッシュ 3 年</p> <p style="text-align: right;">4</p>	備蓄品	具体的な品目	食料（アルファ米）	アルファ米（アレルギー対応品目不使用）	食料（携行食）	調理が不要なもの	保存水	飲料水用（500ml）保存水（ペットボトル）	トイレ用品	凝固剤と汚物袋がセットとなっているもの	粉ミルク	ミルクアレルギー対応かつスティックタイプのもの	紙おむつ	大人用（M、L サイズ）と子ども用（新生児、S、M、L サイズ）	生理用品	昼夜兼用のものとする	アルコール消毒液	内容量が 1 L のものとする	アルコールティッシュ	1 パック 40 枚入りのものとする。
備蓄品	具体的な品目																				
食料（アルファ米）	アルファ米（アレルギー対応品目不使用）																				
食料（携行食）	調理が不要なもの																				
保存水	飲料水用（500ml）保存水（ペットボトル）																				
トイレ用品	凝固剤と汚物袋がセットとなっているもの																				
粉ミルク	ミルクアレルギー対応かつスティックタイプのもの																				
紙おむつ	大人用（M、L サイズ）と子ども用（新生児、S、M、L サイズ）																				
生理用品	昼夜兼用のものとする																				
アルコール消毒液	内容量が 1 L のものとする																				
アルコールティッシュ	1 パック 40 枚入りのものとする。																				

資料) 北上市「北上市備蓄計画」（令和 4 年 2 月）より

ii) 取組内容

東日本大震災における避難者のピークが992人であったことをふまえ、備蓄想定人数を一般市民1,000人、市職員600人の計1,600人として備蓄計画を策定している。また、飲料水や水を必要とする食料、トイレ、粉ミルク等の備蓄の想定日数は、東日本大震災時の給水活動が発災後3日目から展開できていたことや、食料および飲料水については岩手県が2日分の備蓄をすることとしていることをふまえ、市でも2日分の備蓄をおこなっている。

令和4年2月の備蓄計画の修正では、これまで定められていなかったおむつや生理用品の更新時期を明記した。また、食料は、これまでアルファ化米の備蓄がメインであったところを、高齢者等へ配慮しゼリータイプの飲料も備蓄することとした。加えて、乳幼児用のミルクは、一般的な粉ミルクとアレルギー対応タイプの2種類を備蓄していたところ、より管理がしやすいスティックタイプのアレルギー対応ミルクに統一した。

また、段ボールベッドを備蓄することが一般的かと思料されるが、段ボールベッドよりも湿気に強く、再利用がしやすいことから、高齢者等の配慮が必要な避難者向けのアウトドア用のベッドを備蓄している。

このように、備蓄計画は都度見直しを図りながら、毎年の購入数と備蓄場所の割り当てを行っている。

図表 21 備蓄数量の考え方（抜粋）

備蓄品	備蓄量	期限	考え方
食料 (アルファ米)	12,500食 (250箱)	5年	1,600人×3食×2日分=9,600食≒10,000食(200箱) 各避難所倉庫へ10箱配備した場合に、北上市防災備蓄倉庫への配分量がなくなることから、毎年2,500食(50箱)購入し、5年で12,500食(250箱)備蓄
食料(携行食)	3,200食	3～5年	1,600人×1食×2日分=3,200食 ゼリータイプ(期限5年)、クッキータイプ(期限3年)を各1,600食
保存水 (飲料水用)	3,420ℓ	5年	1,600人×1ℓ×2日分=3,200ℓ 1箱500ml×24本入を購入、5年で266箱≒270箱=3,240ℓ 毎年54箱(648ℓ)購入し、5年で270箱(3,420ℓ)備蓄
保存水 (その他用)	1,620ℓ	5年	10,000食×160ml=1,600ℓ 1箱2ℓ×6本入で購入した場合、5年で133箱≒135箱=1,620ℓ 毎年27箱(324ℓ)購入し、5年で135箱(1,620ℓ)備蓄
トイレ	16,000個	10年	1,600人×5回×2日分=16,000個 毎年1,600個購入し、10年で16,000個備蓄
粉ミルク	14.5g×6本入りを 534箱(3,204本)	1年半	約800人(年間出生者数)×1日4本×2日=6,400本 このうち半分(400人分)を市で備蓄 6,400×0.5=3,200本
紙おむつ (大人用)	4,500枚	3年 程度	1,600人×0.28(令和3年4月の65歳以上の割合)=448≒450人 450人×1日5枚×2日分=4,500枚
紙おむつ (小児用)	5,000枚	3年 程度	2,400人(令和3年4月の0～3歳数)×1日5枚×2日=24,000枚 このうち2割を備蓄する。24,000×0.2=4,800≒5000枚

資料) 北上市「北上市備蓄計画」(令和4年2月)より

図表 22 配備計画（抜粋）

購入した備蓄品は、4の(1)の記載の備蓄倉庫へ次のとおり配備する。

備蓄品	最終的な 備蓄総量	一度の 購入量	毎年の配備数	最終的な配備数
			※は配備後に最終的な配備数から余剰出 た場合に余剰分（期限が近いもの）を回 収する倉庫	
食料 （アルファ米）	250箱	50箱	北上市防災備蓄倉庫 6箱 ※各避難所倉庫 2箱（20箇所40箱） ※本庁舎倉庫 2箱	北上市防災備蓄倉庫 30箱 各避難所倉庫 10箱（20箇所200箱） 本庁舎倉庫 10箱
食料（携行食） ゼリー	20箱	4箱	北上市防災備蓄倉庫 4箱	北上市防災備蓄倉庫 20箱
食料（携行食） クッキー	27箱	9箱	北上市防災備蓄倉庫 9箱	北上市防災備蓄倉庫 27箱
保存水 （飲料水用）	270箱	54箱	北上市防災備蓄倉庫 14箱 ※各避難所倉庫 2箱（20箇所40箱）	北上市防災備蓄倉庫 70箱 各避難所倉庫 10箱（20箇所200箱）
保存水 （その他用）	135箱	27箱	北上市防災備蓄倉庫 5箱 ※各避難所倉庫 1箱（20箇所20箱） ※本庁舎倉庫 2箱	北上市防災備蓄倉庫 65箱 各避難所倉庫 3箱（20箇所60箱） 本庁舎倉庫 10箱
トイレ	16,000個	1,600個	北上市防災備蓄倉庫 800個 ※計画されている避難所倉庫 400個 （配備計画は6の(3)のとおり）	北上市防災備蓄倉庫 8,000個 各避難所倉庫 400個（20箇所8,000個）

資料) 北上市「北上市備蓄計画」(令和4年2月)より

民間企業からの物資提供に係る協定では、具体的な物資の種類や数等は明記していないが、発災時に協定締結先が保有しており、かつ、市が緊急的に必要としている物資を優先的に提供してもらい、後日精算を行うこととしている。

2) 取組上の課題・工夫

ゼリー飲料やアレルギータイプのミルクの導入など、必要に応じて品目の内容を見直すことで、より多くの市民に対応した生活支援物資を提供できるように備えている。

備蓄想定人数（1,600人）は、大規模な地震が発生した場合でも十分対応できると思料されるが、豪雨等の影響により、北上川で氾濫が発生した場合には被害が広域におよぶことが想定される。これを受け、今後の発生が予想される災害の被害規模も考慮しながら今後も備蓄量の見直しを図っていく必要がある。

備蓄目標を設定し、支援物資を届ける物流面も考慮した備蓄計画の策定（大阪府吹田市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

吹田市では、大阪府と市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において、備蓄すべき救援物資の品目や量、備蓄に関する各主体の役割について「大規模災害時における救援物資に関する備蓄方針」（平成 27 年 12 月）（以下「備蓄方針」という。）が策定されたことを踏まえ、物資備蓄に関する取組を進めることとした。

ii) 取組内容

■備蓄計画の構成

「吹田市備蓄計画」は平成 29 年 7 月に検討を開始し、「人と防災未来センター」の監修を受ける形で、同年 10 月にとりまとめた。同計画では備蓄品目や備蓄目標の他、「各地域への配分計画」「整備(購入)計画」についても定めている。

また、家庭、事業所、職員による備蓄や流通備蓄等の考え方や備蓄倉庫の整備計画についても定めている。

■備蓄品目について

具体的な備蓄品目については、吹田市地域防災計画において災害発生から流通備蓄及び救援物資が到達するまでの約 1 日間で必要不可欠な食糧、生活必需品として定めている重要 11 品目に加えて、国の「防災基本計画」や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和 2 年 6 月 16 日付内閣府公表資料）を踏まえて「感染症予防物資」を設定している。

その他、初期救助活動や避難所運営等に必要な資機材や災害用トイレについても備蓄品目としている。

図表 23 吹田市備蓄計画における重要 11 品目

重要 11 品目			
①主食	②高齢者食	③粉ミルク	④毛布
⑤生理用品	⑥哺乳瓶	⑦簡易トイレ	⑧紙おむつ（乳幼児用）
⑨紙おむつ（大人用）	⑩トイレットペーパー	⑪マスク	

資料) 吹田市「吹田市備蓄計画」（令和 2 年 12 月改訂）

■備蓄目標について

備蓄目標については、市の上町断層帯地震に対する被害想定で算出した避難者数をもとに大阪府の「備蓄方針」に示された救援物資必要量の算出式に基づいて算出している。なお、重要 11 品目のうちマスクを除く 10 品目について、大阪府の「備蓄方針」では、大阪府と吹田市の必要物資量の負担は等分を原則としていることから、それぞれ算出した必要量の半数を備蓄目標としている。

図表 24 救援物資必要量の算出式の例（食料の場合）

項目	算出式(人口比率は、平成 22 年度国勢調査より)
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2(注)により算出 (注)1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。
項目	算出式(人口比率は、平成 22 年度国勢調査より)
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%(80 歳以上人口比率)を高齢者食とする。
乳児用 粉ミルク 又は乳児用 液体ミルク	【粉ミルク】 (直下型地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g (注)/人/日で算出 (注)130g は各メーカーの 1 日摂取量目安 26g×5 回/人/日=130g/人/日 【液体ミルク】 (直下型地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1 リットル/人/日

資料) 吹田市「吹田市備蓄計画」(令和 2 年 12 月改訂)

■備蓄倉庫の整備計画について

「吹田市備蓄計画」では避難所における分散備蓄のほか、各避難所への輸送も勘案して地域防災計画で定めている市内 6 ブロックに各 1 箇所ずつ防災用備蓄倉庫を設置することとし、その整備計画及び補修計画を含んでいる。

拠点備蓄倉庫については、整備費用が増大することを防ぐため、利用しなくなった幼稚園等の既存施設の改修や間借り等で活用するケースが多く、一部既存施設の跡地に新規整備するものもある。例えば、旧幼稚園施設の場合、平時はコミュニティ施設として利用し、有事は災害対応要員が入って寝泊まりする場所として利用することとしており、その一部を備蓄倉庫として利用している。

また、熊本地震で取り上げられたラストワンマイル問題（全国から届いた支援物資が、体育館などの施設に一時的に保管されるものの、そこから被災者が待つ避難所までの最後の区間である流通経路が途絶え、被災者まで届けられないこと）などの課題を踏まえ、実際に物資を避難者へ届ける「物流」も考慮し、その流れや役割分担について整理している。

図表 25 防災備蓄倉庫

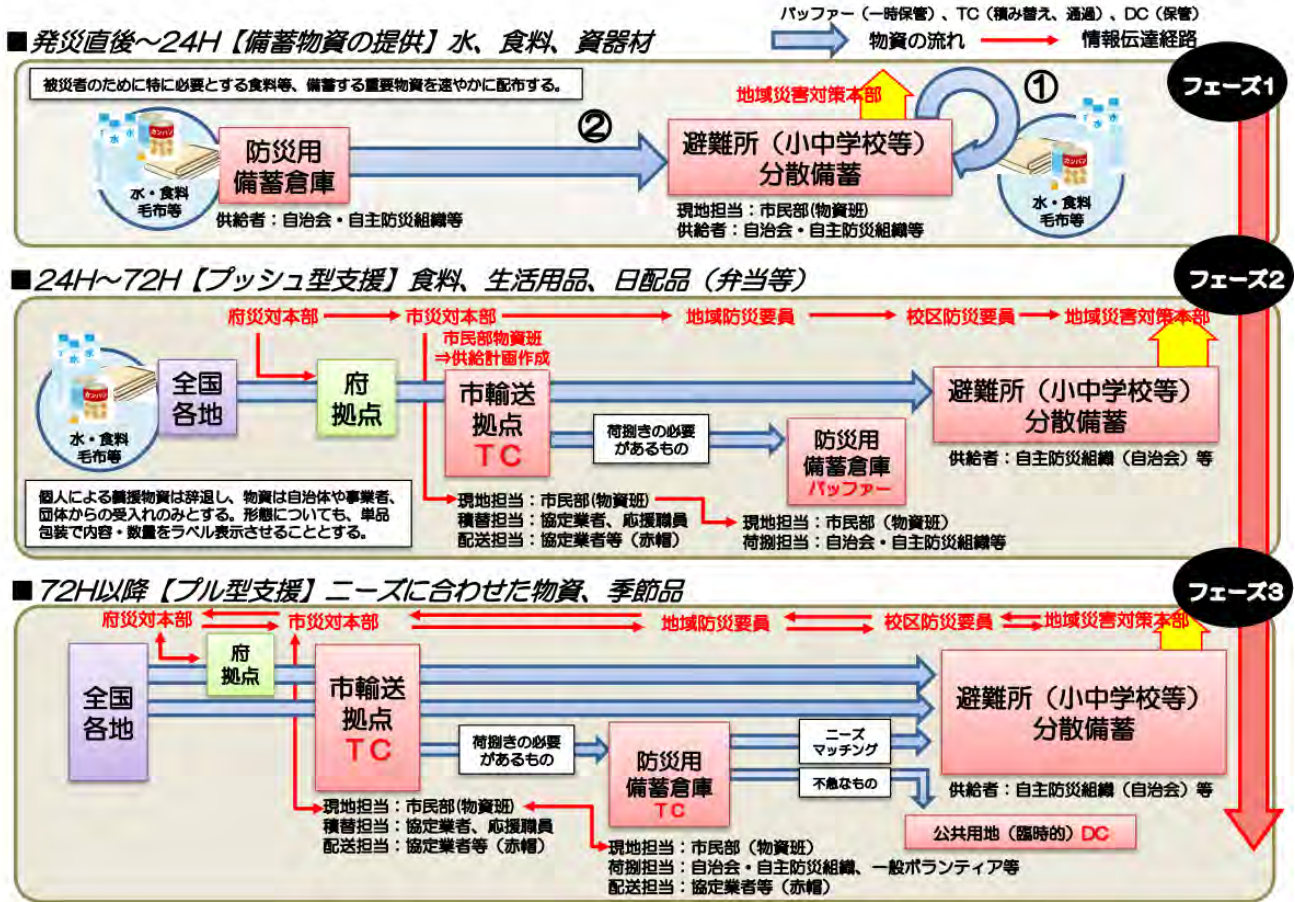
地域	備蓄倉庫名	運用開始時期
JR 以南地域	JR 以南地域備蓄倉庫	令和元(2019)年度
山田・千里丘地域	山田・千里丘地域備蓄倉庫	令和元(2019)年度
豊津・江坂・南吹田地域	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫	令和 5(2023)年度予定
片山・岸部地域	片山・岸部地域備蓄倉庫 (暫定運用)	令和 4(2022)年度予定
千里山・佐井寺地域	千里山・佐井寺地域備蓄倉庫 (暫定運用)	令和 4(2022)年度予定
千里ニュータウン地域	千里ニュータウン地域備蓄倉庫	平成 29(2017)年度

資料) 吹田市提供

図表 26 避難所への物資輸送の流れ

備蓄倉庫の物流面での業務・役割分担

資料2



資料) 吹田市「吹田市備蓄計画 (令和2年12月改訂)

2) 取組上の課題・工夫

備蓄方針の中で、市の被害想定をもとにした詳細な備蓄目標と大阪府との分担、また、市内6ブロックに設置した備蓄倉庫の整備計画や補修計画を記載することで、予算の平準化も含めて計画的に備蓄目標を立てて備蓄に取り組むことが可能となった。

市民が自ら必要物資を備えるためのチェックリストや啓発資料の公開（兵庫県神戸市）

1) 実施内容

神戸市の地域防災計画では、市民備蓄（市民による非常持ち出し品、非常備蓄品）、流通備蓄（協定を締結している業者等からの提供物資）、現物備蓄（各避難所等に備蓄されているもの）及び救援備蓄（国や他の自治体等から調達されるもの）による総合的な備蓄体制を整備することで、避難者 20 万人 3 日間の食料・物資を確保することを備蓄の基本方針としている。

その中でも市民備蓄については、東日本大震災において、食糧が十分に調達可能となるまでに 3 日を要した地域もあった事例を踏まえ、自治体からの公助を待つだけではなく、発災後のインフラの停止や流通の途絶のような際にも、自分と家族を守るため、自ら最低 3 日分の食糧・物資を備えておくことを示した啓発資料を市のホームページや広報誌へ掲載すること、市民向けの講座等で説明を行うことなどにより、市民へ広く周知をしている。

2) 取組上の課題・工夫

啓発資料では備蓄の手段として、災害用品を購入し、定期的に交換する方法のほかに、日常生活の中で少し多めに購入し、使用したら買い足していくローリングストック（回転備蓄）する方法を「蓄える」「食べる」「補充する」という具体的な行動を図示することで、わかりやすく記載している。

また、携帯電話や常備薬のような携帯用品から、タオル、着替え、飲料水などの一時避難持ち出し品、調理用品や毛布のような長期の避難生活に役立つもの、缶詰やインスタント食品のような避難時に必要となる食糧までのチェックリストを分類別に掲載することで、災害時のシーン別に必要な備蓄物資を網羅的に確認することが可能となっている。

図表 27 備えの仕方について（チェックリスト）

✓ 長期の避難生活に役立つもの

今までの物に加えて備えておきたいもの。
普段の生活で一つ開封したら新しい物を買っておくなど少し多めに買って置くことで、避難生活に役立ちます。

- カセットコンロ（ガスボンベも）、IHクッキングヒーター
- 調理用品 キッチンばさみ、鍋など
- 飲料水 1人1日3リットル程度
- 食糧 そのまま食べられるものや
煎炒燻蒸で食べられるものが良いでしょう
- 調味料
- キッチンペーパー
- ポリ袋（大、小）
- ティッシュペーパー
- 簡易トイレなど 災害用トイレなど排水装置でも使用できるもの
- トイレレットペーパー 乾式トイレ用紙では不足すると言われています

図表 28 ローリングストック法についての紹介

資料) 神戸市提供 ※ (右) 広報紙 KOBE より

6. 再生可能エネルギー等の活用

太陽光発電による避難所の電源確保（埼玉県さいたま市）

1) 実施内容

「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」のリーディング事業として、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間で避難所に指定されている全市立学校に太陽光発電設備および蓄電池を導入した。

これにより停電時にも、非常用コンセントから電気を使用することが可能である。なお、非常用コンセントは主に市立学校の職員室と体育館の 2 か所に設置されている。

また、太陽光発電設備・蓄電池システムに加えて、市立学校のうちの 3 校に電気自動車から電力供給を可能とする非常用電源システム（V2X 機器）を備えている。V2X 機器とは、V2X 機器を電気自動車に接続することにより、緊急時に電気自動車から施設へ電力を供給でき、施設内で電気自動車から供給された電力を活用できるシステムである（下の写真参照）。

図表 29 太陽光発電設備・蓄電池システムの概要



資料) さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/001/009/015/014/p030777.html>)

2) 取組上の課題・工夫

災害時に備え、蓄電池は常に電力が充電されている状態にしておくこととし、余剰電力については施設利用したり、売電することで電気代等の経費削減を実施している。

図表 30 非常用電源システム



太陽光パネル



蓄電池



V2X 機器



非常用コンセント

資料) さいたま市ホームページ (<https://www.city.saitama.jp/001/009/015/014/p030777.html>) 及びさいたま市提供

SNS を活用した電気自動車等の給電車両の派遣（兵庫県神戸市）

1) 実施内容

電気自動車は一台で一般家庭において必要な約4日相当の電力を供給可能であり、また、自走が可能のため災害時の迅速な電力供給に適している。

神戸市では、避難所等で停電が発生した際に、市と協定を結んでいる自動車販売店が、「給電サポーターマッチングシステム」(※後述)により電気自動車等の給電車両を避難所に派遣し、給電車両から避難所に電力を供給する取組の実現に向けて、訓練等を通じて実証実験を行っている。給電車両によって給電された電力は避難所の照明、電化製品、スマートフォンの充電等に使用される。

「給電サポーターマッチングシステム」とは、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により国立研究開発法人と民間企業が開発した防災チャットボット「SOCDA」を活用したシステムであり、依頼者(避難所の管理者)と派遣者(給電車両を保有する自動車販売店)をAIがマッチングし、リアルタイムでやりとりを行うことにより迅速な給電車両の派遣を可能にしている。管理者(神戸市など)は管理画面から給電車両の依頼・供給状況をリアルタイムで把握できるようにしている。

また、「給電サポーターマッチングシステム」はSNSを通してアクセスが可能のため簡単に操作を行うことができる。将来的には協定事業者の給電車両だけでなく、個人の給電車両を登録することも検討している。

2) 取組上の課題・工夫

神戸市では、事前に電気工事を行うことで、停電時でも施設の一部について、給電車両からの給電により照明などをそのまま使用することができる取組を進めており、この電気工事を災害時に避難所となる市立小中学校等に実施するとともに、民間施設への導入に対する補助事業を行っている。また、給電車両は避難所での給電後、市内の発電所(港島CC(クリーンセンター))にて充電を行い、避難所に再度電気を供給していく運用を想定している。

図表 31 外部給電・神戸モデルのイメージ



資料) 神戸市提供

図表 32 神戸市による SOCDA のモニタリングの様子



図表 33 SOCDA の運用画面



資料) 神戸市提供

バイオマス熱利用設備による避難所の暖房設備（北海道足寄町）

1) 実施内容

北海道足寄町では、環境省の補助事業を活用して、指定避難所に指定されている「子どもセンター」に、再生可能エネルギーであるバイオマス熱利用設備を導入しており、平時から暖房設備として利用している。

北海道足寄町は、平成 30 年度に環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用し、認定こども園や子育て支援センター、地域保育所等である「足寄町 子どもセンター」に、木質バイオマスボイラを設置した。

バイオマス熱利用設備である木質バイオマスボイラにより温められたお湯は、調理や手洗い用の給湯に用いられると共に、施設全館に循環させることで床暖房等の暖房設備に利用されている。

発災時の「子どもセンター」は、想定収容人数が 570 人の指定避難所であるが、燃料となる木質ペレットを平時から十分確保すると共に、ボイラ本体やお湯を施設に循環させるためのポンプを稼働するための発電機を備えてあるので、停電時であっても暖房設備を利用でき、避難所における良好な生活環境を確保できる。

2) 取組上の課題・工夫

木質バイオマスボイラの燃料となる木質ペレットは、北海道足寄町の基幹産業である林業から生じる低質材（径が細かったり、曲がったものなど製材にならない形質の悪い木材）を活用しているので、安定的に入手できるほか、地域資源の有効活用にも繋がる。

また、平成 30 年度の導入以降、地元の設備メーカーとメンテナンス契約を締結し、故障時や災害時は迅速に対応できる体制を構築することで、これまで安定的な運用を実現している。

図表 34 木質バイオマスボイラ 図表 35 十勝産カラマツペレット『エコット』



資料) 足寄町提供

7. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

「避難所運営委員会」の設置による関係機関の必要な情報共有と連携（佐賀県大町町）

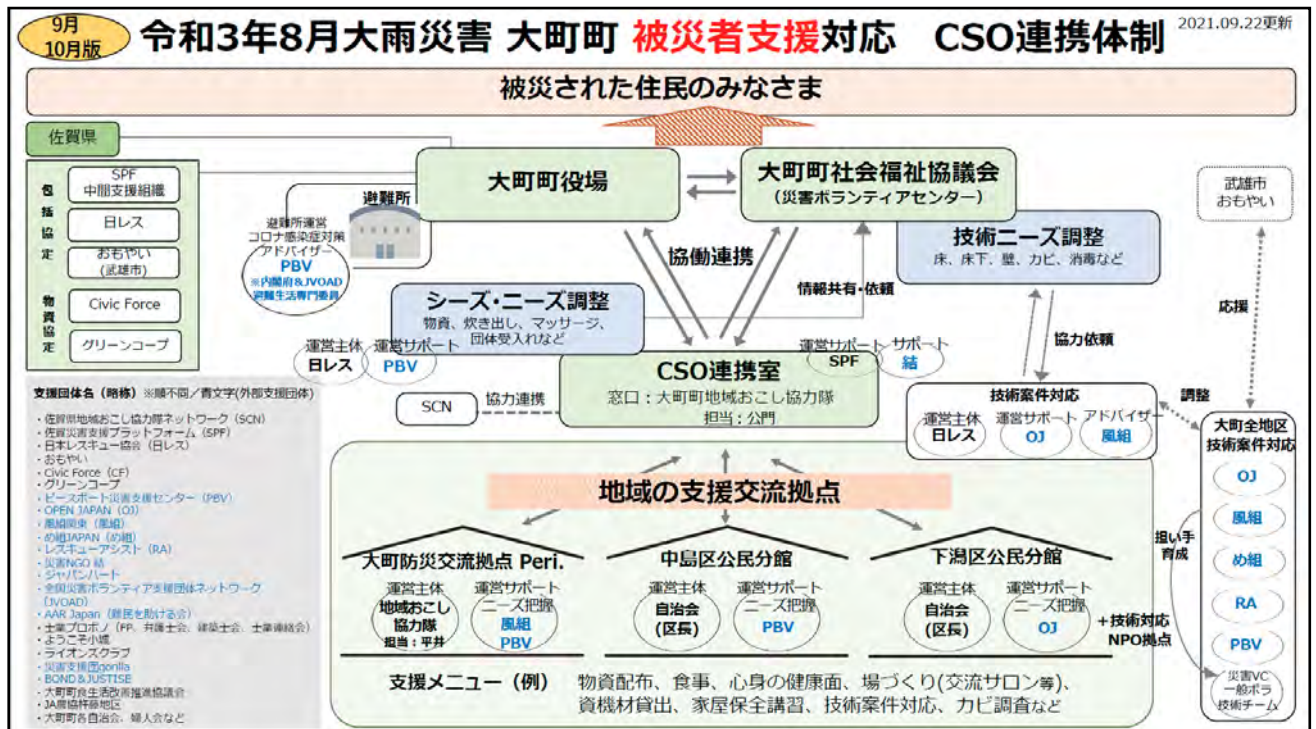
1) 実施内容

i) 取組の背景

令和元年8月豪雨時にNPO等の民間団体から支援を受けたことをきっかけとして、災害発生時に、町職員（福祉課、子育て健康課、教育委員会等）、避難所運営に携わる県保健師、栄養士、NPO等の民間団体などが一堂に会して、避難者の支援ニーズ（物資、食糧、医療など）の情報を共有する枠組みとして「避難所運営委員会」を設置することとした。この避難所運営委員会は円滑な避難所運営を目的とした位置づけとされ、令和2年3月に作成した大町町指定避難所設置・運営マニュアルにも記載している。

また、令和3年8月豪雨後は、総合的に地域の防災力を高め、今後の災害対策を行うため、町にCSO連携室（Civil Society Organizations：市民社会組織）を立ち上げ、被災者支援のために情報交換や協力をするための中間組織であるNPOに加盟・登録されているNPO等、大町町社会福祉協議会、地域団体等、災害対応を行う者の調整・活動をする「CSO連携会議」を月1回程度開催し、平時からの定期的な情報共有体制・連携体制を構築してきた。

図表 36 CSO 連携体制



資料) 大町町 CSO 連携室資料

ii) 取組内容

こうした平時からの体制構築により、令和3年8月豪雨時には、早期から市民社会組織団体、県保健師、栄養士、NPO等の関係機関が加わり「避難所運営委員会」を開催し、避難所運営に携わる役場の調

整班・食料班・物資班、保健医療チーム、衛生班と連携し、避難所運営に必要な被災者の健康状態、物資や食事の状況、被災の状況やサービス提供の方法、避難所の環境・衛生面等についての情報共有を図ることができた。

また、CSO 連携室が中心となり、発災直後は保健師による健康調査、災害ボランティアセンターによる家屋保全作業等のニーズ調査や NPO による個別のニーズ把握、罹災証明書の発行段階では、町が被災者台帳を作成し、その後の個別訪問にて住まいの再建を主目的とした相談支援を行った。

2) 取組上の課題・工夫

令和3年8月豪雨では、避難所運営委員会は、避難所開設直後はほぼ毎日、その後は週2～3回の頻度で、避難所閉鎖までの約2ヶ月間開催した。

また、避難所開設から約半月後、内閣府から委託を受けた NPO の避難生活支援アドバイザーが派遣され、避難所運営状況を確認の上、評価・改善点についてフィードバックを得て、取組の改善につなげた。

小規模自治体は準備できる資源には限界がある。大規模災害時や災害対応の長期化を前提として、外部からの支援を可能な限り受け入れられる体制づくりが重要である。

市内の社会福祉施設間における災害時応援協定の締結（愛媛県宇和島市）

1) 実施内容

これまで福祉避難所開設に係る流れ、福祉避難所における備え（備蓄品等）、応援体制が具体化されていない中で平成30年7月豪雨にて被災した経験から、令和3年7月13日、宇和島市及び指定福祉避難所含む宇和島市内の社会福祉事業所等（特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設等計64施設）において、災害時、自らによる施設の利用者に対する支援機能の維持等が困難になった場合、当該支援機能の補完等を目的とした応援を円滑に実施するための災害時応援協定を締結した。

協定書に記載された主な項目には、応援に必要な人材派遣、食料、飲料水及び生活必需品の提供、避難及び生活支援に必要な場所の提供等の応援内容や、応援費用の負担が明記されている。

応援要請の具体的な流れとして、まず被災した社会福祉施設（受援施設）が事務局である宇和島市の高齢福祉課へ、応援として必要な人材の職種・人数・業務内容、必要な資機材や物資の数量等を記載した応援要請連絡票を提出する。その後、宇和島市は先述した事項を転記した要応援事項連絡票を受援施設へ提出し、市による応援者の調整、応援計画の作成、受援・応援両施設への通知が行われる。

2) 取組上の課題・工夫

協定締結後は、定期会議や研修等において、知見や情報の共有を図っている。また、平時より顔と顔の見える関係づくりに努め、災害発生時（自然災害、生物災害）においても迅速に対応できる協力体制を構築している。

図表 37 支援を必要とする社会福祉施設への応援体制



資料) 宇和島市提供

NPO と連携した効果的な避難所運営（岡山県倉敷市）

1) 実施内容

i) 庁内の体制

平成 30 年 7 月豪雨では、開設する可能性の低い指定緊急避難場所に担当者を 2～4 名、開設する可能性の高い指定緊急避難場所では 8～10 名程度の担当者を振り分けており、発災初期の対応に当たることとしていた。（令和 4 年度からは開設する可能性の高い指定緊急避難場所にのみ、重点的に配置する運用に変更。）

また、発災後、概ね 72 時間の応急段階においては、指定緊急避難場所の運営は市職員（主にあらかじめ振り分けられた職員）で対応し、指定避難所の段階に移行した場合には、市職員（管理職含む。）と避難者で長期的な運営体制を構築し、最終的には避難者が中心となった運営となるよう、段階的に運営主体を移行することを想定していた。

しかし、平成 30 年 7 月豪雨では、避難者は被災した住宅等の片付け等に忙殺されていたことや、避難所運営に協力が可能な避難者は、早く避難所を退所する傾向にあったことから、想定したような体制を構築することができなかった。

ii) NPO との連携

平成 30 年 7 月豪雨では、市が長期的な指定避難所の運営を行う体制を構築することが遅れ、安定的な運営までに時間がかかったことや、長期的な指定避難所の運営を経験した職員がいなかったことから、指定避難所の運営ノウハウを保有する NPO へ、支援要請を行った。また、自発的に避難所運営支援を実施する NPO も多数いた。

2) 取組上の課題・工夫

平成 30 年 7 月豪雨では、様々な場面で NPO による支援が行われた。指定避難所の運営においては、NPO が市と避難者との仲立ちをすることにより、指定避難所の運営が円滑に進められた部分があると考えている。

また、専門的知識のある NPO による、子どもの見守り、学習補助などの活動支援により、被災者の信頼感を取り戻せたと考えている。

平成 30 年 7 月豪雨以降、特に被害が甚大であった真備地区を中心に、地区防災計画の策定、啓発活動、避難訓練の実施、個別避難計画の策定などについて NPO 等による支援が継続されているが、行政が NPO と連携しているというよりも、地域が NPO と結びついて活動している側面が強い。そのため、倉敷市では NPO の活動を阻害することがないように、地域の活動が市の全体方針と大きく違わないように避難行動や防災に関する認識についての擦り合わせや助言を行っている。

また、倉敷市は、一部の NPO と指定避難所の運営支援や人員・救援物資等の輸送など、災害等緊急時における支援協力に関する協定を締結している。

宗教団体と連携した避難所の確保（長野県長野市）

1) 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策として、一人あたりの十分なスペース確保等を行うことで収容可能人数が減少することを考慮すると、多くの避難所を確保することが重要となる。

長野市では、令和元年台風 19 号の経験から、市内にある 7 つの寺院からの提案を受けて、令和 2 年 7 月に災害時に寺院を避難所として活用することを内容とする「災害時における地域の避難所の設置及び運営に関する協定」を寺院との間で締結している。

当該寺院は、発災時に指定避難所だけでは避難所が不足する場合に、地域の避難所として開所される。避難所として開所された場合は、庫裏(くり)等が避難所スペースとして想定されている。庫裏は、畳が敷いてあり、体育館などと比べて生活する環境が整っている。

本避難所の設置者は長野市であるが、運営は、寺院の住職等が責任者となり、地域住民等の協力を得て行われる。また、避難者へ提供される物資等については、長野市が調達し、避難所へ配送することとなっている。

2) 取組上の課題・工夫

宗教施設である寺院を避難所として利用するために、宗派等に問わず避難者を受入れること、避難者に宗教活動をさせないこと、避難者の信教の自由が保障されることを、寺院側と申し合わせている。なお、本協定締結前には顧問弁護士と相談し、政教分離の観点から憲法第 20 条及び第 89 条との関係について確認している。

図表 38 宗教施設が避難所となる場合の支援に関する国会答弁

地方公共団体の中には、宗教団体と災害協定を締結するなどして、宗教施設を指定避難所として活用しているところもあると承知をいたしております。宗教団体が地方公共団体と連携しましてこうした社会貢献活動を行うことは、大変意義のあることと考えております。

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体、一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設が含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

資料) 第 208 回国会衆議院文部科学委員会（令和 4 年 4 月 15 日）末松信介国務大臣答弁

第3章 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組

1. 指定避難所以外の避難所の活用

安全な親戚・知人宅などへの避難による避難所の3密回避（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和元年8月豪雨では町の避難所の数、町職員の人手が不足した経験を踏まえ、住民による地区ごとの防災対応力の向上を目的とし、山間部での土砂崩れや河川氾濫など、町内31地区ごとに発生しうる災害に合わせた訓練や段ボールベット組み立て体験、防災講座、災害ボランティア養成講座等の様々な訓練、研修を、町職員、各町内会役員や自主防災会などで実施した。

それらの訓練、研修の中で、安全な親戚・知人宅などへの避難など、コロナ禍での避難のあり方についても、住民をはじめとした研修参加者へ説明をしてきた。実際に、令和3年8月豪雨時では、避難先として指定避難所だけでなく、安全が確保された場合、親戚・知人宅への避難についても推奨した。あわせて、町の広報誌等を通じて住民に広く周知した。

2) 取組上の課題・工夫

もともとは、令和元年8月豪雨時に、町の避難所・町職員だけでは被災者対応が十分にできなかったことを踏まえて、安全な親戚・知人宅への避難の検討を住民向けの研修内容に加えていた。

実際に、令和3年8月豪雨時では令和元年8月豪雨時と比較し、避難所への避難者数が減少したが、親戚・知人宅などへ避難したことが理由の1つだと考えており、これらの研修は避難所の利用人数を抑えて3密回避につながられたという面でも評価できる。

旅館ホテル組合との協定による県全域の宿泊施設を活用した避難所の確保（熊本県）

1) 実施内容

熊本県では、平成 26 年に、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結し、高齢者や障害者等、避難所での生活において特別に配慮が必要な住民を対象として、旅館やホテル等の宿泊施設を活用することとしていた。

令和 2 年 7 月豪雨においては、新型コロナウイルス感染症対策や子育て世帯のプライバシー保護の観点から、密を避けた避難生活の確保が必要であったことから、この協定に基づき、県下全域で受入可能なホテル・旅館を確保するとともに、県が主導して要配慮者等の避難者の斡旋を行った。

実施に当たっては、県が旅館ホテル組合に宿泊施設提供の協力を要請し、旅館ホテル組合からの受入が可能なホテル・旅館の情報を被災市町村に提供。その後、被災市町村は旅館・ホテルへの宿泊調整を行った。

2) 取組上の課題・工夫

令和 2 年 7 月豪雨を受け、同協定に基づきより円滑に要配慮者等が旅館・ホテルに避難できるようにするため、県、市町村、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合等が実施すべき事項を整理したマニュアル（「災害時における要配慮者等への宿泊施設提供マニュアル」）の改訂（令和 3 年 3 月 30 日）を行った。

具体的には、市町村による旅館・ホテルの被害状況等の確認を取組内容に追加、事業実施から終了までの業務フローを整理、事業実施に係る様式の整備等を行った。

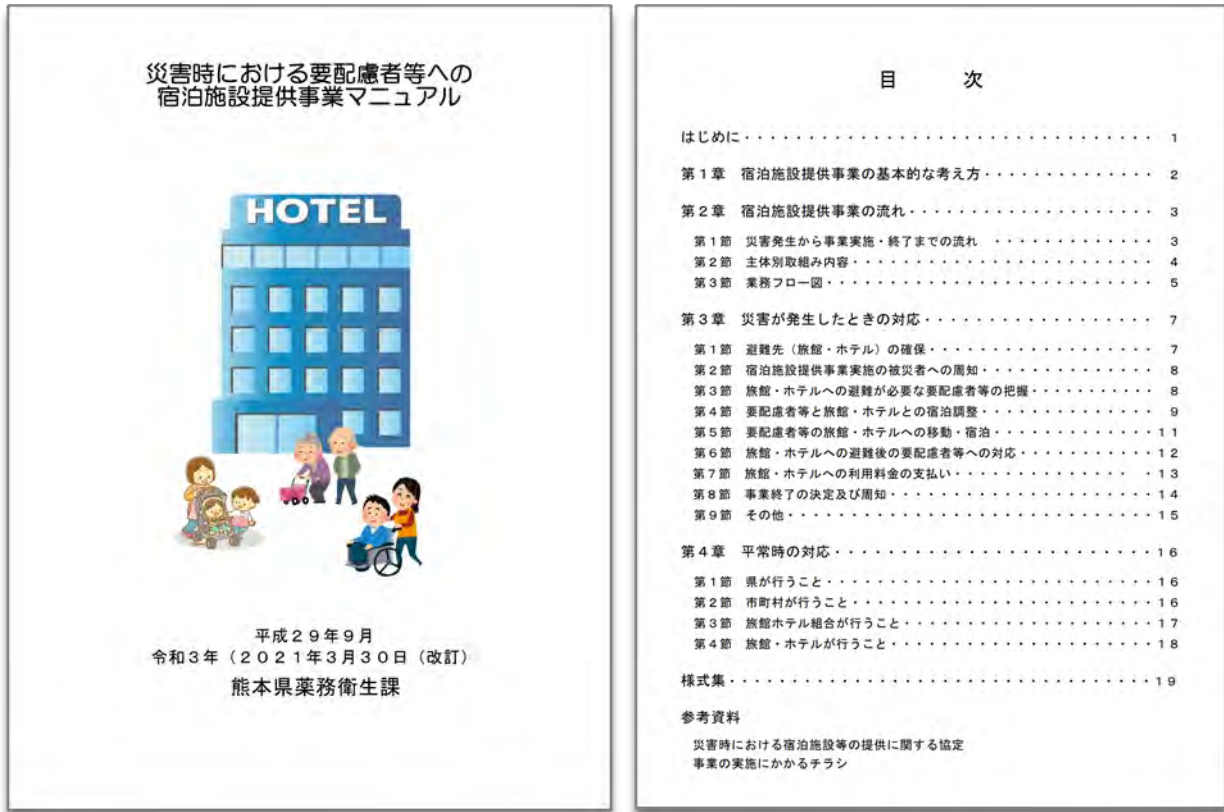
図表 39 熊本県が斡旋した旅館・ホテル数及び延べ避難者数

市町村数	斡旋した旅館・ホテル数（施設）	延べ避難者数（人）
7	14	200

資料) 内閣府「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（令和 3 年 5 月）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>

図表 40 熊本県業務衛生課作成の宿泊施設提供事業マニュアル



資料) 熊本県「災害時における要配慮者等への宿泊施設提供事業マニュアル」(令和3年3月)

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/136082.pdf>

垂直避難時の避難所の確保と広域避難時の宿泊施設利用に係る補助金交付（東京都江戸川区）

1) 実施内容

江戸川区は水害が発生した場合、区内ほぼ全ての地域が浸水する可能性があるため、避難所も浸水し収容人数が限られることや、避難所が使用不能になる可能性が見込まれる。このような場合の十分な避難者の受け入れ施設を確保するため、江戸川区は2020年9月に区内5つのホテルと「災害時における施設等の利用に関する協定」を締結した。

協定では、このような場合に、区がホテルの空き室を借り上げる形での活用を予定している。これらの避難所は、避難所としての管理・運営はホテルが行い、食料品、生活物資等の供給は区が行う。

また、この他に江東5区による共同検討開始の避難情報発令時（※1）には、区外の宿泊施設（※2）に宿泊した者に対して、一人あたり1泊一律3,000円、3泊までを限度（最大9,000円）として補助を行っている。

※1 江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）が共同で発表する避難情報

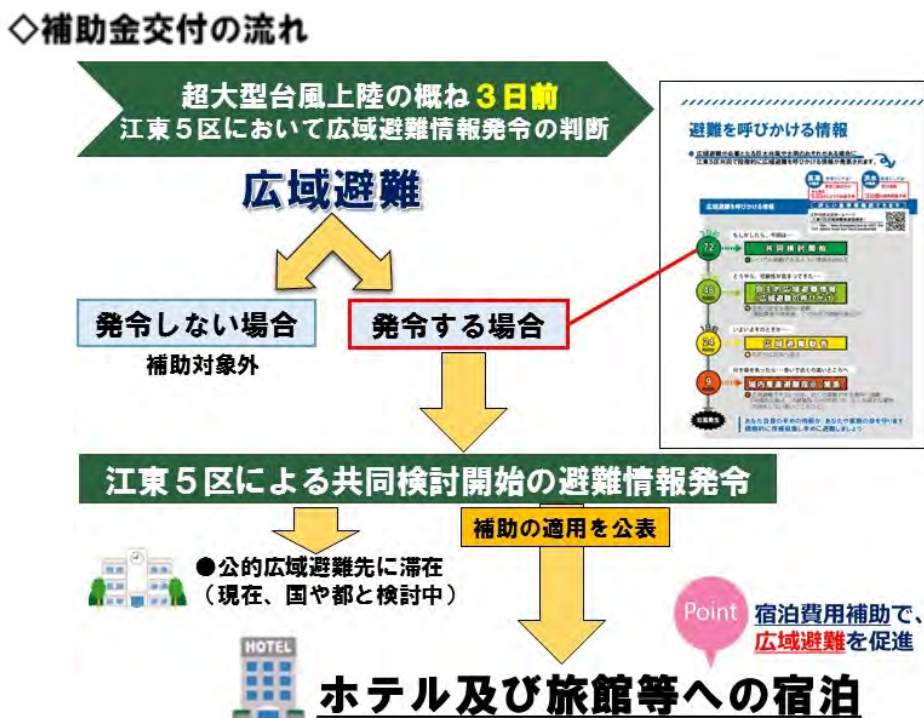
※2 ホテル・旅館等は区のHPから確認が可能。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaiizen/bosai/oshirase/20210303.html>

2) 取組上の課題・工夫

江戸川区が区内で借り上げたホテルへのあっせんは区が行うこととしており、妊産婦や乳幼児を抱える家族、障害者・要介護者など一定の配慮が必要な方を優先することとしている。なお、区外の宿泊施設利用代金への補助は全区民を対象としている。

図表 41 広域避難時の宿泊施設利用に係る補助金交付の流れ



資料) 江戸川区ホームページ

妊婦が宿泊施設に避難する際の補助金支給事業（大阪府豊中市）

1) 実施内容

豊中市は新型コロナウイルス感染症対策として、大雨・台風等の風水害が発生した際に、妊婦が宿泊施設に避難する費用の補助を行っている。補助金額は1泊あたり7,000円を上限とし、補助期間は市が避難所を開設するか、妊婦の居住地に避難情報を発令した日から、避難情報、気象警報が解除されるまでの間としている。なお、補助の対象となるのは、宿泊施設への避難時点で妊娠届を提出している妊婦（妊婦の家族等は含まない。）であり、市内の浸水想定地域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に住民登録があることを条件としている。

2) 取組上の課題・工夫

本事業は宿泊費用を一時的に宿泊者が立て替え、宿泊施設をチェックアウトした後に必要書類を市に提出し、事後清算を受ける方式を採用している。また、本制度は市内および近隣市の旅館業法により営業許可を得た全ての宿泊施設を補助の対象としている。宿泊施設に避難する前段階での手続を不要にすることおよび対象の宿泊施設を限定しないことで、発災時の迅速な避難を可能にしている。

図表 42 ホテル・旅館避難の助成金

豊中市

**妊娠中の方が
大雨・台風等の災害発生に備え、宿泊施設に避難
する場合の宿泊費を助成します**

新型コロナウイルス感染症が流行中、大雨・台風に伴う災害からの避難に備え、妊娠中の方が豊中市内及び近隣市町のホテル・旅館等の宿泊施設に避難する場合に、その宿泊費を助成します。
※旅館業法により、営業許可を得た宿泊施設

対象となる状況

大雨・台風などにより、市が避難所を開設するか、避難情報※を発令した場合のみ、助成の対象となります。
〔地震による避難所開設、避難情報発令は対象になりません。〕
※高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

対象となる方

宿泊施設への避難時点で妊娠届を提出している妊婦であって、住まいの要件を満たしている方が対象です。
<住まいの要件>
・市内の浸水想定地域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に住民登録がある。

※同一世帯のご家族も同行可能です。
※ホテル・旅館などの宿泊施設では、医療体制などは確保していません。

対象となる期間


令和5年3月31日まで

助成金額

宿泊費（上限）：妊婦1人1泊あたり7,000円（消費税含む）
※食費や宿泊施設への移動にかかる経費等は対象外です。

豊中市デジタルハザードマップ

**お住まいの住所が
対象が確認できます。**



ハザードマップの見方がわからない場合は、危機管理課 06-6858-2683 へお問い合わせください。

**ホテル・旅館など宿泊施設への避難の流れと
助成金の申請方法**

- ① 豊中市が避難所を開設、又は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が「発令」されたことを確認
- ② ホテル・旅館等の宿泊施設を避難先として確保
※避難先となるホテル・旅館等はご自身で確保してください。
※助成の対象は、豊中市及び近隣の市（大阪市、吹田市、箕面市、池田市、伊丹市、尼崎市）の宿泊施設です。
- ③ 天候が悪化する前に速やかに避難
※天候が悪化してから移動は危険です。
※避難先で必要なものを準備して、携行してください。
- ④ 避難情報、気象警報の「解除」を確認し、チェックアウト。
宿泊費は、助成対象者において、一旦お支払いください。
※宿泊施設に領収書と宿泊証明書を発行してもらってください。
助成金交付申請に必要です。
※チェックイン後に避難情報や気象警報が解除されても、そのまま宿泊しても構いません。
- ⑤ チェックアウト後1か月以内に申請書類一式を郵送してください。
□新型コロナウイルス感染症流行下における妊婦一時避難宿泊費用助成交付申請書兼請求書（様式第1号）
□母子健康手帳の写し（妊婦の氏名、交付日がわかるページ）
□宿泊施設の領収書
□宿泊証明書

領収書により、宿泊者氏名及び宿泊期間が明記され、本助成の対象者が宿泊に要した費用であることが確認できる場合は、宿泊明書を添付することができます。

Q&A

Q1. 宿泊施設へ避難した日に避難情報が解除されました。この場合対象になりますか？
A1. チェックイン当日の避難情報解除であれば、その日の1泊は助成の対象となります。

Q2. 豊中市内の浸水想定地域に住んでいますが、豊中市に住民登録をしていません。対象になりますか？
A2. 豊中市に住民登録のない方は、対象になりません。

Q3. カテマまでの移動にタクシーを利用しましたが、対象になりますか？
A3. 宿泊施設への移動にかかる経費は対象になりません。

お問い合わせ・申請書郵送先

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号 すこやかプラザ
母子保健課（妊婦一時避難助成担当）
TEL: 06-6858-2800（月～金 9:00～17:15 ※祝日を除く）

資料) 豊中市ホームページ

中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置（熊本県人吉市）

1) 実施内容

i) 取組の内容

令和2年7月豪雨時において、中小企業大学校人吉校（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用し、配慮が必要な乳幼児をもつ世帯の避難所を設置した。

中小企業大学校の避難所としての活用は平成28年熊本地震が契機となっており、当時、市と中小企業大学校にて協議したものである。指定避難所として本市が必要とした場合は、双方の協議により開設することとなっている（常設の指定避難所ではない）。

令和2年7月豪雨時において、乳幼児避難所に市保健センターが指定されていたが、発災2週間後には空調設備の不具合で、利用が出来なくなった。また、台風10号の発生も重なる中、複数の家族が生活スペースとして利用できるような部屋数がある施設として中小企業大学校を選定した。

市ホームページ、SNS、保育園等に乳幼児避難所開設のお知らせを掲示する等で周知の上、乳幼児家族からの事前相談を受け、入居世帯の調整を行った。

ii) 受入体制

中小企業大学校の避難所は、体育館、ロビー、会議室等の大部屋を使用した。

受付後すぐに定員を超える事態が生じたので、指定緊急避難場所である人吉市カルチャーパレスホール棟2階を乳幼児避難所として急遽、追加開設した。

図表 43 中小企業大学校を活用した乳幼児避難所の様子



資料) 人吉市提供

2) 取組上の課題・工夫

乳幼児専用の避難所に避難してもらうことで、保健師などが健康状態等を把握しやすくなった。

また、他の避難所でも子ども世帯の利用はあったが、親戚宅を利用できる世帯などはできるだけ避難所以外を利用してもらった。

2. 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

保健師の巡回による避難者の健康状態の把握（長崎県雲仙市）

1) 実施内容

避難所の受付で検温・チェックシートによる体調確認を行い、感染の疑いがある避難者のスクリーニングを行った。また、半日に一度の保健師による巡回を実施し、避難者の健康観察および避難所の衛生状況の確認をおこなった。

令和3年8月11日からの大雨による災害では、発熱や体調不良を訴える避難者はいなかったが、新型コロナウイルスへの感染の疑いがある避難者がいる場合には、一般の避難者とは別の個室に移動させ、病状が悪化した際には救急車で病院に搬送することを想定していた。

図表 44 健康管理チェックシート

新型コロナウイルス感染予防チェックシート(世帯用)				(裏面)			
記載日	(年 月 日)		対応者氏名 ()	避難所内での体温・症状等経過表			
避難所名	()						
世帯主氏名①		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
世帯員 ②		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
世帯員 ③		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
世帯員 ④		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
世帯員 ⑤		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
世帯員 ⑥		生年月日	T/S/H/R 年 月 日(歳)				
住所	雲仙市 国見町・瑞穂町・善妻町・美野町・千々石町・小浜町・南車山町 番地						
緊急連絡先電話番号							
★避難時体温と症状	① 体温 °C 症状()	② 体温 °C 症状()	③ 体温 °C 症状()	月 日 分	月 日 分	月 日 分	月 日 分
☆2週間以内の発熱等症状や受診・検査の有無	① 有 ・ 無	② 有 ・ 無	③ 有 ・ 無				
☆上記有の場合	経が①～③、いつからいつまで、何°Cくらいの発熱か、どのような症状か、受診、検査結果はどうだったか						
☆2週間以内の行動について	①海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間：						
各地域の感染者発生状況によって感染のリスクがあるかどうか判断する目安として活用する	②海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： ③海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： ④海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： ⑤海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： ⑥海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合)場所・期間：						

資料) 雲仙市提供

図表 45 保健師による巡回の様子



資料) 雲仙市提供資料

コロナ禍での安全な炊き出しを実施するためのガイドライン作成（佐賀県大町町）

1) 実施内容

i) 取組の背景

被災者への食事提供について備蓄食のみでの対応では、避難が長期化した場合に栄養不良につながるおそれがある。令和3年8月豪雨時はコロナ禍ではあったが、町としては被災者にできるだけ栄養価の高い温かい食事を提供し、避難生活のストレスを軽減したいとの考えがあったことから、炊き出しボランティアを受け付けることとした。

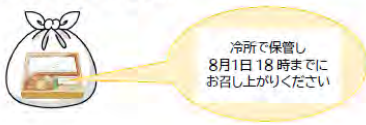
ii) 取組内容

炊き出しに関するマニュアル等が無かったため、発災の2週間後に、「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」と「名簿・健康衛生チェック表」を作成し、受入体制を整えた。ガイドラインの作成にあたっては、内閣府の通知等の内容のほか、支援団体、有識者等によるアドバイスを参考とした。

ガイドラインは、【現地入り前の事前準備】【現地での活動】【活動終了】の3つのフェーズ別に、献立内容の検討や、調理時の注意、健康管理、炊き出し時の感染症対策等についてチェックリスト形式で確認できるようにした。また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれていることから、3密を避けること、こまめな手洗い、アルコール消毒、毎日の検温、渡航歴のチェック、COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）の活用も、当ガイドライン別紙に記載している。

図表 46 コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン（抜粋）

<div style="text-align: right; font-size: small;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</div> <p style="text-align: center;">令和3年8月大雨災害 大町町 「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">食中毒予防のため、また新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のことを必ず守ってください。</p> <p>【現地入り前の事前準備】</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策については、別紙①「大町町コロナ禍における支援受け入れについて」を参照してください。</p> <p>■献立の内容検討</p> <p>(1)下記のポイントに従ってください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加熱していない食品の提供は避ける ※生野菜(きゅうり、トマト、レタス等)、刺身、生肉、カットフルーツなど <input type="checkbox"/> 主食(ご飯、麺、パンなど)だけでなく、特定の食品に偏らないよう工夫をする <input type="checkbox"/> 献立内容は、無理なく作ることができる内容にする。(時間、人数、品数など) <p>(2)栄養面を考えてください</p> <p>◎便秘・下痢の予防のため 災害後のストレスや生活環境の変化、食物繊維の不足等で便秘や下痢になる方が増えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 野菜など食物繊維を多く含む食品の提供に配慮する <input type="checkbox"/> 食事だけでなく、お茶や水など水分補給が行えるように、飲み物の提供も回る <p>◎倦怠感・疲労感の予防のため 被災後のストレスや生活環境の変化等で食欲不振に陥り、体力の低下や倦怠感などを訴える方が増えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提供される食事に、野菜なども含め、いろいろな食品が使用されるよう工夫する ※栄養バランス、微量栄養素が摂取できる献立になっている <p>◎貧血予防のため ごはん、おにぎり、パン等の主食が中心となった食事では、鉄やたんぱく質が不足し、貧血になる方もいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 肉や魚、大豆製品など、たんぱく質を含むメニューを検討する <input type="checkbox"/> 鉄分を含む食品や、鉄分を強化した食品を提供するなどの配慮を行う <p>◎風邪の予防のため 避難所生活等で体力が低下し、風邪にかかりやすくなります。体力回復に必要なたんぱく質の摂取を心がけましょう。</p>	<div style="text-align: right; font-size: small;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</div> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 肉や魚、大豆製品など、たんぱく質を含むメニューを検討する <input type="checkbox"/> ビタミン類が補える食品の提供を工夫する <p>【現地での活動】</p> <p>■体調確認</p> <p>(1)毎朝、体温測定をお願いします</p> <p>(2)体調がすぐれない場合は活動に参加しないでください</p> <p>(3)活動日ごとに「名簿・健康衛生チェック表」を提出してください 提出先:大町町避難所受付</p> <p>■衛生面に関して</p> <p>(1)身支度の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 着衣の汚れやゴミの付着、長い髪は束ねるなど異物混入の対策をする <input type="checkbox"/> 爪は短く切っている。調理、配食時は、手袋を着用する <input type="checkbox"/> 不織布マスクを着用すること。鼻からあごまできちんと覆う <input type="checkbox"/> 清潔な服、エプロン、頭髪を覆うもの(三角巾など)を着用する <input type="checkbox"/> 下痢、発熱、手指に傷や化膿があるなど、体調が悪い人は調理、配食を行わない ※毎日、活動開始前に全員「名簿・健康衛生チェック表」に記録し、大町町避難所受付まで提出してください。 <p>(2)手洗い・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調理前、食事提供時、トイレ後には、石鹸・流水でよく手を洗い、消毒液を使用する <input type="checkbox"/> 十分な水が確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒を行うこと <input type="checkbox"/> 手がきれいにならない場合は、食品に直接手でふれないよう使い捨て手袋などを使用し、手袋を着用したうえでアルコールスプレーを手指全体にかける <input type="checkbox"/> 調理中も、こまめに手指消毒することを心掛ける ※調理台・配食時に常にアルコール消毒薬を置いてください。 <p>(3)ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配送時の交通ルールや、駐車場所等、法令・ルールを遵守する <input type="checkbox"/> 地域のルールに則ったゴミの分別、ゴミ処理について確認をする
--	---

<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27 Ver.1</p> <p>■調理時の注意点</p> <p>(1)場所・導線</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 清潔な調理場所(清潔な水を利用できる、害虫がいない)で調理をする <input type="checkbox"/> 下処理用の作業台と加熱調理済みの作業台が混ざらないよう調理場所の導線を工夫する <p>(2)調理器具等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> まな板、包丁など調理器具は、全面を流水で洗浄し、さらに80℃、5分以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管されたものを用いる <input type="checkbox"/> 調理器具や食器は使う直前までフタや布を被せるか、清潔なビニール袋等に入れておく <input type="checkbox"/> 調理器具は、使用後や作業が変わるごとに、洗浄と消毒(アルコールなど)を行う <input type="checkbox"/> 作業台は消毒(アルコールなど)を使用して拭く <input type="checkbox"/> 消毒(アルコールなど)は、器具の水気を除き、乾いた状態で使う <input type="checkbox"/> 下処理(特に生の肉・魚)と加工調理済み食品の調理器具(包丁・まな板・ざるなど)を分ける <input type="checkbox"/> 調理器具を原材料と調理済み食品に分けるのが困難な場合、原材料に使用した器具を洗浄しないまま調理済みの食品用で使用しないよう配慮をする <input type="checkbox"/> 調理用ポウチやお皿等はラップを敷くなど、できるだけ汚さないよう工夫する <input type="checkbox"/> 使用した調理器具等はできるだけ洗浄し、清潔に保つよう配慮する <p>(3)食品の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 屋外テントなどで食品を保管する場合は、直接地面に置かず、床から30cm以上の場所で保管する。難しい場合は、床や地面にダンボールなどを敷き、その上に置く <input type="checkbox"/> 食品は害虫・害獣の被害を受けないように管理する <input type="checkbox"/> 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス(保冷剤入り)に保管する <input type="checkbox"/> 常温保存食品は、直射日光の当たらないところに保管することを心掛ける <input type="checkbox"/> 食べ物に手で直接触れない。おにぎりは、素手ではなくラップや使い捨て手袋でにぎる <input type="checkbox"/> 食器はなるべく使い捨ての食器を用い、配食直前に出すことを心掛ける <input type="checkbox"/> 加熱調理後に加工を行うもの(サラダ、和え物)は避けるようメニューを工夫する <input type="checkbox"/> 生鮮食品(肉・魚・野菜・果物・乳製品等)は、安全で衛生的(外観・色・におい等が適切)であるか確認を行う <input type="checkbox"/> 穀類や豆などの乾物は、安全で衛生的(外観・色・におい等が適切、虫がついていない、パッケージの破損がない)である確認をする <input type="checkbox"/> パッケージされた加工食品は、消費期限内、パッケージの破損がない、保管条件が製品の指示に従っているか確認をする <input type="checkbox"/> 食品は中心部までしっかり加熱をする 	<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27 Ver.1</p> <p>(4)リスク管理・新型コロナウイルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調理・配食をする人と、避難者のトイレはなるべく分けるようにする <input type="checkbox"/> 火気の使用に注意をする。危険のないように導線を考える <input type="checkbox"/> 消火器がない施設においては、消火器を用意する <input type="checkbox"/> 調理場所での3密をさけること。空気がこもらないように換気を行う <input type="checkbox"/> 提供した食品の検査に協力をする 検査分の食材の保管・管理は各団体で行ってください。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※検査とは？ 食中毒等が発生した場合に提供した食品を検査できるように、提供した食品の一部を検査用として保存しておくものです。 1品あたり50gずつ未使用のビニール袋に入れ、2週間冷凍庫で保存してください。 (2週間経過した後は廃棄してください。)</p> </div> <p>■配食時の注意点</p> <p>原則、配食まで行ってください。配食が難しい場合は、事前にご相談ください。</p> <p>(1)場所・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食品は温度が上がりにくい場所に保管する。特にコンロのそばに食材を置かないよう配慮する <input type="checkbox"/> 炎天下に食品を放置しない <input type="checkbox"/> 粉塵、埃の舞う場所での配布はしない <p>(2)食中毒の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配食時、65度で10分以上再加熱する <input type="checkbox"/> 調理後、概ね2時間以内に食べることができるように配食する <input type="checkbox"/> 配布した食品は、長期保存可能なもの(フリーズドライ食品、飲料等)を除いて、すぐに食べきってもらおう <input type="checkbox"/> 食べ残した食品は、すぐに捨てるように啓発を心掛ける <input type="checkbox"/> 消費期限を各容器に明記する。(期限は最終加熱後から2時間以内の時間) 例:8月1日16時に最終加熱したもの <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>冷所で保管し 8月1日18時までに お召し上がりください</p> </div>
--	---

資料) 大町町「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」

(http://www.town.omachi.saga.jp/files/75aa7bda6433dd9e498612409721f422_2.pdf)

ガイドライン作成後、炊き出しボランティアの受付を開始したところ、1避難所あたり3～10人程度の炊き出しボランティアが集まり、避難所運営委員会にて、避難所担当者とNPOとで弁当の受け入れ日時など確認しながら、炊き出し提供場所の割り振りを決めていた。

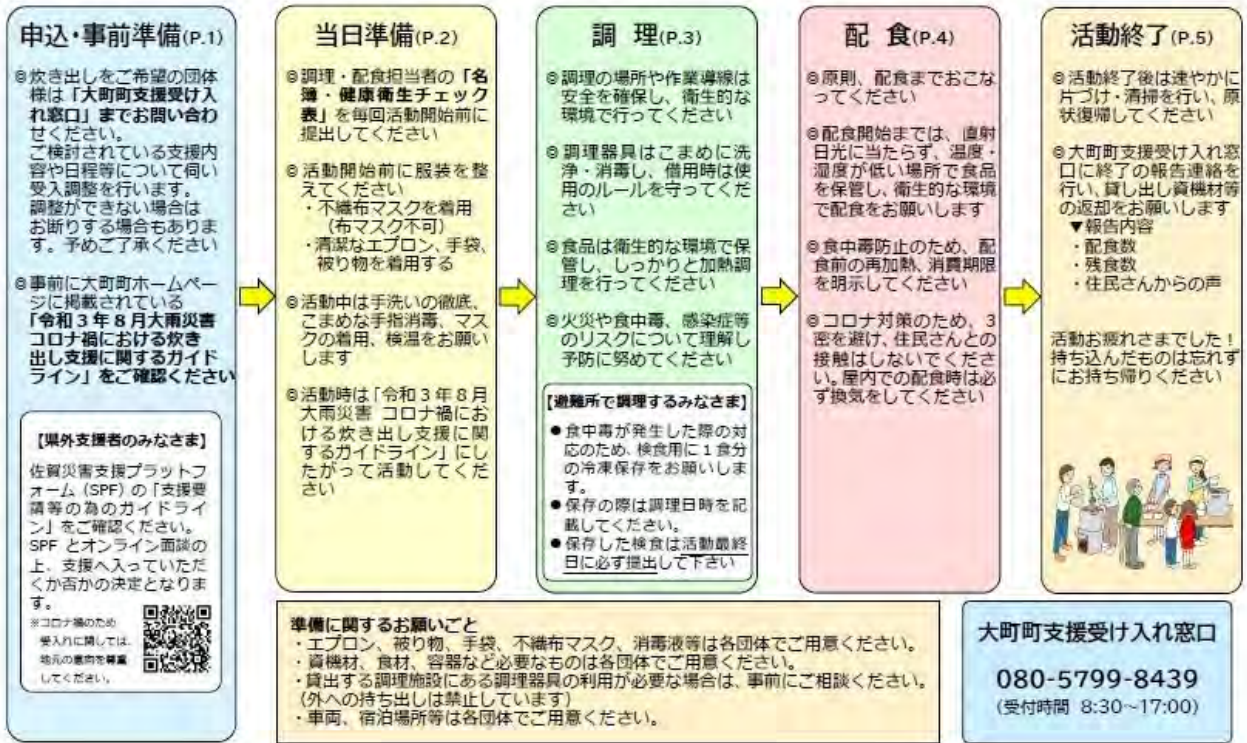
調理場所については、避難所である大町町保健福祉センターと大町町公民館の調理室を貸し出し、炊き出しボランティアはそこで調理した。炊き出しは弁当形式で、8月30日から11月30日まで実施し、昼、夜の1日2食が提供された。朝食は、生活協同組合等からおにぎりやパンが提供された。

上記の取組に加えて、活動実施時は、当該ガイドラインに基づき衛生管理等の対応や、「名簿・健康衛生チェック表」の提出による日々の体調管理・確認を依頼した。

こうした炊き出しボランティアの活動により、アルファ米等の非常食のみしかなかった避難所での食生活に、温かく栄養価の高い食事が提供されるようになり、食を楽しむ時間にもつながった。また、地域の公民館等にて配食されたことによって、近所同士が顔を合わせて話す機会ができ、近況報告や情報交換も盛んに行われた。

図表 47 大町町における炊き出しの流れ

大町町へのご支援、ご協力ありがとうございます。ご検討いただいている支援内容について、お気軽に大町町支援受け入れ窓口までご相談ください。お申込み～活動終了までの流れをまとめました。各内容の詳細については「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」をご確認ください。



資料) 大町町「大町町役場 炊き出しボランティア受け入れ開始のお知らせ」

(http://www.town.omachi.saga.jp/2021/08/30/post_473.html)

図表 48 名簿・健康衛生チェック表

大町町への温かいご支援、ご協力ありがとうございます。安心・安全な食事を提供できるよう、衛生面と体調管理をより一層大切に守っていきたく思います。みなさまのご理解・ご協力をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、石鹸・流水を使用した手洗い、こまめな手指消毒、不織布マスクの常時着用、換気、ソーシャルディスタンス等の徹底も合わせてお願いいたします。

※本用紙は、毎回提出してください。【提出先】大町町避難所受付

団体名	活動人数	活動人数分の装備品を用意しましたか？ 【装備品】不織布マスク、エプロン、キャップ、衛生手袋、消毒液など
責任者	責任者 連絡先	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供日	2021年 月 日 ()	提供時間
提供メニュー	※提供するメニューは全て記載してください。記載がないメニューについては提供することはできません。	

(避難所管理者 記入欄) ※表面も確認のうえチェックしてください。確認後、調整班へ渡してください。

提供場所にチェック	予定提供食数	実際の提供食数	残食数	提供場所にチェック	予定提供食数	実際の提供食数	残食数
<input type="checkbox"/> 美郷遊憩所	食	食	食	<input type="checkbox"/> ()	食	食	食
<input type="checkbox"/> 大町町公民館避難所	食	食	食	<input type="checkbox"/> ()	食	食	食

健康チェックで問題のある人はいないか	<input type="checkbox"/> いる (調理や配膳はできません)	<input type="checkbox"/> いない
提供食品は、全て加熱調理品か	<input type="checkbox"/> 加熱しない調理品あり (提供できません)	<input type="checkbox"/> 加熱調理品のみ
直接食品に接触する調理時には、使い捨て手袋を使用しているか	<input type="checkbox"/> 使用していない (調理や配膳はできません)	<input type="checkbox"/> 使用している

年 月 日 記入者 ()

大町町

資料) 大町町「名簿・健康衛生チェック表」

(http://www.town.omachi.saga.jp/files/b5eb1c82c95065a6788bf098acac6231_1.pdf)

図表 49 炊き出し、弁当配膳の様子



資料) 大町町提供

2) 取組上の課題・工夫

避難所によって支援の内容に差が出ないように、炊き出しは避難所の調理室 2 ヶ所を利用して実施し、調理室がない避難所と在宅避難者分も含めて調理し、各避難所・地域支援拠点（在宅避難者支援拠点）まで配送した。

不特定多数の人が現地で支援を行うことは、新型コロナウイルス流行下では感染リスクを高める可能性がある。感染拡大や食中毒を防ぐ安全面での懸念と、町の資源が限られている中、少しでも外部支援を受けたい実状との兼ね合いが課題となった。このことから、県外からのボランティア受入れにあたっては、PCR 検査による陰性判定を受入条件とし、感染拡大防止に努めた。県外からのボランティア対応については、佐賀県社協が運営する市民社会組織団体に一括して任せることで、役場の負担軽減に繋がった。

感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け（岩手県北上市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和2年4月以降、内閣府や岩手県から、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を受け、「北上市避難所開設運営マニュアル」の見直しを図り、令和3年3月に「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」を作成した。

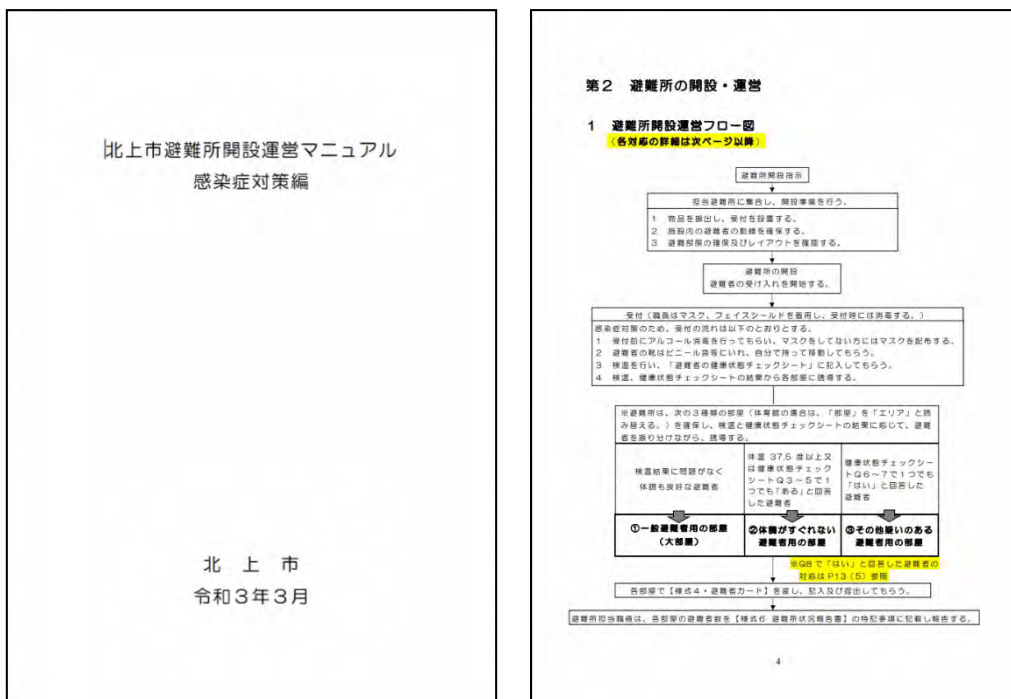
ii) 取組内容

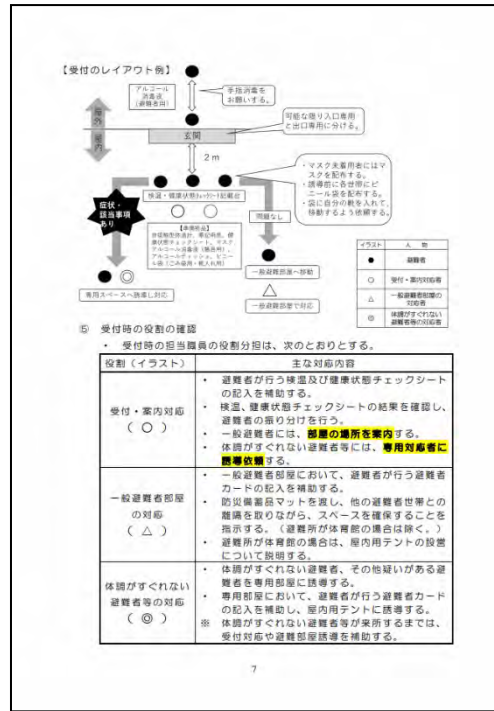
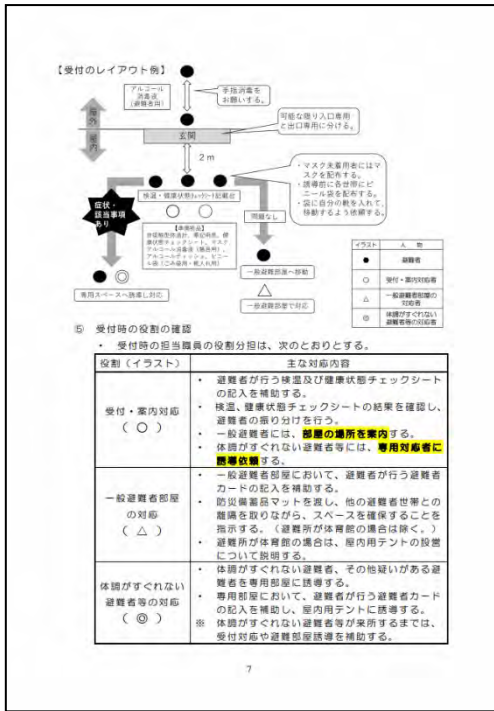
「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」は、令和2年4月に内閣府から発出された指針である「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や岩手県の「新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営ガイドライン」および、他市町村の避難所運営マニュアル等を参考に作成した。

同マニュアルでは、避難所到着時に感染症対策に配慮する観点から実施すべき内容、受付の流れや避難所のレイアウトの具体例を記載するとともに、避難者の健康状態チェックシートを記載するなど、避難所の開設から閉鎖に至るまでで留意すべきポイントを整理している。

北上市では、毎年5～6月頃に市職員・施設管理者が合同で避難所開設訓練を実施し、第1次避難所となる施設において避難所の開設から運営までの流れを確認している。同マニュアル作成以降の訓練では、マニュアルを見ながら避難所における感染症対策について確認した。

図表 50 北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編（抜粋）





避難者の健康状態チェックシート

なまえ _____ たいおん _____

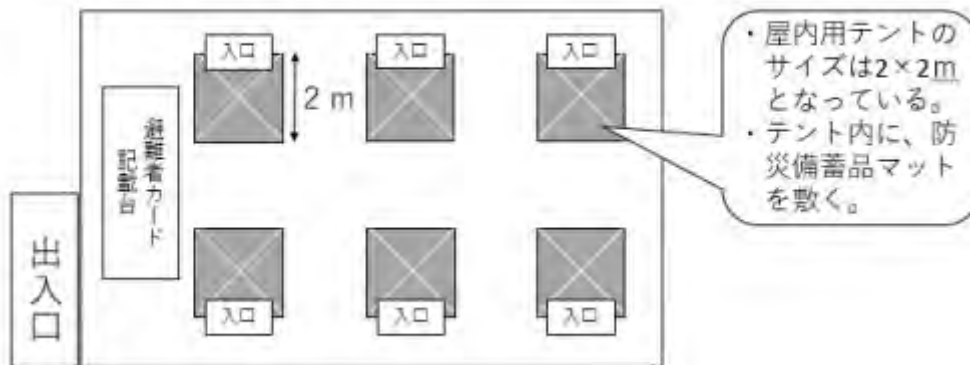
確認事項	チェック
Q.1 鼻水がでる、鼻づまりがある。	ある・なし
Q.2 のどの痛み、セキやタンのどちらか、または両方である。	ある・なし
Q.3 匂いや味がわからない	ある・なし
Q.4 からだがだるい、からだがおもい。(さむけ、頭痛、かんせつ痛、きんにく痛)	ある・なし
Q.5 いききしい(いつもとちがう苦しき)	ある・なし
Q.6 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が熱やだるさなどで具合が悪い状況だった。	はい・いいえ
Q.7 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が海外から帰国または入国した	はい・いいえ
Q.8 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が濃厚接触者として判定された	はい・いいえ

資料) 北上市「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」(令和3年3月)より

令和3年6月24日の土砂崩れでは、同マニュアルに基づき避難所の開設・運営を行った。具体的には、受付での検温・問診を行い、発熱者がいた場合には部屋を分けるように準備した。発熱者は、一般の避難者とは別の部屋に誘導し、その部屋の中も屋内用テントで個別に仕切る想定であった。しかし、実際には体調不良を訴える避難者がいなかったため、十分な距離を取りながら全員が同じ室内で過ごした。

図表 51 体調不良の避難者等が避難する部屋のレイアウト想定

- 体調がすぐれない避難者・その他疑いのある避難者の部屋



資料) 北上市「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」(令和3年3月)より

2) 取組上の課題・工夫

避難所開設訓練で、各施設で体調不良の避難者に割り当てる部屋やレイアウトの確認を行っていたため、発災時にも混乱することなく対応ができた。しかし、感染症対策の実施のために避難所の開設・運営における対応事項が増えており、初動に必要な人員数を確保することや、人員が足りない中での効率的なオペレーションの検討はこれまで以上に課題となっている。

3. 感染症対策を考慮した避難所運営マニュアル等の作成と訓練の実施

感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定と啓発用動画の公開（大阪府吹田市）

1) 実施内容

国からの「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」（令和2年6月8日）の内容等をふまえて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のガイドラインを作成した。

吹田市では、従来から、研修等を通じて、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が設置する「人と防災未来センター」と交流等があり、医療看護に知見のある同センター研究員の監修を受ける形で、令和2年10月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成した。

吹田市では、当該ガイドラインに基づき、避難所における受付準備（感染防止対策物資、受付チェックシートや避難者健康チェックシート等の各シートの準備）から、避難者の受付（避難者の検温、受付チェックシートの記入・提出、各避難スペースへの誘導等）、一般避難者（健康な者）のレイアウトと体調不良者・濃厚接触者のレイアウト、定期的な換気や共同空間における衛生環境の確保等の避難所の運営方法を記載しており、また、検温のための非接触型体温計、不織布マスクやアルコール消毒液といった感染症対策物品、隔離スペースに必要となる養生テープやパーティション等の必要数量、受付チェックシートや避難者健康チェックシートの様式等についてもまとめている。

加えて、避難所の開設・運営に当たる市職員その他、施設管理者や自主防災組織等の方に対して、備蓄物資の確認を含めた訓練を行っている。

図表 52 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（抜粋）

新型コロナウイルス感染症に対応した
避難所運営ガイドライン

令和 2 年 10 月
吹田市

目 次

共通	0 避難所で実践すべき基本的な感染防止方法
事前	1 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄
開設	2 避難者の受付準備、受付
	3 避難所全体のレイアウト
	4 一般避難者用のスペースレイアウト
	5 専用スペースのレイアウト
運営	6 避難所の運営

添付資料	参考：各種張り紙
① 受付チェックリスト	・足跡マーク
② 被災者アセスメント調査票	・マスク着用、手指消毒
③ 避難者健康チェックシート（例）	・誘導矢印
④ 3つの密を避けるための手引き（啓発ポスター）	・別室表示用シート
⑤ 感染症対策（手洗い・咳エチケット）（啓発ポスター）	_____
⑥ 知っておくべき5つのポイント	_____
⑦ 避難所での掲示情報	_____
⑧ 災害救助法制度による支援内容	_____
⑨ 避難所運営での設備	_____
⑩ 避難所でのごみの捨て方（避難されている方向け）	_____
⑪ 避難所でのごみの捨て方（避難所運営者向け）	_____
⑫ 消毒チェック	_____
⑬ 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう	_____
⑭ 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	_____

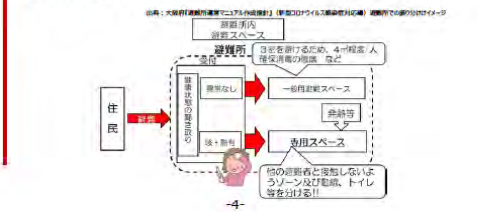
開設
2 避難者の受付準備、受付
3 避難所全体のレイアウト
4 一般避難者用のスペースレイアウト
5 専用スペースのレイアウト

■ 避難者の受付準備

- ・受付対応者の感染防止対策物資や非接触型体温計、各シート（受付チェックシート、被災者アセスメント調査票、避難者健康チェックシート）等を準備する。※各シートは事前にコピーをしておく。
- ・受付場所は、張り紙等を用いて分かりやすく誘導できるよう工夫する。
- ・受付後の動線も考慮し、次の①②用と③④用の受付を分けて設置することが望ましい。
- ①一般避難者、②要配慮者※
- ※感染による重症化リスクが高い高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等
- ③発熱・咳等の体調不良者、④濃厚接触者
- ※①②③④を事前に自己申告で振り分けてきた動線レイアウトを検討する。
- ・受付対応者は、マスク、フェイスシールドを着用する。体調不良者等への対応時は、防護服も着用する。

■ 避難者の受付

- ・避難者を1棟通し、「受付チェックシートの記入・提出」後、各避難スペースに誘導する。この際、張り紙により誘導することで運営者の負担を軽減させる。
- ※受付場所において、避難者間だけでなく運営者とのディスタンスも確保する。
- ※受付の混雑を回避するため、被災者アセスメント調査票は避難スペースに移動後に避難者自身で記載してもらう。（記載後は避難者が受付へ提出する。）
- ・上記①及び③④の避難者は個室等の専用スペースへ誘導する。
- ・感染が疑われる者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペースへ誘導する。
- ・入所後も定期的に健康状態チェックリストにより健康状態を確認するとともに、避難所生活中に症状が現れた場合は、申告するよう周知する。



資料①

受付チェックシート

記入日： 年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 年齢： _____ 性別： _____ 連絡先： _____

以下の質問の該当する項目の口をチェックをしてください。

1	感染が確認されていて自宅療養中でしたか？	<input type="checkbox"/>
2	感染が確認されている人の濃厚接触者または保健所による健康観察中でしたか？	<input type="checkbox"/>
3	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症患者との接触はありましたか？	<input type="checkbox"/>
4	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域（国内・海外含む）に行ったことがありますか？	<input type="checkbox"/>
5	高熱（37.5℃以上）が現在ありますか？	<input type="checkbox"/>
6	高熱（37.5℃以上）が3日以内にありましたか？	<input type="checkbox"/>
7	強いだるさがありますか？	<input type="checkbox"/>
8	息苦しさ、咳や痰はありますか？	<input type="checkbox"/>
9	においや味を感じにくいですが？	<input type="checkbox"/>
10	その他、感染したかもしれない心配になる症状はありますか？	<input type="checkbox"/>

持病や要配慮に関する項目

11	介護や介助が必要ですか？	<input type="checkbox"/>
12	障がいがありますか？	<input type="checkbox"/>
13	乳幼児はいますか？（妊娠中も含む）	<input type="checkbox"/>
14	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？	<input type="checkbox"/>

スタッフ記入欄

体温	℃	避難スペース
----	---	--------

※個人情報については、避難所での新型コロナウイルス感染症対策以外には使用しません。この情報が不要となった時点で、適切に処理いたします。

資料) 吹田市「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年10月)

2) 取組上の課題・工夫

ガイドラインを作成するにあたり、避難所の受付を「一般の方・要配慮者」と「自宅療養者・発熱者等」の2か所設置し、避難者が受付に行く前に、誘導員が避難者を振り分けることで、発災後に避難者が殺到することによる密な状況で、一般の方と発熱者が長時間同じ場所に留まることを極力減らす工夫をしている。

また、ガイドラインの完成後、各地域や施設管理者等に配付しているほか、ガイドラインを元に啓発用の動画を作成、配布し、自主防災組織や自治会での研修にて活用されている。

図表 53 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの動画

<p>【動画リスト】</p> <table border="0"><tr><td>1-1.物品説明編</td><td>1-2.開設セットの説明</td></tr><tr><td>2. 受付準備編</td><td>3. 受付訓練</td></tr><tr><td>4. 一般避難スペースレイアウト編(一時的避難対応)</td><td></td></tr><tr><td>5. 一般避難スペースレイアウト編(長期避難対応)</td><td></td></tr><tr><td>6. 別室レイアウト編</td><td>7. 別室レイアウト編</td></tr><tr><td>8. 消毒等衛生用品使用編</td><td>9. 資機材使用編</td></tr></table>	1-1.物品説明編	1-2.開設セットの説明	2. 受付準備編	3. 受付訓練	4. 一般避難スペースレイアウト編(一時的避難対応)		5. 一般避難スペースレイアウト編(長期避難対応)		6. 別室レイアウト編	7. 別室レイアウト編	8. 消毒等衛生用品使用編	9. 資機材使用編	
1-1.物品説明編	1-2.開設セットの説明												
2. 受付準備編	3. 受付訓練												
4. 一般避難スペースレイアウト編(一時的避難対応)													
5. 一般避難スペースレイアウト編(長期避難対応)													
6. 別室レイアウト編	7. 別室レイアウト編												
8. 消毒等衛生用品使用編	9. 資機材使用編												

資料) 吹田市「感染症まん延下における避難所開設・運営」ウェブサイト

(<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/kikikanri/102261/106070.html>)

簡易間仕切り設置や可搬型空調設備設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施（宮城県東松島市）

1) 実施内容

市内には 17 箇所の指定避難所があり、新型コロナウイルス感染症拡大以前の想定では、1 人あたり 2 m²の空間を確保し 20,000 人を収容できるとしていた。新型コロナウイルス感染症拡大以降は、感染症対策のため、避難者スペースの十分な確保や、発熱者等への対応等が必要となることから、従来の想定では狭小と見込まれる。しかしながら、一人当たりの面積としてこれ以上のスペースを確保することは、避難者の受け入れが困難になることにもつながるため、災害時避難所用簡易間仕切り（間仕切りパーティション）の利用により、世帯単位での区画設定を行うこととした。

災害時避難所用簡易間仕切りは、簡易型テント型のものを設置することとし、指定避難所 17 ヶ所（学校、市民センター）及び分散倉庫（市役所等）6 ヶ所に各 60 張を順次導入している。

また、消毒・体温測定、マスク着用、換気などの基本的な感染症対策のほか、教育活動に支障のない範囲で教室を利用するなどの居室の分散、動線の分離などを行っている。また、市民センター 2 階等を発熱者、感染疑義者（濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染が疑われて検査対象となっている者）の専用避難所としている。

令和 3 年度総合防災訓練では、簡易間仕切り設置を含め、感染症対策を念頭においた訓練を実施するとともに、民間企業の協力による可搬型空調設備設置訓練などを実施した。

図表 54 令和 3 年度東松島市防災訓練

（写真左：簡易間仕切り設置訓練、写真右：可搬型空調設備設置訓練）

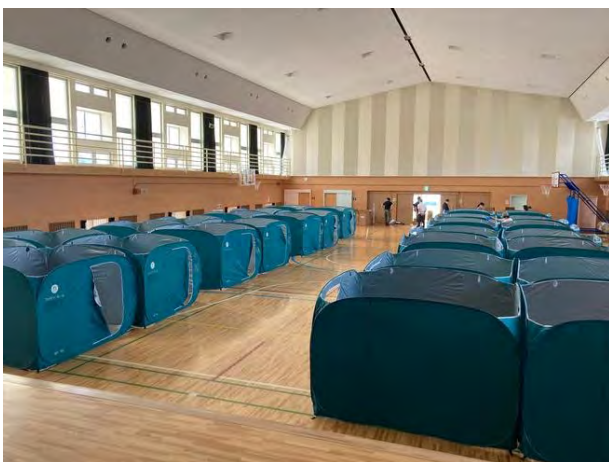
■令和 3 年度東松島市防災訓練

日時：令和 3 年 6 月 6 日午前 9 時

主催：東松島市、自主防災組織連絡協議会

災害想定：午前 9 時 M9.0 の地震が発生し、市内に最大震度 6 強を観測、同 9 時 03 分に大津波警報を発表

主な訓練内容：避難所開設訓練、職員参集訓練、災害対策本部設置訓練、自主防災組織による地域災害対策本部開設訓練 / 等



資料) 東松島市 HP「令和 3 年度東松島市総合防災訓練について」

(<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/21,30593,67,html>)

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス感染症拡大以降、大規模な災害被害はなく、令和3年～令和4年1月にかけて3回の避難所開設を行ったが、概ね1時間以内に避難所を閉所しており、簡易間仕切りによるパーティションの設置には至っていない。

4. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

保健所との連携による自宅療養者や濃厚接触者のリスト共有（長崎県雲仙市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和3年5月に長崎県から県内市町村に対し、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者や濃厚接触者への発災時の対応について保健所と連携して検討するようにとの要請があり、関係部局や保健所と連携し、自宅療養者や濃厚接触者への対応方法を整理した。

ii) 取組内容

雲仙市においては発災時に限らず平時においても、防災部局は保健所から毎週木曜日に地区ごとの自宅療養者や濃厚接触者の人数に関する情報の共有を受けており、市内の大まかな新型コロナウイルスの感染状況を把握している（※共有される情報には自宅療養者や濃厚接触者の氏名、住所等の個人情報は記載されていない）。保健所は住民が自宅療養者や濃厚接触者となった時点で、市が開設する避難所への避難の意向を確認するとともに、発災時の避難について説明を行っている。自宅療養者は県が設置する宿泊療養施設、濃厚接触者は市が設置するコロナ対応避難所（※）を案内することを基本としている。

一般の避難所では、総務部や観光商工部等の職員が対応することとしているが、濃厚接触者用の避難所は、職員の安全確保の観点から保健師が対応し、自宅療養者や濃厚接触者と接する場合には防護服を着用することとしている。

また、濃厚接触者が避難所に避難する際は、住民自らが自家用車等で移動することを原則としているが、自力での移動が難しい場合にはビニール等で仕切りを設けるなどの対策を取った市の公用車にて、財産管理課（公用車の担当課）が移送することとしている。

※濃厚接触者のみが避難し、一般の避難者は避難しない。

2) 取組上の課題・工夫

令和3年8月11日からの大雨の際は、事前に関係部局や保健所との協力体制が構築できていたこと、コロナ禍を想定した避難所開設訓練等を実施していたことで、混乱することなく対応ができた。

一方で、感染者の増加に伴って保健所の業務がひっ迫すると、地域別の感染者数リストの共有が滞ることがある。発災時には市から保健所に対して問い合わせをするようにするなどして対応しているが、情報共有の手法については改善の余地がある。

医師会、医療機関と連携した避難所運営訓練の実施（熊本県玉名市）

1) 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を適切に行うため、内閣府発出の通知等を参考に感染症対策に配慮したレイアウトを作成し、レイアウトに基づき体調不良者等への対応を適切に実施できるか訓練を通じて検証した。訓練には玉名郡市医師会、近隣の病院に参加してもらい、市職員を含め100名程度（内、医療関係者は10名程度）の人数で実施。（コロナ感染症拡大予防のため、住民参加は実施していない。）

2) 取組上の課題・工夫

訓練では、実際にパーティションを設置した上でレイアウトを検討し、避難者の受付から区間分け等の一連の流れのシミュレーションを実施した。また、消防署とも連携し、感染者が発生した場合等の緊急時搬送シミュレーションも実施した。緊急時搬送シミュレーションでは、濃厚接触者発生、発熱者発生、感染者発生等、事前に医師会の助言等によりパターンを複数準備し、パターンごとのシミュレーションを実施した。

医療関係者より医学的観点からのアドバイスを得ることで、事前に課題の確認ができた。例えば、各避難スペースのゾーニングについて、マニュアルと実際の避難所設備は異なるため、実際の避難所設備に沿って医療関係者とともにレイアウトの再検討を行った。

訓練後、医療関係者から受けたアドバイスの内容を含めてレイアウトやマニュアル等の改正を行った。

図表 55 医師会等と連携した避難所運営訓練の様子



資料) 玉名市提供

自主防災会による避難所の開設・運営の協力と、マイスター認定制度の設置（岩手県北上市）

1) 実施内容

i) 取組の背景

阪神淡路大震災や東日本大震災等では、公助の取組で助かった割合よりも自助や共助で助かったという割合が高かったという教訓を踏まえ、公助の取組だけではなく自助・共助の取組も推進している。

ii) 取組内容

北上市の避難所開設運営マニュアルでは、指定避難所の開設・運営は市職員や施設管理者が対応することとなっているが、川沿いなど特に防災意識の高い地区では自主防災組織にも避難所の開設・運営に協力いただいている。また、自主防災組織が自治会等の地域拠点を避難所として独自に運営している場合もあり、支援物資や食料が必要な場合には、各地域に配備している無線を通じて要請を受けることとしている。

自助を推進するための取組として、迅速な避難を実施できるよう一人一人個別の行動計画を定めた「マイタイムライン」の作成研修をしたり、市独自の様式をホームページに公開したりして、親しみを持って自助を考えてもらえるようなきっかけづくりに努めている。

共助の取組としては、市内の自主防災組織に毎年研修会を行い、各種情報の提供に努めている。また、平成30年に「北上市自主防災マイスター認定制度」を設け、丸一日の講座（気象、自主防災組織の役割）や避難所運営のワークショップを受講した人を地域のリーダーとして認定（認定期間3年間）しており、令和3年度末時点で116名がマイスターとして認定されている。

図表 56 水害時マイタイムライン様式

図表 57 自主防災組織による訓練の様子

水害時マイタイムライン			
住んでいる地区	地区	世帯構成	人暮らし 【大人 人 子ども 人】
最大浸水想定	m	最寄りの避難先①	②
きより	Km	避難手段	避難にかかる時間 分
災害までのおおよその時間	各種情報	マイタイムライン（何をする？）	ポイント
2日前	大雨等の早期注意報 徐々に雨が降り始める		◆行動できる準備をする ・情報収集方法は？ ・日用品（薬等）のストックは？ ・万が一のときの連絡手段は？
24時間前	大雨注意報 洪水注意報		
12時間前	雨が強くなりはじめる 大雨警報 洪水警報		◆実際に避難する際に考えること ・どの情報をもとに避難するか？ ・避難先はどこ？ ・避難の際に携行するものは？ ・避難には何分かかるのか？
0～6時間前	警戒レベル3 高齢者等避難 川の水位が上昇する テレビ、ラジオ放送 緊急避難レベルの発信 冠水危険情報		◆避難の際の携行品（例） □食料・飲料水 □携帯電話 □充電機 □現金 □薬、お薬手帳 □タオル □避難用袋 □上履（紛失対策）
災害発生	警戒レベル4 避難指示 大雨特別警報 警戒レベル5 命を守る最善の行動を		
情報の取得方法			
気象庁HP 気象に関する情報を確認することができます。	洪水の危険度分布（気象庁） 中小河川の洪水発生危険度の高まりを5段階に色分けをして示しています。	テレビ 各種災害情報を収集することが可能です。	メモ
川の防災情報（国土交通省） 各地の雨量、河川の水位を確認することができます。	ヤフー防災アプリ 地域設定で北上市を選択することで北上市の防災情報が配信されます。	ラジオ きたかみE&Be エアエム(88.8MHz)では北上市の情報が随時配信されます。	
土砂災害警戒判定メッシュ情報 土砂災害の危険度の高まりを確認することができます。			



資料) 北上市「水害時マイタイムライン 様式」資料)

(<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kikikanri/kikikanri/4/17633.html>)

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス感染症対策等、避難所での対応事項が増えていることを踏まえると、市職員や施設管理者のみで避難所の開設・運営にあたるのは限界があると思料されることから、自主防災組織等と協力して人員を確保していく必要がある。今後は、共助の意識をより一層高めていくとともに、自主防災組織と市の連携について体系的に整理する必要がある。

今後は、自主防災マイスター認定制度の拡充を図るとともに、認定を受けた方と一緒に防災に係る意識啓発活動等に力を入れていきたいと考えている。また、認定期間が切れる方への再任講習等も実施していく予定である。

第4章 在宅避難者・車中避難者への対応

1. 在宅避難者・車中避難者への対応

保健師・行政職員協働の巡回訪問（熊本県人吉市）

1) 実施内容

保健活動として在宅避難者の把握は必須であるため、令和2年7月豪雨において、避難所避難者の把握と並行して、在宅への巡回訪問を開始した。

7月6日から8月23日まで、他自治体保健師等の協力も得て、1,102世帯（2,383人）を巡回訪問した。

巡回対象者としては、まずは医療的に配慮を要する方の世帯を優先し、その後、70歳以上の方の世帯をリストアップし、行政区ごとに訪問を実施した。郵便局が被災していたことから、発災前に実施した健診結果の配達も併せて実施した。

なお、巡回訪問の聞き取りの中で、在宅避難を選択する理由としては、「コロナウイルス感染症が怖いので避難所には行かない。」「自宅の1階部分のみの被災のため、2階部分で生活可能。」が主な理由であった。

巡回訪問での調査票を基に、既往歴・現病歴などから必要な医療・介護などの機関に繋ぎ、2回目の訪問で状況確認を行った。また、その他生活上の困りごとの解決に向け、関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。

2) 取組上の課題・工夫

在宅避難者の他、車中泊避難者についての状況把握も必要だが、車中泊避難者は、日中は仕事等で不在にしていることが多く、夜間に車中泊避難を行う人が多いため、夜間に避難者の把握を行うことが必要である。そのため、対応職員が勤務時間を変更し、午後から時差出勤することで、夜間に訪問できる体制を構築した。

今回の経験を踏まえ、在宅避難者への対応については救護班医療担当で協議検討を行い、本取組のまとめとして「保健活動のまとめ」の作成に取り組んでいる。

車中避難に関する留意事項を記載した取組指針の策定（群馬県）

1) 実施内容

令和元年10月の台風19号により、特に西毛、吾妻地域を中心に記録的な豪雨となり、大きな被害が生じた経験を踏まえ、令和2年12月に有識者や関係市町村、外部関係機関が参画した検討会議を立ち上げ、令和3年3月に避難のあるべき姿を示した「群馬県避難ビジョン」（災害時における避難の基本的考え方）をとりまとめた。この避難ビジョンでは、避難者各自が事前に様々な選択肢を検討することで避難先を分散化する分散避難を推進している。

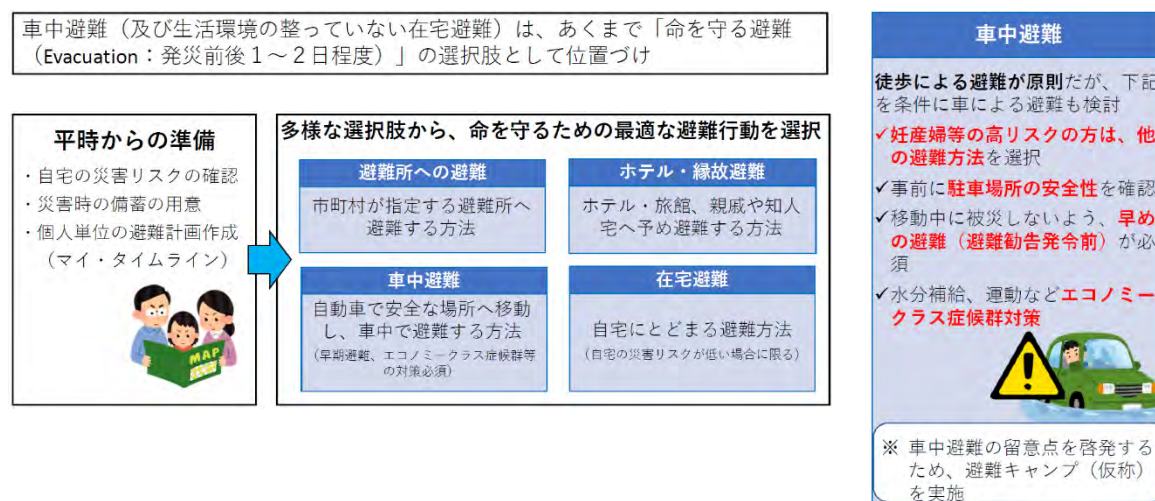
分散避難の1つである車中避難については、発災前後1、2日程度の「命を守る避難」の選択肢として位置づけており、留意事項として、健康への影響を考慮して検討することを明記している。特に静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）や肺炎に注意し、妊産婦等のハイリスクの方（妊産婦、1か月以内の経産婦、手術1か月程度の方、静脈血栓塞栓症の既往歴のある方）は発症の危険性が高いため、車中避難は避けるべきとしている。

また、車中避難をする際は、こまめな水分補給、軽い運動、弾性ストッキングの活用といったエコノミークラス症候群対策や口腔ケアは避難初期から実施することを求めている。さらに、交通渋滞が発生する前に早めに行動することや、移動中に被災しないために、経路及び駐車場所についてハザードマップ・防災マップ等を利用して安全性を確認することが必要としている。

2) 取組上の課題・工夫

日常的に県民の多くが車で移動しており、災害時においても多くの方が車で移動、避難することが想定されることから、車中避難の注意事項等を県民と共有する取組として、令和4年度には車中避難に係る留意事項について学ぶ研修会の実施を予定している。

図表 58 車中避難のガイド



資料) 群馬県「群馬県避難ビジョン」

エコノミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知（京都府）

1) 実施内容

令和3年度京都府防災会議では、①コロナ禍においては指定緊急避難場所・指定避難所での3密回避のため分散避難をする必要があること、②コロナ禍の中、立退き避難が必要な住民が避難を躊躇しないようにする必要があること、③風水害時において、車による広域的な避難に対応する必要があることの3点を踏まえ、今後、車中避難場所³を確保することが決定された。

また、京都府地域防災計画では、従来から、車中避難者への対応に係る事項が記載されていたが、京都府防災会議の決定も踏まえ、車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置づけ、その必要性を追記した。

これを受け、京都府のホームページ上で、車中避難場所の利用時における注意事項、エコノミークラス症候群に関する注意事項などを周知するとともに、府内全域で59か所の車中避難場所の一覧（所在市町村、施設管理者、施設名、住所、駐車台数、トイレの有無、水道・電気の有無等）を掲載している。

図表 59 地域防災計画における車中避難に係る記述

第12節 車中避難計画	
大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。	
また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。	
第1 市町村	市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。
第2 府	府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

資料) 京都府「京都府地域防災計画 一般計画編 第3編災害応急対策計画」(令和3年6月)より

³ 京都府における車中避難場所とは、「風水害時において、自宅や親戚・知人宅において災害の危険性があり、指定緊急避難場所に避難が出来ない場合に、車により緊急避難し、車内で安全を確保するための車中避難場所」とされており、指定緊急避難場所とは異なる。

図表 60 車中避難場所一覧表（令和4年4月～）

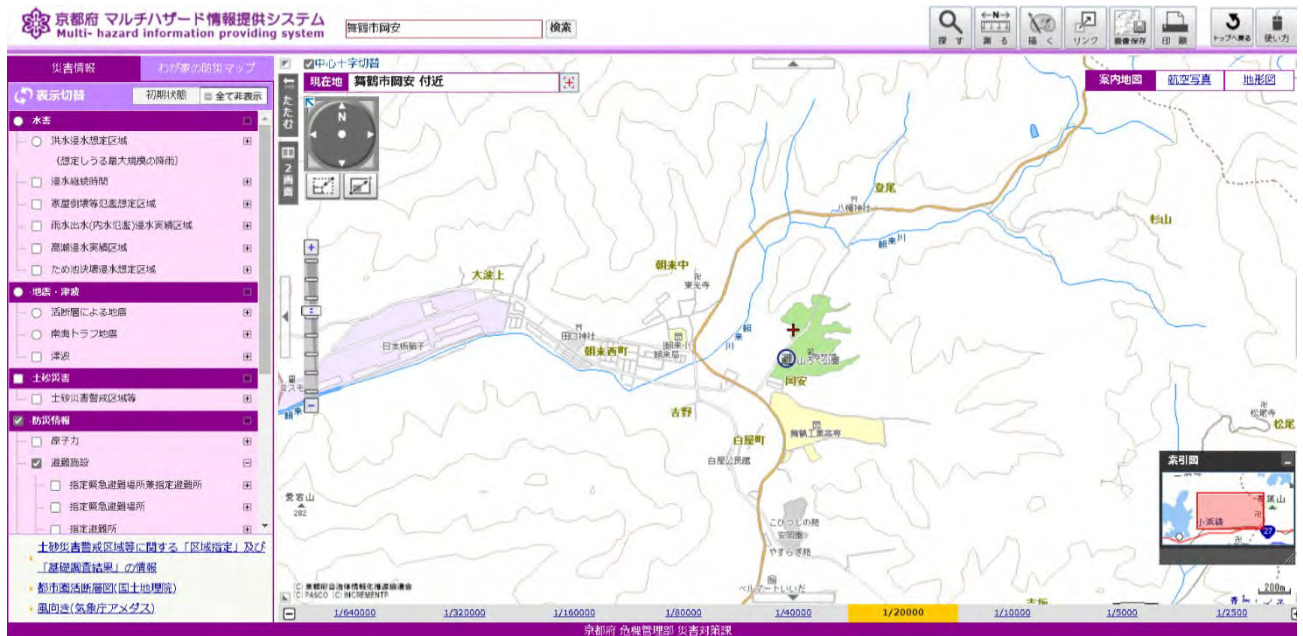
所在市町村	施設設置者	施設名	住所	常時開放	避難者管理	駐車場台数	駐車場料金	トイレ	障害者用トイレ	水道	電気	ハザード	備考
舞鶴市	舞鶴市	青葉山ろく公園(第2-3駐車場)	舞鶴市宇同安地内	○	無	237	無料	○	○	○	○	土砂災害警戒区域	第1駐車場は、土砂災害警戒区域内にあり。
舞鶴市	舞鶴市	東舞鶴公園(野球場側の駐車場)	舞鶴市宇行永(宇森)地内	○	無	300	無料	○	○	○	○	土砂災害警戒区域	子コース側の駐車場は、土砂災害警戒区域内にあり。
舞鶴市	舞鶴市	舞鶴自然文化園	舞鶴市宇多勢寺地内	×	無	200	無料	○	○	○	○	無	

資料) <https://www.pref.kyoto.jp/hinan/syatyuuhinan-itiran.html>

2) 取組上の課題・工夫

京都府のホームページからアクセスできる「京都府マルチハザード情報提供システム」でも、車中避難場所一覧表に掲載されている車中避難場所をマップ上で検索することが可能となっている。

図表 61 京都府マルチハザード情報提供システムにおける車中避難所検索画面



資料) <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>

2. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

在宅避難者への物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和元年8月豪雨では、在宅避難者の状況把握が難しかったことから、令和3年8月豪雨では、NPOからのアドバイスを受け、地域の総合的支援・在宅避難者支援を目的とした「支援交流拠点」を町内の公民館・交流拠点の3箇所に設置した。支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。

支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の避難所で調理した温かい食事の提供等を実施した。また、生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施した。

この拠点ができたことで、被災者が支援物資を取りに来る機会を活用して、生活状況や健康状況、困りごと等について聞き取りを実施することができ、被災者の個々の課題について把握できたことは、非常に有効であった。

図表 62 支援交流拠点での物資配布状況



資料) 佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」
(<https://www.sagajikan.com/case/omachitownperidot202108>)

図表 63 支援交流拠点についての広報資料

大町交流拠点
フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは
支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・送風機の貸し出し
- ・資機材の貸し出し
- ・お茶やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・家屋の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・各種支援制度のご案内
- ・子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30~16:00
お問い合わせ先：080-2579-9800

被災した方に役立つ情報を公式LINEアカウントにて配信しています。ぜひご登録ください。

フリースペースPeri. LINEQRコード

資料) 佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」
(<https://www.sagajikan.com/case/omachitownperidot202108>)

2) 取組上の課題・工夫

拠点の運営にあたっては、町内会役員が交代で常駐し対応したほか、NPO 等も運営支援を行った。

拠点開設の周知については、町のホームページ、区長や班長への周知依頼、在宅避難者宅への訪問時にお知らせをするなどをして対応した。

また、町内会役員は、必ずしも支援活動に精通しているわけではなかったが、令和元年8月豪雨の経験を活かしながら運営にあたったほか、町が採用した地域おこし協力隊員がCSO 連携室の窓口として情報連携を図るなど、支援交流拠点の運営をサポートした。

一方で、町内会役員の方に、ほぼ毎日支援交流拠点に常駐してもらったため、大きな負担となってしまったことから、町内会役員の負担を減らすため、可能な部分はNPO等に業務委託できるような仕組みについて今後検討が必要である。

関係機関等との連携による在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和元年8月豪雨においては、これまでの災害対応の知見、経験が乏しく、在宅避難者に対する情報把握や支援が充分ではなかった。そのため、町では、在宅避難者の健康状態や家屋の被災状況を把握するため、令和3年8月豪雨では、発災直後から町の保健師（7名）とNPOや他市町村からの応援者（32名）が1日2名／1班体制で全戸訪問を行い、継続訪問の必要がある被災者や、訪問しても会えない世帯、支援交流拠点に物資を受け取りに来ていない住民等をリストアップした。

これらの住民と、支援交流拠点において課題があると把握できている住民を対象として、町の保健師、佐賀県民災害ボランティアセンター、応援者が連携して、訪問聞き取り調査を実施した。聞き取り調査は、保健師と応援者がペアになって訪問し、「避難者カード」をもとに聞き取りを行い、例えば健康面での問題があれば保健師へつなぎ、住環境の課題があれば担当課や民間団体へ引き継ぐ等、対応した。

あわせて、スピード感をもって支援を行うため、役場の組織改編を行い、緊急的に被災者支援に対応するためのCSO連携室を立ち上げた。CSO連携室では、支援交流拠点等の聞き取り調査で把握した被災者ニーズを収集し、罹災証明書交付状況や支援策等の受給状況と照らし合わせながら、在宅避難者への支援として実施すべき施策について検討を行った。

2) 取組上の課題・工夫

被災者からの申し出を待つのではなく、積極的に訪問し、状況を把握した上で、必要な支援策につなげることは、住民に寄り添った支援を行うためには非常に重要である。一方で、役場の人員にも限界があることから、効率的に行うためにも、まずは1次スクリーニングとして、全戸訪問により、支援が必要な対象者を絞り込み、その上で、被災者の健康状態や家屋被害の状況等のより具体的な課題を把握し必要な支援につなげたことは効果的であった。

図表 64 NPO、行政職員による個別訪問（左）、CSO 連携会議（初期）（右）



資料) 大町町提供

図表 65 避難者カード

ひなんしゃ
避難者カード 様式 5-2

※応急期以降、又は必要に応じて世帯（家族）ごとに提出

避難所名		受付番号	
記入日（避難日）	年 月 日（避難日： 月 日）	記入者氏名	
自宅の被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 被害なし		
住所 (校区・自治会名)	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 車中泊（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
電話番号	携帯電話	自家用車 色	車種
メールアドレス（任意）	<input type="checkbox"/> 避難所敷地内 <input type="checkbox"/> 駐車の場合		
その他の 連絡先 (親戚など)	ペット	種類	<input type="checkbox"/> 同伴（を希望する） <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 行方不明
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)		備考（注1）	
氏名	生年月日	年齢	性別
ふりがな	年 月 日	男・女 ()	
ご家族 ①	(特記事項) 特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください。		病気・服薬 ・けが
	かかりつけ医・ 利用介護サービス	施設名 連絡先	要介護 障害 身体 療育 精神
	滞り場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
退所日		転出先	
		(重要) 安全確認の問合せへの対応 回答を希望する ・ 同意しない	

(注1) 要介護者、障害者は被保険者証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。
 ※この用紙に記入していただいた情報については、市町の災害対策において避難状況把握し、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営に必要な最低限の範囲で共有します。

資料) 大町町提供

第5章 参考資料

1. 自治体別取組

I. 岩手県北上市

(1) 災害概況

図表 66 災害概況と避難所・避難者数（令和3年6月24日の土砂崩れ）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和3年6月24日の土砂崩れ	2021年6月	1	22名

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和2年4月以降、内閣府や岩手県から、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る通知を受け、「北上市避難所開設運営マニュアル」の見直しを図り、令和3年3月に「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」を作成した。

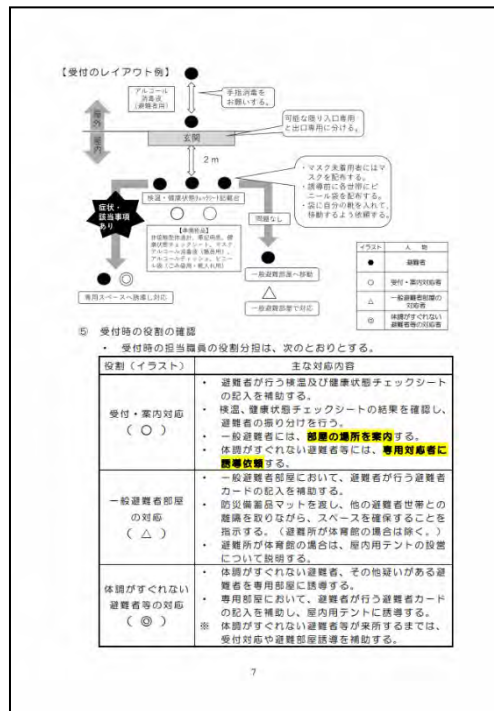
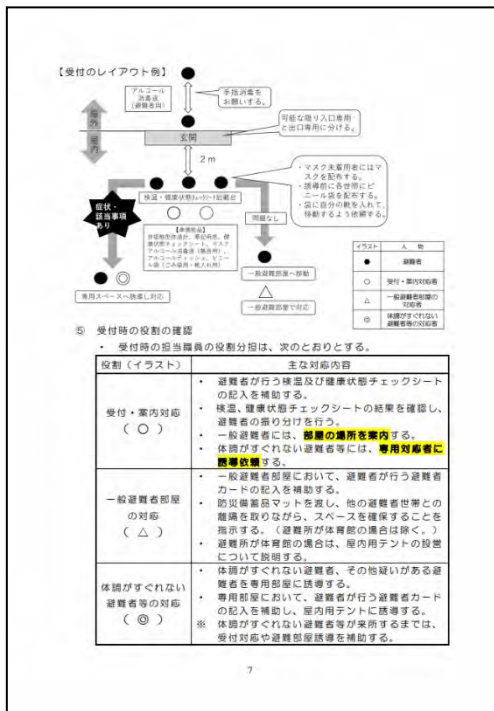
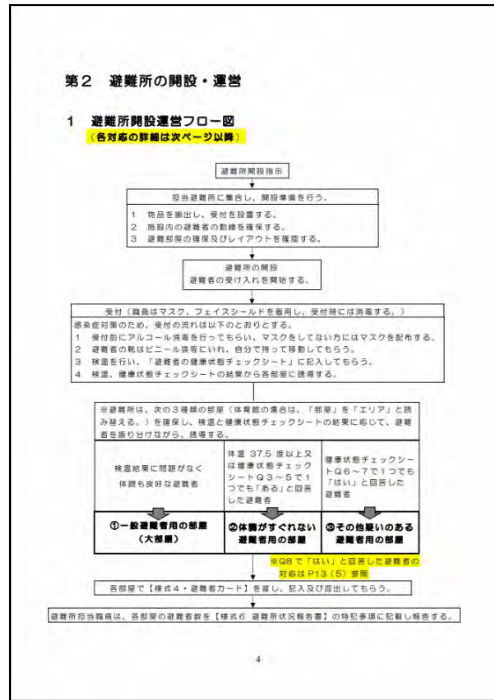
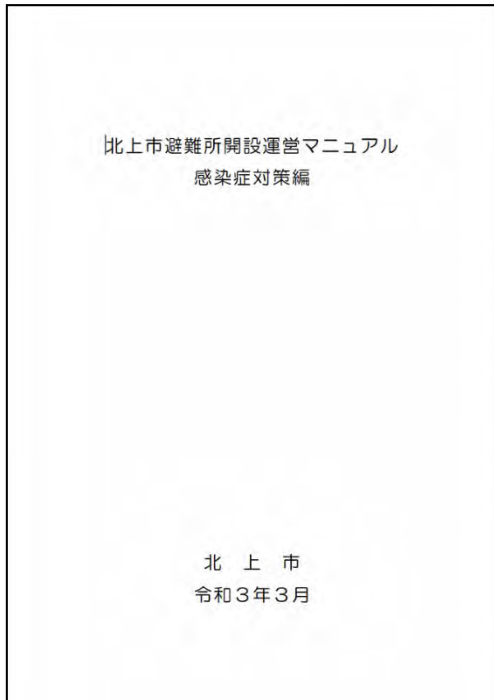
ii) 取組内容

「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」は、令和2年4月に内閣府から発出された指針である「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や岩手県の「新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営ガイドライン」および、他市町村の避難所運営マニュアル等を参考に作成した。

同マニュアルでは、避難所到着時に感染症対策に配慮する観点から実施すべき内容、受付の流れや避難所のレイアウトの具体例を記載するとともに、避難者の健康状態チェックシートを記載するなど、避難所の開設から閉鎖に至るまでで留意すべきポイントを整理している。

北上市では、毎年5～6月頃に市職員・施設管理者が合同で避難所開設訓練を実施し、第1次避難所となる施設において避難所の開設から運営までの流れを確認している。同マニュアル作成以降の訓練では、マニュアルを見ながら避難所における感染症対策について確認した。

図表 67 北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編（抜粋）



ひなんしよ けんこうじょうたい
避難者の健康状態チェックシート

なまえ _____ たいおん _____ 度

確認事項	チェック
Q.1 鼻水がでる、鼻づまりがある。	ある・なし
Q.2 のどの痛み、セキやタンのどちらか、または両方である。	ある・なし
Q.3 匂いや味がわからない	ある・なし
Q.4 からだがだるい、からだがおもい。 (さむけ、頭痛、かんせつ痛、きんにく痛)	ある・なし
Q.5 いきやすい(いつもとちがう苦しき)	ある・なし
Q.6 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が軽やだるきなどで具合が悪い状況だった。	はい・いいえ
Q.7 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が海外から帰国または入国した	はい・いいえ
Q.8 過去2週間以内に、自分もしくは同居家族が濃厚接触者として判定された	はい・いいえ

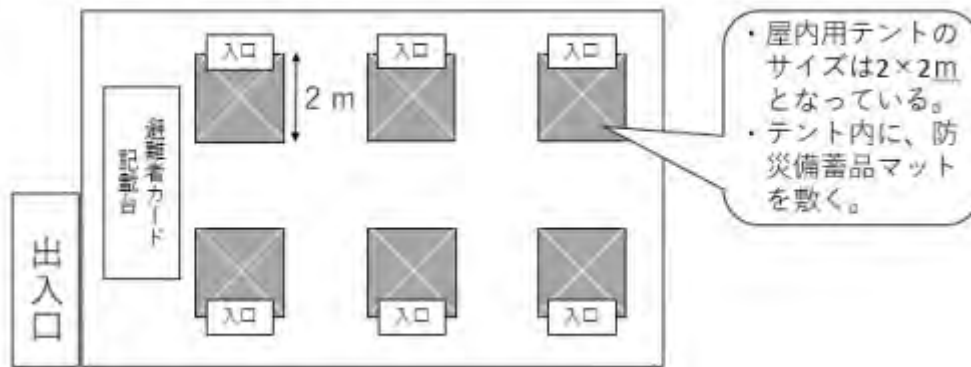
17

資料) 北上市「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」(令和3年3月)より

令和3年6月24日の土砂崩れでは、同マニュアルに基づき避難所の開設・運営を行った。具体的には、受付での検温・問診を行い、発熱者がいた場合には部屋を分けるように準備した。発熱者は、一般の避難者とは別の部屋に誘導し、その部屋の中も屋内用テントで個別に仕切る想定であった。しかし、実際には体調不良を訴える避難者がいなかったため、十分な距離を取りながら全員が同じ室内で過ごした。

図表 68 体調不良の避難者等が避難する部屋のレイアウト想定

● 体調がすぐれない避難者・その他疑いのある避難者の部屋



資料) 北上市「北上市避難所開設運営マニュアル感染症対策編」(令和3年3月)より

2) 取組上の課題・工夫

避難所開設訓練で、各施設で体調不良の避難者に割り当てる部屋やレイアウトの確認を行っていたため、発災時にも混乱することなく対応ができた。しかし、感染症対策の実施のために避難所の開設・運営における対応事項が増えており、初動に必要な人員数を確保することや、人員が足りない中での効率的なオペレーションの検討はこれまで以上に課題となっている。

(3) 避難所における生活環境改善の取組

① 生活環境の向上

1) 実施内容

i) 取組の背景

平成26年3月に岩手県が策定した「岩手県災害備蓄指針」に基づき、平成30年に「北上市備蓄計画」を策定し、物品の購入と更新をしている。備蓄計画は、庁内で見直しを行い、令和4年2月に一部を修正した。

また、複数の小売り・流通事業者からの申し出を受け、それぞれと支援物資の提供に関する協定を締結している。

図表 69 北上市備蓄計画（抜粋）

<p>北上市備蓄計画</p> <p>平成 30 年 3 月作成 令和 4 年 2 月変更 北上市</p>	
<p>ルクについても備蓄する。粉ミルクについては、ミルクアレルギー対応のスティックタイプとする。</p> <p>加えて、紙おむつ、生理用品、アルコール消毒液については3～5年を目途に定期的な買い替えを行うこととする。</p>	
備蓄品	具体的な品目
食料（アルファ米）	アルファ米(アレルギー対応品目不使用)
食料（携行食）	調理が不要なもの
保存水	飲料水用（500ml）保存水(ペットボトル)
トイレ用品	凝固剤と汚物袋がセットとなっているもの
粉ミルク	ミルクアレルギー対応かつスティックタイプのもの
紙おむつ	大人用（M、Lサイズ）と子ども用（新生児、S、M、Lサイズ）
生理用品	昼夜兼用のものとする
アルコール消毒液	内容量が1Lのものとする
アルコールティッシュ	1パック40枚入りのものとする。
<p>(4) 備蓄の想定日数</p> <p>岩手県災害備蓄指針では、東日本大震災時の給水活動は震災後3日目から展開できており、岩手県では飲料水について2日分の備蓄を行っている。このことから、市は給水活動展開前の2日分の水を備蓄する。また、水を必要とする食料（アルファ米・携行食）、トイレ、粉ミルクについても2日分の備蓄をする。</p> <p>また紙おむつ、生理用品、アルコールティッシュについても2日分の備蓄をする。アルコール消毒液等については、明確な想定日数は設けない。</p>	
<p>(5) 備蓄品の保存期限</p> <p>備蓄品を適切に管理・更新できるよう、保存期限（以下、「期限」という。）を次のように定める。</p> <p>ア 食料（アルファ米） 5年以上</p> <p>イ 食料（携行食） 3年以上</p> <p>ウ 保存水 5年以上</p> <p>エ 簡易トイレ 凝固剤について10年以上</p> <p>オ 粉ミルク 1年半以上</p> <p>カ 紙おむつ 3年</p> <p>キ 生理用品 3年</p> <p>ク アルコール消毒液 3年</p> <p>ケ アルコールティッシュ 3年</p>	
4	

資料) 北上市「北上市備蓄計画」(令和4年2月)より

ii) 取組内容

東日本大震災における避難者のピークが992人であったことをふまえ、備蓄想定人数を一般市民1,000人、市職員600人の計1,600人として備蓄計画を策定している。また、飲料水や水を必要とする食料、トイレ、粉ミルク等の備蓄の想定日数は、東日本大震災時の給水活動が発災後3日目から展開できていたことや、食料および飲料水については岩手県が2日分の備蓄をすることとしていることをふまえ、市でも2日分の備蓄をおこなっている。

令和4年2月の備蓄計画の修正では、これまで定められていなかったおむつや生理用品の更新時期を明記した。また、食料は、これまでアルファ化米の備蓄がメインであったところを、高齢者等へ配慮しゼリータイプの飲料も備蓄することとした。加えて、乳幼児用のミルクは、一般的な粉ミルクとアレルギー対応タイプの2種類を備蓄していたところ、より管理がしやすいスティックタイプのアレルギー対応ミルクに統一した。

また、段ボールベッドを備蓄することが一般的かと思料されるが、段ボールベッドよりも湿気に強く、再利用がしやすいことから、高齢者等の配慮が必要な避難者向けのアウトドア用のベッドを備蓄している。

このように、備蓄計画は都度見直しを図りながら、毎年の購入数と備蓄場所の割り当てを行っている。

図表 70 備蓄数量の考え方（抜粋）

備蓄品	備蓄量	期限	考え方
食料 (アルファ米)	12,500食 (250箱)	5年	1,600人×3食×2日分=9,600食≒10,000食(200箱) 各避難所倉庫へ10箱配備した場合に、北上市防災備蓄倉庫への配備分がなくなることから、毎年2,500食(50箱)購入し、5年で12,500食(250箱)備蓄
食料(携行食)	3,200食	3～5年	1,600人×1食×2日分=3,200食 ゼリータイプ(期限5年)、クッキータイプ(期限3年)を各1,600食
保存水 (飲料水用)	3,420ℓ	5年	1,600人×1ℓ×2日分=3,200ℓ 1箱500ml×24本入を購入、5年で266箱≒270箱=3,240ℓ 毎年54箱(648ℓ)購入し、5年で270箱(3,420ℓ)備蓄
保存水 (その他用)	1,620ℓ	5年	10,000食×160ml=1,600ℓ 1箱2ℓ×6本入で購入した場合、5年で133箱≒135箱=1,620ℓ 毎年27箱(324ℓ)購入し、5年で135箱(1,620ℓ)備蓄
トイレ	16,000個	10年	1,600人×5回×2日分=16,000個 毎年1,600個購入し、10年で16,000個備蓄
粉ミルク	14.5g×6本入りを 534箱(3,204本)	1年半	約800人(年間出生者数)×1日4本×2日=6,400本 このうち半分(400人分)を市で備蓄 6,400×0.5=3,200本
紙おむつ (大人用)	4,500枚	3年 程度	1,600人×0.28(令和3年4月の65歳以上の割合)=448≒450人 450人×1日5枚×2日分=4,500枚
紙おむつ (小児用)	5,000枚	3年 程度	2,400人(令和3年4月の0～3歳数)×1日5枚×2日=24,000枚 このうち2割を備蓄する。24,000×0.2=4,800≒5000枚

資料) 北上市「北上市備蓄計画」(令和4年2月)より

図表 71 配備計画（抜粋）

購入した備蓄品は、4の(1)の記載の備蓄倉庫へ次のとおり配備する。

備蓄品	最終的な備蓄総量	一度の購入量	毎年の配備数	最終的な配備数
			※は配備後に最終的な配備数から余剰した場合に余剰分（期限が近いもの）を回収する倉庫	
食料 (アルファ米)	250箱	50箱	北上市防災備蓄倉庫 6箱 ※各避難所倉庫 2箱(20箇所40箱) ※本庁舎倉庫 2箱	北上市防災備蓄倉庫 30箱 各避難所倉庫 10箱(20箇所200箱) 本庁舎倉庫 10箱
食料(携行食) ゼリー	20箱	4箱	北上市防災備蓄倉庫 4箱	北上市防災備蓄倉庫 20箱
食料(携行食) クッキー	27箱	9箱	北上市防災備蓄倉庫 9箱	北上市防災備蓄倉庫 27箱
保存水 (飲料水用)	270箱	54箱	北上市防災備蓄倉庫 14箱 ※各避難所倉庫 2箱(20箇所40箱)	北上市防災備蓄倉庫 70箱 各避難所倉庫 10箱(20箇所200箱)
保存水 (その他用)	135箱	27箱	北上市防災備蓄倉庫 5箱 ※各避難所倉庫 1箱(20箇所20箱) ※本庁舎倉庫 2箱	北上市防災備蓄倉庫 65箱 各避難所倉庫 3箱(20箇所60箱) 本庁舎倉庫 10箱
トイレ	16,000個	1,600個	北上市防災備蓄倉庫 800個 ※計画されている避難所倉庫 400個 (配備計画は6の(3)のとおり)	北上市防災備蓄倉庫 8,000個 各避難所倉庫 400個(20箇所8,000個)

資料) 北上市「北上市備蓄計画」(令和4年2月)より

民間企業からの物資提供に係る協定では、具体的な物資の種類や数等は明記していないが、発災時に協定締結先が保有しており、かつ、市が緊急的に必要としている物資を優先的に提供してもらい、後日精算を行うこととしている。

2) 取組上の課題・工夫

ゼリー飲料やアレルギータイプのミルクの導入など、必要に応じて品目の内容を見直すことで、より多くの市民に対応した生活支援物資を提供できるように備えている。

備蓄想定人数(1,600人)は、大規模な地震が発生した場合でも十分対応できると思料されるが、豪雨等の影響により、北上川で氾濫が発生した場合には被害が広域におよぶことが想定される。これを受け、今後の発生が予想される災害の被害規模も考慮しながら今後も備蓄量の見直しを図っていく必要がある。

② ペット避難

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和元年東日本台風の発生時には、ペット同行避難についての対応方針を整理できておらず、円滑に対応することができなかった。これを踏まえ、令和2年以降、対応方針を検討するとともに、市内のドッグサロンや動物病院と連携を図った。

ii) 取組内容

第1次避難所の施設管理者にペット同行避難が可能かどうかを調査しており、条件(ケージの有無等)を整理し、ホームページで周知している。

また、市内のドッグサロンと協力して、ペット同行避難の心得に関するチラシを作成しており、ドッグ

サロンや動物病院等で配布している。

図表 72 ペット避難に関するチラシ

ペットと一緒に災害対策
災害はいつ発生するかわかりません。いざという時、ペットを守るためにも、普段から対策を考えましょう!

① 基本的なしつけと準備をしましょう!
基本的なしつけと準備は、他人への迷惑防止のほか、ペット自身のストレス軽減につながります。

- ☑「待て」「おいで」「お座り」等ができる
- ☑人やほかの動物を怖がらない
- ☑むやみに吠えたりしない
- ☑音輪などに名前や連絡先が記載されている
- ☑ケージに入ること慣れている
- ☑避妊去勢をしているかを把握しておくこと
- ☑決められた場所に排泄できる

② ペット用の避難物資を用意しましょう!
ペットの避難生活に必要な物資は飼い主で準備する必要があります。あらかじめ、何が必要か整理しておきましょう

必須のペット用避難物資	ケージ、狂犬病ワクチン証明書・鑑札、フード・水（災害規模によるが3日分）、排泄物処理用ゴミ袋、リード（伸びないもの）
準備していると便利なもの	ペットシーツ、新聞紙、タオル、トイレ用スコップ、ペットの写真、ガムテープ（ケージの補修用）

③ 避難先・避難経路を検討しましょう!
災害で危険な状況の際、自分たちも含め、どこに避難するのかをあらかじめ検討し、避難経路の確認をしましょう。

- ☑ 災害で危険な状況の際、自分たちも含め、どこに避難するのかをあらかじめ検討し、避難経路の確認をしましょう。
- ☑ 市で開設する避難所では、ペットと一緒に避難する同行避難を可としている施設もあります。（避難所内での避難スペースは異なります）
- ☑ ただし、不特定多数の方が集まる避難所での生活は本人やペットに負担をかける場合もあります。その場合、親戚や友人のお宅にペットを預けることも検討しましょう。

災害時はペットと一緒に避難所へ避難することができます
北上市が開設する災害時第1次避難所のうち、次の施設はペットとの同行避難が可能です。
災害による危険がある場合はペットと一緒に同行避難をしましょう

ペット同行避難が可能な第1次避難所（2021年7月現在）

避難場所	●: 屋内（場所は避難状況によって変わることがあります）	▲: ケージは屋内、リードは屋外	▲: ケージ・リードともに屋外（風雨をしのげる場所）
地震・風水害	黒沢区西地区交流センター	和賀地区交流センター	
	飯島地区交流センター	岩崎地区交流センター	
	黒岩地区交流センター	藤根地区交流センター	
	泉根地区交流センター	上野中学校	
	江約子地区交流センター		
地震のみ	二子地区交流センター（リード不可）	相去地区交流センター	
	更木地区交流センター（リード不可）	北上勤労者体育センター	
	稲瀬地区交流センター		
風水害のみ	北上北中学校	北上総合体育館	
	北上学館		

※実際の避難状況によっては同行避難できない場合があります

同行避難とは 飼い主とペットが避難所に避難すること
避難所内の同じ場所で生活する同行避難とは異なります

避難にあたっては以下の条件を守り避難しましょう。
避難所でのペット受け入れ条件

- ☑ 一般避難所とは別スペースでの飼育できること
- ☑ 種類は主に犬や猫、ウサギ、ハムスター、小鳥などの小動物であること
- ☑ 衛生的で、清潔であること（ノミの駆除や予防接種済で不潔な臭いを発しない）
- ☑ 放し飼いにしないこと（ケージやリードを持参してください）
- ☑ しつけができていないこと

ペットの災害対策に関しては、環境省のガイドライン（一般飼い主編）をご覧ください

お問合せ 北上市企画部危機管理課 〒024-0083 北上市船橋町二丁目3番6号
TEL: 0197-72-8306 FAX: 0197-65-5170
bousai@city.kitakami.iwate.jp

資料) 北上市「ペット災害対策 チラシ」 (<https://www.city.kitakami.iwate.jp/material/files/group/27/peppetirasi.pdf>)

2) 取組上の課題・工夫

指定避難所になっている施設の管理者とペットの受け入れに関する事前調整を行っていたことで、令和3年6月24日の土砂崩れでは、ペットを連れて避難してきた方に適切に対応することができた。

チラシはホームページだけではなく、ドッグサロンや動物病院など、ペットを飼育している住民が確実に目にすると思われる場所に設置することで効果的な周知が図れている。

③ 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

1) 実施内容

i) 取組の背景

阪神淡路大震災や東日本大震災等では、公助の取組で助かった割合よりも自助や共助で助かったという割合が高かったという教訓を踏まえ、公助の取組だけではなく自助・共助の取組も推進している。

ii) 取組内容

北上市の避難所開設運営マニュアルでは、指定避難所の開設・運営は市職員や施設管理者が対応することとなっているが、川沿いなど特に防災意識の高い地区では自主防災組織にも避難所の開設・運営に協力いただいている。また、自主防災組織が自治会等の地域拠点を避難所として独自に運営している場合もあり、支援物資や食料が必要な場合には、各地域に配備している無線を通じて要請を受けることとし

ている。

自助を推進するための取組として、迅速な避難を実施できるよう一人一人個別の行動計画を定めた「マイタイムライン」の作成研修をしたり、市独自の様式をホームページに公開したりして、親しみを持って自助を考えてもらえるようなきっかけづくりに努めている。

共助の取組としては、市内の自主防災組織に毎年研修会を行い、各種情報の提供に努めている。また、平成30年に「北上市自主防災マイスター認定制度」を設け、丸一日の講座（気象、自主防災組織の役割）や避難所運営のワークショップを受講した人を地域のリーダーとして認定（認定期間3年間）しており、令和3年度末時点で116名がマイスターとして認定されている。

図表 73 水害時マイタイムライン様式

図表 74 自主防災組織による訓練の様子

水害時マイタイムライン			
住んでいる地区	地区	世帯構成	人暮らし 【大人 人 子ども 人】
最大浸水想定	m	最寄りの避難先①	②
きょり	km	避難手段	避難にかかる時間 分
災害までのおおよその時間	各種情報	マイタイムライン（何をやる？）	ポイント
2日前	大雨等の早期注意報 徐々に雨が降り始める		◆行動できる準備をする ・情報収集方法は？ ・日用品（薬等）のストックは？ ・万が一のときの連絡手段は？
24時間前	大雨注意報 洪水注意報 雨が強くなりはじめる		◆実際に避難する際に考えること ・どの情報をもとに避難するか？ ・避難先はどこ？ ・避難の際に携行するものは？ ・避難には何分かかかるのか？
12時間前	大雨警報 洪水警報 警戒レベル3 高齢者等避難		
0～6時間前	川の水位が上昇する テレビ・ラジオ放送 緊急避難メールの発信 避難危険情報 警戒レベル4 避難指示 テレビ・ラジオ放送 緊急避難メールの発信 大雨特別警報 警戒レベル5 災害発生 命を守る最善の行動を		◆避難の際の携行品（例） □食料・飲料水 □携帯電話 □現金 □貴重品 □薬 □手帳 □タオル □洗面用具 □上着（防寒対策）
情報の取得方法		メモ	
気象庁HP 気象に関する情報を確認することができます。	洪水の危険度分布（気象庁） 中小河川の洪水発生の危険度の高まりを段階的に色分けをして示しています。	テレビ 各種災害情報を収集することが可能です。	
川の防災情報（国土交通省） 各地の雨量、河川の水位を確認することができます。	スマホ防災アプリ 地域設定で北上市を選択することで北上市の防災情報が配信されます。	ラジオ きたかみE&G エフエム(88.5MHz)では北上市の情報が随時配信されます。	
北上市災害警戒判定メッシュ情報 土砂災害の危険度の高まりを確認することができます。			



資料) 北上市「水害時マイタイムライン 様式」 資料)

(<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/kikikanri/kikikanri/4/17633.html>)

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス感染症対策等、避難所での対応事項が増えていることを踏まえると、市職員や施設管理者のみで避難所の開設・運営にあたるのは限界があると思われることから、自主防災組織等と協力して人員を確保していく必要がある。今後は、共助の意識をより一層高めていくとともに、自主防災組織と市の連携について体系的に整理する必要がある。

今後は、自主防災マイスター認定制度の拡充を図るとともに、認定を受けた方と一緒に防災に係る意識啓発活動等に力を入れていきたいと考えている。また、認定期間が切れる方への再任講習等も実施していく予定である。

II. 宮城県東松島市

(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 簡易間仕切り設置や可搬型空調設備設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施

1) 実施内容

市内には 17 箇所の指定避難所があり、新型コロナウイルス感染症拡大以前の想定では、1 人あたり 2 m²の空間を確保し 20,000 人を収容できるとしていた。新型コロナウイルス感染症拡大以降は、感染症対策のため、避難者スペースの十分な確保や、発熱者等への対応等が必要となることから、従来の想定では狭小と見込まれる。しかしながら、一人当たりの面積としてこれ以上のスペースを確保することは、避難者の受け入れが困難になることにもつながるため、災害時避難所用簡易間仕切り（間仕切りパーティション）の利用により、世帯単位での区画設定を行うこととした。

災害時避難所用簡易間仕切りは、簡易型テント型のものを設置することとし、指定避難所 17 ヶ所（学校、市民センター）及び分散倉庫（市役所等）6 ヶ所に各 60 張を順次導入している。

また、消毒・体温測定、マスク着用、換気などの基本的な感染症対策のほか、教育活動に支障のない範囲で教室を利用するなどの居室の分散、動線の分離などを行っている。また、市民センター 2 階等を発熱者、感染疑義者（濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染が疑われて検査対象となっている者）の専用避難所としている。

令和 3 年度総合防災訓練では、簡易間仕切り設置を含め、感染症対策を念頭においた訓練を実施するとともに、民間企業の協力による可搬型空調設備設置訓練などを実施した。

図表 75 令和3年度東松島市防災訓練（写真左：簡易間仕切り設置訓練、写真右：可搬型空調設備設置訓練）

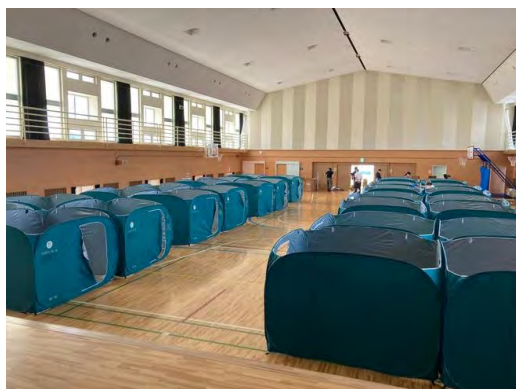
■ 令和3年度東松島市防災訓練

日時：令和3年6月6日午前9時

主催：東松島市、自主防災組織連絡協議会

災害想定：午前9時M9.0の地震が発生し、市内に最大震度6強を観測、同9時03分に大津波警報を発表

主な訓練内容：避難所開設訓練、職員参集訓練、災害対策本部設置訓練、自主防災組織による地域災害対策本部開設訓練 / 等



資料) 東松島市 HP「令和3年度東松島市総合防災訓練について」
<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/21,30593,67,html>

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス感染症拡大以降、大規模な災害被害はなく、令和3年～令和4年1月にかけて3回の避難所開設を行ったが、概ね1時間以内に避難所を閉所しており、簡易間仕切りによるパーティションの設置には至っていない。

② 民間機関等と連携した避難所の確保

1) 実施内容

17箇所の指定避難所のほか、市内に営業している4箇所のホテルと協定を締結している。また、石巻赤十字病院の講習を受け、避難所運営におけるコロナ対策の想定を行っている。

2) 取組上の課題・工夫

市内には民宿などもあるが、海辺に集中していることから活用は困難と考えている。特に東日本大震災時に被災した民宿も多い。新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた避難所運営の方法について、これまで実質的な経験がなく、現時点では内閣府通知等を踏まえた想定・検討に留まっている。

(2) 避難所における生活改善の取組

① 防火水槽を利用したマンホールトイレの整備と、普及・啓発

1) 実施内容

避難所におけるトイレの確保のため、平成 21 年以降、市下水道課が主体となり指定避難所にマンホールトイレを設置している。現在、17 箇所の指定避難所のうち 11 箇所に設置済みであり、各避難所における計画避難人数に応じて、1 箇所あたり 5～6 基、最大 14 基を設置している。基本的には、災害により断水した場合に、防火水槽に溜めた水により排泄物を流す想定であり、断水時以外では施設備え付けのトイレを利用することとしているが、避難者数が多い場合は、施設備え付けトイレと併用して使用することも想定している。

また、凝固剤を利用する段ボール製の簡易トイレについても、24 箇所の備蓄倉庫に 2,000 個、市の倉庫に 2,000 個、合計 4,000 個を備蓄している。ただし、簡易トイレの利用は、防火水槽の水が枯渇した場合や、下水管が処理施設までの経路で損傷した場合などの緊急的なケースのみであり、基本的には 11 箇所の指定避難所に設置したマンホールトイレを利用することを想定している。

2) 取組上の課題・工夫

マンホールトイレの管理は下水道課であるが、自主防災組織等に対しての研修では市の防災課と連携し、設置・利用方法などを普及している。マンホールトイレを使用するほどの災害は多くないことから、平時から普及・啓発に努めている。

加えて、県外でのマンホールトイレの講演や設置講習会の開催、ボランティア研修の受け入れなど、全国的なマンホールトイレの普及啓発に向けた取組も進めており、こうした取組が評価され、国土交通大臣賞〈循環のみち下水道賞〉を令和元年度（第 12 回）に広報・教育部門、令和 3 年度は防災・減災部門にて 2 度受賞した。

また、自主防災組織による市民周知活動や、市内産業祭での設置・普及促進活動、地域の運動会や学校の文化祭で、自主防災組織、生徒、保護者、地域住民が連携してマンホールトイレを設置・運営するなど、自主的に災害用マンホールトイレの使用訓練を行っている地域もある。

なお、マンホールトイレは、設備更新や地面下の設備劣化はほとんどなく、特定外力による破壊行為等がなければ更新の必要はほとんどないが、簡易トイレは、一定年数経過後は更新が必要であるなど、維持管理コストがかかる。現在は、マンホールトイレの設置が進んだことから、今後は簡易トイレの備蓄数を減らす方向で検討を進めている。

図表 76 マンホールトイレの普及・啓発に向けた取組例

令和元年度 下水道普及活動 年間報告書

令和元年5月25日(土) 東松島市立矢本西小学校運動会

【概要】

東松島市立矢本西小学校運動会の会場用トイレとして、マンホールトイレを設置しました。当日は、下水道課職員だけでなく、父兄や教職員の方々が主体的に設置や撤去作業を行いました。実際の利用についても好評で、沢山の来場者のほか、多くの生徒、児童にも利用され、最終的には700人以上に利用されました。

マンホールトイレの設置①	マンホールトイレの設置②	運動会の風景
		
		
利用状況①	利用状況②	利用状況③

【活動実績】

マンホールトイレの設置台数

女性用3基、男性用3基※、多目的用1基、合計7基（洋式6、小1）を設置。
 ※男性用1基は小便器2つ

下水道課においての普及・啓発活動

東松島市立矢本西小学校運動会の会場用トイレとしてマンホールトイレを設置。学校、父兄と事前協議の上、教職員、父兄と連携し、マンホールトイレの設置運営を行った。

小学校は、災害時の避難所に指定されており、運動会参加者は、有事の際、当該避難所を実際に利用することとなる。今回の取組は、下水道事業の普及啓発だけではなく、地域防災の点においても、大きな効果が見込めるものとなった。

この取組は、本市と同様に、大規模災害を経験した熊本県熊本市と連携し実施した。教職員3名、父兄6名、東松島市危機対策専門員及び下水道課職対応。

資料) 東松島市建設部下水道課「令和元年度下水道普及活動 年間報告」(令和2年2月5日)より

② 自主防災組織と連携した効果的な避難所運営体制・方法の確立

1) 実施内容

i) 庁内の体制

17 箇所の指定避難所には、各避難所に市職員 4 名を配置している。職員は特定部署によらず、庁内横断的に指名され、避難所開設及び運営を行い、原則女性職員 1 名を配置している。夜間等に施設管理者が不在の場合であっても、キーボックスから鍵を受領し解錠できるようになっている。

ii) 自主防災組織との連携

職員だけで長期の避難所運営は難しく、自主防災組織と連携した避難所運営が行われている。

東松島市では、79 地区すべてで自主防災組織が設置されている。平成 15 年 7 月の直下型地震をきっかけに自主防災組織の組成が活発化し、合併時の平成 17 年時点で 70%、東日本大震災以前の平成 20 年に組織率は 100%となっており、避難所ごとに自主防災組織が運営補助にあたっている。東日本大震災時には、応急段階は職員が運営を対応していたが、少しずつ運営主体を自主防災組織に移行し、一定の期間以降は自主防災組織が中心となって避難所運営をおこなった。

2) 取組上の課題・工夫

避難所の開設は原則市職員であるが、市職員が参集できない場合に備え、自主防災組織でも施設の解錠が可能な人を指定しており、防災課で名簿を管理している。

III. 新潟県上越市

(1) 災害概況

令和元年東日本台風においては、上越市内の全 129 施設の一般避難所を開設するとともに、福祉避難所 102 施設のうち 11 施設を開設した。一般避難所には最大 1,381 人が避難し、福祉避難所には最大 17 人が避難した。

図表 77 災害概況と避難所・避難者数（令和元年東日本台風）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和元年東日本台風	2019 年 10 月	140	1,398 名

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 感染症対策に配慮した避難所運営マニュアル策定及び運営の取組

1) 実施内容

i) 取組の背景

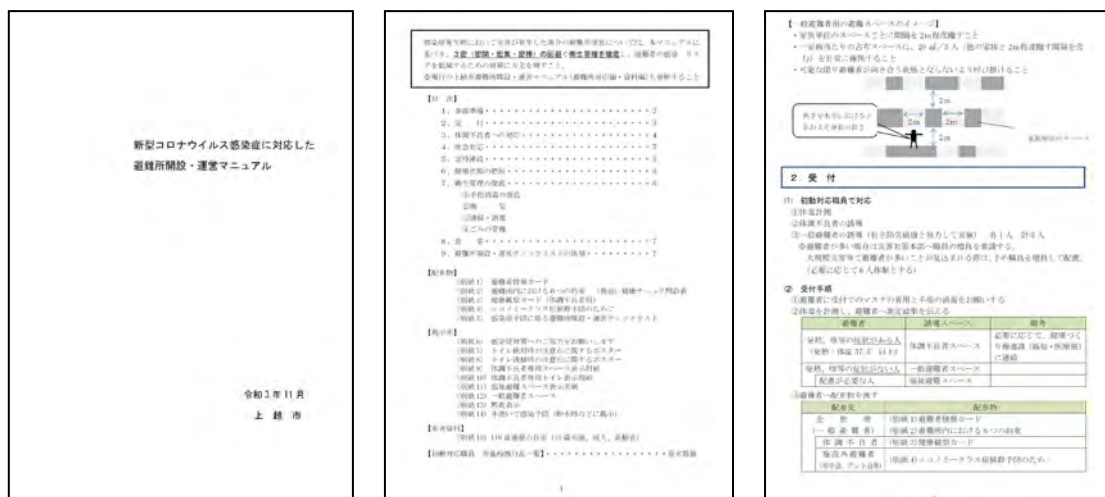
近隣自治体での感染者発生状況や国からの働きかけもあり、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」を策定して事前対策を講じるに至った。

ii) 取組内容

① マニュアルの作成

令和 2 年 6 月頃に作成に取りかかり、公表されている先進自治体のマニュアルを参考にしながら、7 月に各町内会にマニュアルを配付した。

図表 78 上越市 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル（抜粋）



資料) 上越市「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」

② 職員・住民訓練の実施

令和2年度に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」の実効性の検証・向上のため、市の指定避難所に配置する各3名程度の初動対応職員のうち、班長を対象に、避難所開設・運営訓練を実施した。また、町内会と防災士が連携し、同マニュアルを活用した訓練も実施し、その様子が報道により市民に周知された。

③ 保健師との連携

令和3年11月には、新型コロナウイルス感染症への対応に関し、国が公表した「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」等を参考にしながら、保健所・保健師等とも連携し、マニュアル内容の充実・ブラッシュアップを図り、更新版を公表した。

2) 取組上の課題・工夫

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良者への対応や、感染者の動線等について避難所ごとのレイアウトを初動対応職員、施設管理者及び町内会（自主防災組織）により検討・作成した。

なお、コロナ禍以前から、運営体制の継続性・実効性の確保のため、毎年4月に人事異動に伴う非難所帯応職員の割り当てを更新し、「避難所開設・運営マニュアル【事前準備編】、【避難所対応編】、【資料編】」に基づいた研修会を実施している。

コロナ禍においては、各マニュアルの説明に加え、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」の説明及び同マニュアルを活用した避難所開設・運営訓練を行っている。研修後は、避難所となる各施設において、避難所初動対応職員、施設管理者及び町内会（自主防災組織）の3者により、避難所運営のための打ち合わせや備蓄物資の場所・数量等の確認を行っている。

② 感染症対策に配慮したレイアウト

1) 実施内容

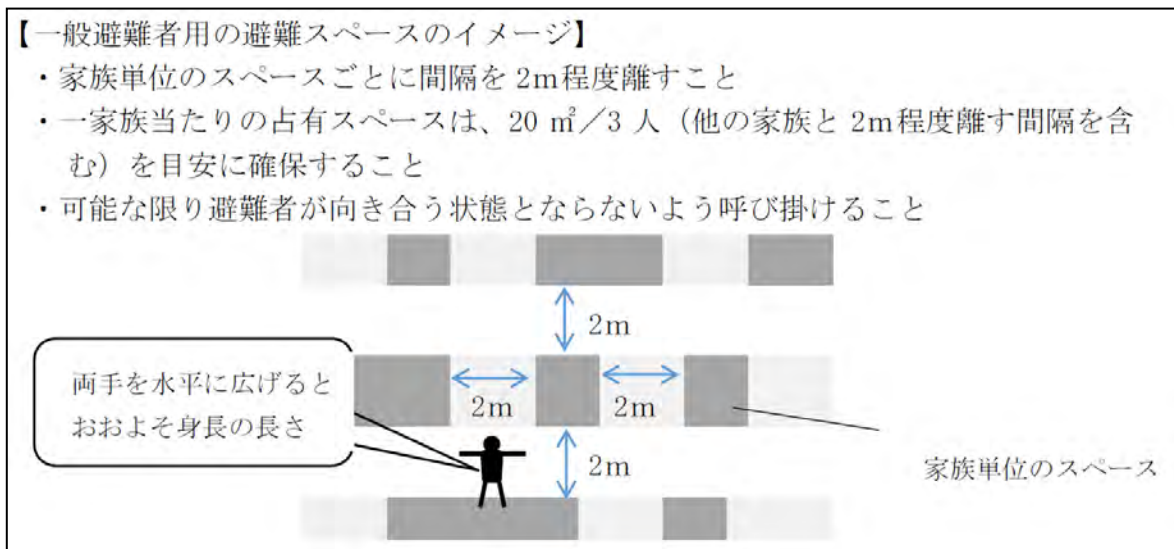
避難スペースは、3人1世帯で20㎡を目安に確保することとしており、隣接世帯と2m離して配置することとしている。(参考：コロナ禍以前は1人当たり3㎡の避難スペースを確保していた。)

2) 取組上の課題・工夫

施設管理者と調整し、例えば、避難所である学校においては教室も避難スペースとして利用することによって、十分な避難スペースが確保できるようにした。

また、避難所の混雑状況をリアルタイムでホームページにて周知することにより、避難者の収容人数に余裕がある避難所に避難者を誘導することも検討している。

図表 79 上越市 避難所における避難スペースのイメージ



資料) 上越市「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営マニュアル」

(3) 生活環境に配慮した避難所運営の取組

① 要配慮者に対する支援の取組

1) 実施内容

要配慮者に関する記載については、新居浜市の避難所マニュアルを参考にしつつ、外国人への対応等は多文化共生推進事業の担当課とも連携しながら「避難所開設・運営マニュアル【資料編】」に追記した。

図表 80 上越市 要配慮者である外国人の避難時の対応と配慮ポイント（抜粋）

要配慮者の避難時の対応と配慮ポイント

【避難に関して】

	避難行動等の特徴	避難誘導時の配慮ポイント
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語を十分に理解できない場合が多い。 ○行政機関等が発信する災害関連情報を理解できない可能性がある。 ○言葉で状況を知らせることが困難な場合がある。 ○災害に関する知識が少なく、何が起きたか分からずに、パニックになってしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。

【情報伝達、避難生活に関して】

	ニーズ	情報伝達の配慮ポイント	避難生活の配慮ポイント
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語による避難・誘導の指示が認識できない場合があるため、やさしい日本語（必要に応じて多言語化）を活用した情報伝達及び状況説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の状況や避難所等の位置をやさしい日本語（必要に応じて多言語化）を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語指差しボードを活用し、意思疎通を図る。 ○宗教等で食べられないものや文化の違いについて、可能な限り考慮する。 ○外国語ができる人や日本語ができる外国人の協力を得る。 ○支援を平等に受けられるように配慮する。

資料) 上越市「避難所開設・運営マニュアル（資料編）」

2) 取組上の課題・工夫

上越市では、外国人市民が日本で安心して生活できるよう、生活に必要な日本語等を学ぶ各種講座を開催しており、日本語の理解が困難な外国人市民が、災害時に適切な行動をとることができ、正しい情報を入手できるよう、災害や防災に関する内容も講座に取り入れることとしている。

IV. 長野県長野市

(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 感染症対策に配慮した避難所運営

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和元年台風19号により、10月12日の夜から明け方にかけて千曲川をはじめとする河川で越水又は堤防決壊が発生し、浸水被害が生じ、長野市が公的に開設した避難所31箇所、住民や施設管理者が自主的に開設した自主避難所が23箇所の合計54箇所が設置された。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に関するマニュアル（避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル）を作成し、その後改訂を重ね、現在第3版としている。


ii) 取組内容

「避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」は、令和2年4月に内閣府から発出された指針である「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や長野県における「長野県避難所運営マニュアル策定指針」「新型コロナウイルス感染症対策事前準備チェックリスト」などを参考として作成した。

同マニュアルでは、当面必要となる備蓄物資の内容や避難所到着時に感染症対策に配慮する観点から実施すべき内容、受付の流れや避難所のレイアウトの具体例、避難者の誘導方法など、避難所の開設から閉鎖に至るまで留意すべきポイントを整理している。また、避難者カード等の様式や、注意喚起のために掲示する資料等の内容についてもその具体例を盛り込んでいる。

さらに、作成したマニュアルに基づき令和2年5月29日に、想定しているレイアウトに沿って段ボールベッドやプライベートルーム、間仕切り等を配置したり、個別避難スペース等を設置したりする模擬開設を実施した。この模擬開設は職員が作業を行い、マスコミ向けのプレスも行うことで市民向けの情報発信として活用した。

図表 82 模擬開設の概要・様子

<p>実施日時：令和2年5月29日</p> <p>実施場所：裾花体育館</p> <p>出席者：</p> <p>市長、危機管理防災監、避難所開設及び感染症対策の担当職員</p> <p>確認事項：</p> <p>避難所での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を避けるために必要な以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none">- 避難所の居住スペースや避難所内の通路- 入り口での健康状態の聞き取り方法- その他	
---	---

資料) 長野市（総務部）プレスリリース 令和2年5月26日、
長野市ウェブサイト「2020年5月のフォトニュース」
(<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/fotnews/451728.html>)

2) 取組上の課題・工夫

模擬開設を実施することで、感染症対策を行った配置・レイアウトでは、従来1人当たり3㎡で計算している収容人数がおよそ1/3になることが確認された。ただし、飛沫防止カーテンの設置の有無や、共有スペースの確保状況などによって実際の収容可能人数は変化するため、感染症対策を行った場合の避難所ごとの具体的な収容人数の明示までは行っていない。

② 宗教団体と連携した避難所の確保

1) 実施内容

i) 取組の背景

新型コロナウイルス感染症対策として、一人あたりの十分なスペース確保等を行うことで収容可能人数が減少することを考慮すると、多くの避難所を確保することが重要となる。

長野市では、令和元年台風19号の経験から、市内にある7つの寺院からの提案を受けて、令和2年7月に災害時に寺院を避難所として活用することを内容とする「災害時における地域の避難所の設置及び運営に関する協定」を寺院との間で締結している。

当該寺院は、発災時に指定避難所だけでは避難所が不足する場合に、地域の避難所として開所される。避難所として開所された場合は、庫裏(くり)等が避難所スペースとして想定されている。庫裏は、畳が敷いてあり、体育館などと比べて生活する環境が整っている。

本避難所の設置者は長野市であるが、運営は、寺院の住職等が責任者となり、地域住民等の協力を得て行われる。また、避難者へ提供される物資等については、長野市が調達し、避難所へ配送することとなっ

ている。

2) 取組上の課題・工夫

宗教施設である寺院を避難所として利用するために、宗派等に限らず避難者を受入れること、避難者に宗教活動をさせないこと、避難者の信教の自由が保障されることを、寺院側と申し合わせている。なお、本協定締結前には顧問弁護士と相談し、政教分離の観点から憲法第 20 条及び第 89 条との関係について確認している。

図表 83 宗教施設が避難所となる場合の支援に関する国会答弁

地方公共団体の中には、宗教団体と災害協定を締結するなどして、宗教施設を指定避難所として活用しているところもあると承知をいたしております。宗教団体が地方公共団体と連携しましてこうした社会貢献活動を行うことは、大変意義のあることと考えております。

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体、一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設が含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

資料) 第 208 回国会衆議院文部科学委員会 (令和 4 年 4 月 15 日) 末松信介国務大臣答弁

(2) 避難所における生活改善の取組

① 効果的な避難所運営体制・方法の確立

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和元年台風 19 号災害の際、「避難所開設マニュアル」は作成されていたが、避難所の開設や運営において十分に活用することができないケースがあった。

その理由は、避難所開設に当たった職員がマニュアルを利用しても、運営していく中で職員が入れ替わり当該マニュアルの引き継ぎが十分でなかったこと、さらに運営について詳細な内容の記載が不十分であったことなどが挙げられる。

この結果、マニュアル上、避難所運営委員会を設置するとしていたが実際に設置された避難所がなかったなど、実際の運営において課題が発生した。

ii) 取組内容

避難所運営に関して、新たに「避難所運営マニュアル」を令和 3 年度に作成した。なお、当該マニュアルは長野市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」(令和 2 年 5 月)の内容をふまえた、感染症対策版として作成している。

同マニュアルでは、避難所運営委員会の体制等についての詳細を記載しているほか、避難所運営時の取組項目についても詳細に記載している。

図表 84 「避難所運営マニュアル」の記載内容（目次）

子どもの生活環境整備 33 外国人等への配慮 35 運営委員会による点検 36 関係団体等からの助言 36 国、県等からの指導、助言 37 ◆物資・食事の支援 避難者への物資の支援 38 避難者への食事の支援 39 物資、食事の支援の申し出 41 ◆健康・福祉 避難者の健康管理 42 薬などの支援 43 要配慮者への対応 44 傷病者対応 45 ◆感染症対策 感染予防 47 重症化リスクが高い避難者の対応 48 感染者の対応 49 濃厚接触者の対応 50 ◆避難所の統合、閉鎖 避難所閉鎖の検討 51 避難所統合の検討 52 避難所の閉鎖、撤収 54 避難所運営人材の育成 56 様式、掲示物 57 様式1（避難者名簿） 57 様式2（避難者健康チェックシート） 58 様式3（避難所開設・定時報告書） 59 様式4（同行避難動物登録票） 60 掲示物1（受付） 61 掲示物2（感染症対策のお願い） 62 掲示物3（エコノミークラス症候群予防のために） 63 掲示物4（衛生的な手洗い） 64 掲示物5（熱中症予防のために） 65	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">目次</div> 基本的事項 4 避難所の役割、基本的な考え方 4 市職員の動員、配備 4 運営に従事する者の感染症対策 5 避難所の運営体制 6 避難所運営チームの設置 6 避難所責任者の任命 6 避難所運営委員会の設置 6 自主避難所の運営 7 避難所運営体制図（例） 8 避難所の運営 9 避難所運営時の取組項目一覧 9 ◆総務 避難所状況の定時報告 11 避難所運営の記録 11 避難者名簿の作成・管理 12 施設の防火、安全管理 14 安全の確保 15 訪問者への対応 17 情報・通信機器の配備 18 ◆情報・広報 情報取得手段の確保 20 掲示板 21 相談窓口 23 報道機関への対応 23 ◆衛生 手洗いの設置 25 上履きと下履きの区別 25 避難所の掃除 26 避難所のゴミの処理 27 トイレの使用 27 シャワーの使用 29 ベットの飼育 29 ◆生活環境の改善 生活空間の整備 32
---	--

資料）長野市「避難所運営マニュアル【風水害編】【感染症対策反映版】」（2022年3月28日）

2) 取組上の課題・工夫

「避難所運営マニュアル」を策定する際には、NPO等からも意見を聴取し、避難所が人や支援者が集まったり物が集まったりする被災者（在宅避難者も含む）にとっての拠点となることを、役割として明記した。

(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組

① 在宅避難者の早期把握

1) 実施内容

在宅避難者の早期把握は大きな課題であり、明確な体制は構築できていないが、令和元年台風19号災害では、まず対象者を把握するために、浸水地域をプロットした住宅地図を用意し、保健所健康課の保健師と応援自治体の保健師により、一軒一軒訪問した。訪問した家に在宅避難者がいた場合は、世帯別健康状況調査票を作成し、その中に要配慮者等がないかどうかを聞き取り確認し、継続支援が必要な人がいた場合は、状況を記載した被災者健康相談票を作成し対応した。

その他、被害認定調査での現地確認や、応急仮設住宅や公営住宅に移る人を把握するために住宅課が実施した今後の住まいに関する意向調査による訪問など、各部局それぞれがローラーで地域を巡回し把握した。

2) 取組上の課題・工夫

令和元年台風 19 号災害では、長野県から紹介された NPO から在宅避難者の把握について対応可能との申し出を頂いたが、しかし、業務委託の関係や個人情報の取り扱い、被災者の自宅に確認に行った時の信頼やそれを担保するための腕章等の準備、市への報告方法など、様々な調整事項をクリアすることができず、協力して頂くには至らなかった。

そのため、現在、避難所運営マニュアルでは、被災した自宅や車中等で避難生活を送る避難者については、避難所への入所を勧めながら、物資、食事、支援情報等が届くよう避難者名簿の作成に努めることと、在宅避難者等の把握は、避難所に物資や食事等を受け取りに来た際に声かけを行うようにしている。

V. 大阪府吹田市

(1) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定と啓発用動画の公開

1) 実施内容

国からの「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」（令和2年6月8日）の内容等をふまえて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のガイドラインを作成した。

吹田市では、従来から、研修等を通じて、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が設置する「人と防災未来センター」と交流等があり、医療看護に知見のある同センター研究員の監修を受ける形で、令和2年10月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成した。

吹田市では、当該ガイドラインに基づき、避難所における受付準備（感染防止対策物資、受付チェックシートや避難者健康チェックシート等の各シートの準備）から、避難者の受付（避難者の検温、受付チェックシートの記入・提出、各避難スペースへの誘導等）、一般避難者（健康な者）のレイアウトと体調不良者・濃厚接触者のレイアウト、定期的な換気や共同空間における衛生環境の確保等の避難所の運営方法を記載しており、また、検温のための非接触型体温計、不織布マスクやアルコール消毒液といった感染症対策物品、隔離スペースに必要となる養生テープやパーティション等の必要数量、受付チェックシートや避難者健康チェックシートの様式等についてもまとめている。

加えて、避難所の開設・運営に当たる市職員その他、施設管理者や自主防災組織等の方に対して、備蓄物資の確認を含めた訓練を行っている。

図表 85 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（抜粋）

<p>新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン</p> <p>令和 2 年 10 月 吹田市</p>	<p>目 次</p>																																							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">共通</td> <td>0 避難所で実践すべき基本的な感染防止方法</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">事前</td> <td>1 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #cccccc;">開設</td> <td>2 避難者の受付準備、受付</td> </tr> <tr> <td>3 避難所全体のレイアウト</td> </tr> <tr> <td>4 一般避難者用のスペースレイアウト</td> </tr> <tr> <td>5 専用スペースのレイアウト</td> </tr> <tr> <td>6 避難所の運営</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr style="background-color: #ff0000; color: white;"> <th style="text-align: left;">添付資料</th> <th style="text-align: left;">参考：各種張り紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 受付チェックリスト</td> <td>・足跡マーク</td> </tr> <tr> <td>② 被災者アセスメント調査票</td> <td>・マスク着用、手指消毒</td> </tr> <tr> <td>③ 避難者健康チェックシート（例）</td> <td>・誘導矢印</td> </tr> <tr> <td>④ 3つの窓を開けるための手引き（啓発ポスター）</td> <td>・別室表示用シート</td> </tr> <tr> <td>⑤ 感染症対策（手洗い・乾エチケット）（啓発ポスター）</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑥ 知っておくべき5つのポイント</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑦ 避難所での掲示情報</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑧ 災害救助法制度による支援内容</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑨ 避難所運営での装備</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑩ 避難所でのごみの捨て方（避難されている方向け）</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑪ 避難所でのごみの捨て方（避難所運営者向け）</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑫ 消毒チェック</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑬ 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>⑭ 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	共通	0 避難所で実践すべき基本的な感染防止方法	事前	1 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄	開設	2 避難者の受付準備、受付	3 避難所全体のレイアウト	4 一般避難者用のスペースレイアウト	5 専用スペースのレイアウト	6 避難所の運営	添付資料	参考：各種張り紙	① 受付チェックリスト	・足跡マーク	② 被災者アセスメント調査票	・マスク着用、手指消毒	③ 避難者健康チェックシート（例）	・誘導矢印	④ 3つの窓を開けるための手引き（啓発ポスター）	・別室表示用シート	⑤ 感染症対策（手洗い・乾エチケット）（啓発ポスター）	・	⑥ 知っておくべき5つのポイント	・	⑦ 避難所での掲示情報	・	⑧ 災害救助法制度による支援内容	・	⑨ 避難所運営での装備	・	⑩ 避難所でのごみの捨て方（避難されている方向け）	・	⑪ 避難所でのごみの捨て方（避難所運営者向け）	・	⑫ 消毒チェック	・	⑬ 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう	・	⑭ 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方
共通	0 避難所で実践すべき基本的な感染防止方法																																							
事前	1 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄																																							
開設	2 避難者の受付準備、受付																																							
	3 避難所全体のレイアウト																																							
	4 一般避難者用のスペースレイアウト																																							
	5 専用スペースのレイアウト																																							
	6 避難所の運営																																							
添付資料	参考：各種張り紙																																							
① 受付チェックリスト	・足跡マーク																																							
② 被災者アセスメント調査票	・マスク着用、手指消毒																																							
③ 避難者健康チェックシート（例）	・誘導矢印																																							
④ 3つの窓を開けるための手引き（啓発ポスター）	・別室表示用シート																																							
⑤ 感染症対策（手洗い・乾エチケット）（啓発ポスター）	・																																							
⑥ 知っておくべき5つのポイント	・																																							
⑦ 避難所での掲示情報	・																																							
⑧ 災害救助法制度による支援内容	・																																							
⑨ 避難所運営での装備	・																																							
⑩ 避難所でのごみの捨て方（避難されている方向け）	・																																							
⑪ 避難所でのごみの捨て方（避難所運営者向け）	・																																							
⑫ 消毒チェック	・																																							
⑬ 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう	・																																							
⑭ 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	・																																							

開設

- 2 避難者の受付準備、受付
- 3 避難所全体のレイアウト
- 4 一般避難者用のスペースレイアウト
- 5 専用スペースのレイアウト

■ 避難者の受付準備

- ・受付対応者の感染防止対策物質や非接触型体温計、各シート（受付チェックシート、被災者アセスメント調査票、避難者健康チェックシート）等を準備する。※各シートは事前にコピーしておく。
- ・受付場所は、張り紙等を用いて分かりやすく誘導できるように工夫する。
- ・受付後の動線も考慮し、次の①②③④⑤の受付を分けて設置することが望ましい。

①一般避難者、②要配慮者※

※感染による重症化リスクが高い高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等

③発熱・咳等の体調不良者、④濃厚接触者

※①②③④を事前に自己申告で振り分けてできる動線レイアウトを検討する。

- ・受付対応者は、マスク、フェイスシールドを着用する。体調不良者等への対応時は、防護服も着用する。

■ 避難者の受付

- ・避難者を「検温し、「受付チェックシートの記入・提出」後、各避難スペースに誘導する。この際、張り紙により誘導することで運営者の負担を軽減させる。
- ・※受付場所において、避難者間だけでなく避難者とのディスタンスも確保する。
- ・※受付の誘導を回遊するため、被災者アセスメント調査票は避難スペースに移動後に避難者自身で記載してもらう。（記載後は避難者が受付へ提出する。）
- ・上記②及び③④の避難者は個室等の専用スペースへ誘導する。
- ・感染が疑われる者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペースへ誘導する。
- ・入所後も定期的に健康状態チェックリストにより健康状態を確認するとともに、避難生活中に症状が現れた場合は、申告するよう周知する。

（出典：大阪府避難所運営マニュアル（改訂版）「新型コロナウイルス感染症対応」避難所での対応ガイドライン）

資料①

受付チェックシート

記入日： 年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 年齢： _____ 性別： _____ 連絡先： _____

以下の質問の該当する項目の口をチェックをしてください。

1	感染が確認されていて自宅療養中でしたか？	<input type="checkbox"/>
2	感染が確認されている人の濃厚接触者または併施設による健康観察中でしたか？	<input type="checkbox"/>
3	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者との接触はありましたか？	<input type="checkbox"/>
4	過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域（国内・海外含む）に行ったことがありますか？	<input type="checkbox"/>
5	高熱（37.5℃以上）が現在ありますか？	<input type="checkbox"/>
6	高熱（37.5℃以上）が3日以内にありましたか？	<input type="checkbox"/>
7	強いだるさがありますか？	<input type="checkbox"/>
8	息苦しさ、咳や痰はありますか？	<input type="checkbox"/>
9	においや味を感じにくいですか？	<input type="checkbox"/>
10	その他、感染したかもしれない心配になる症状はありますか？	<input type="checkbox"/>

持病や要配慮に関する項目

11	介護や介助が必要ですか？	<input type="checkbox"/>
12	障がいがありますか？	<input type="checkbox"/>
13	乳幼児がいますか？（妊娠中も含む）	<input type="checkbox"/>
14	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？	<input type="checkbox"/>

スタッフ記入欄

体温	℃	避難スペース
----	---	--------

※個人情報については、避難所での新型コロナウイルス感染症対策以外には使用しません。この情報が不要となった時点で、適切に処理いたします。

資料) 吹田市「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年10月)

2) 取組上の課題・工夫

ガイドラインを作成するにあたり、避難所の受付を「一般の方・要配慮者」と「自宅療養者・発熱者等」の2か所設置し、避難者が受付に行く前に、誘導員が避難者を振り分けることで、発災後に避難者が殺到することによる密な状況で、一般の方と発熱者が長時間同じ場所に留まることを極力減らす工夫をしている。

また、ガイドラインの完成後、各地域や施設管理者等に配付しているほか、ガイドラインを元に啓発用の動画を作成、配布し、自主防災組織や自治会での研修にて活用されている。

図表 86 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの動画

【動画リスト】	
1-1.物品説明編	1-2.開設セットの説明
2. 受付準備編	3. 受付訓練
4. 一般避難スペースレイアウト編(一時的避難対応)	
5. 一般避難スペースレイアウト編(長期避難対応)	
6. 別室レイアウト編	7. 別室レイアウト編
8. 消毒等衛生用品使用編	9. 資機材使用編

資料) 吹田市「感染症まん延下における避難所開設・運営」ウェブサイト

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/kikikanri/_102261/_106070.html

(2) 避難所における生活改善の取組

① 備蓄目標を設定し、支援物資を届ける物流面も考慮した備蓄計画の策定

1) 実施内容

i) 取組の背景

吹田市では、大阪府と市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において、備蓄すべき救援物資の品目や量、備蓄に関する各主体の役割について「大規模災害時における救援物資に関する備蓄方針」（平成 27 年 12 月）（以下「備蓄方針」という。）が策定されたことを踏まえ、物資備蓄に関する取組を進めることとした。

ii) 取組内容

■備蓄計画の構成

「吹田市備蓄計画」は平成 29 年 7 月に検討を開始し、「人と防災未来センター」の監修を受ける形で、同年 10 月にとりまとめた。同計画では備蓄品目や備蓄目標の他、「各地域への配分計画」「整備(購入)計画」についても定めている。また、家庭、事業所、職員による備蓄や流通備蓄等の考え方や備蓄倉庫の整備計画についても定めている。

■備蓄品目について

具体的な備蓄品目については、吹田市地域防災計画において災害発生から流通備蓄及び救援物資が到達するまでの約 1 日間で必要不可欠な食糧、生活必需品として定めている重要 11 品目に加えて、国の「防災基本計画」や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和 2 年 6 月 16 日付内閣府公表資料）を踏まえて「感染症予防物資」を設定している。

その他、初期救助活動や避難所運営等に必要な資機材や災害用トイレについても備蓄品目としている。

図表 87 吹田市備蓄計画における重要 11 品目

重要 11 品目			
① 主食	② 高齢者食	③ 粉ミルク	④ 毛布
⑤ 生理用品	⑥ 哺乳瓶	⑦ 簡易トイレ	⑧ 紙おむつ（乳幼児用）
⑨ 紙おむつ（大人用）	⑩ トイレットペーパー	⑪ マスク	

資料) 吹田市「吹田市備蓄計画」（令和 2 年 12 月改訂）

■備蓄目標について

備蓄目標については、市の上町断層帯地震に対する被害想定で算出した避難者数をもとに大阪府の「備蓄方針」に示された救援物資必要量の算出式に基づいて算出している。なお、重要 11 品目のうちマスクを除く 10 品目について、大阪府の「備蓄方針」では、大阪府と吹田市の必要物資量の負担は等分を原則としていることから、それぞれ算出した必要量の半数を備蓄目標としている。

図表 88 救援物資必要量の算出式の例（食料の場合）

項目	算出式(人口比率は、平成 22 年度国勢調査より)
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2(注)により算出 (注)1.2 という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。
項目	算出式(人口比率は、平成 22 年度国勢調査より)
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%(80 歳以上人口比率)を高齢者食とする。
乳児用 粉ミルク 又は乳児用 液体ミルク	【粉ミルク】 (直下型地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g (注)/人/日で算出 (注)130g は各メーカーの 1 日摂取量目安 26g×5 回/人/日=130g/人/日 【液体ミルク】 (直下型地震による)避難所避難者数×1.6%(0~1 歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1 リットル/人/日

資料) 吹田市「吹田市備蓄計画」(令和 2 年 12 月改訂)

■備蓄倉庫の整備計画について

「吹田市備蓄計画」では避難所における分散備蓄のほか、各避難所への輸送も勘案して地域防災計画で定めている市内 6 ブロックに各 1 箇所ずつ防災用備蓄倉庫を設置することとし、その整備計画及び補修計画を含んでいる。

拠点備蓄倉庫については、整備費用が増大することを防ぐため、利用しなくなった幼稚園等の既存施設の改修や間借り等で活用するケースが多く、一部既存施設の跡地に新規整備するものもある。例えば、旧幼稚園施設の場合、平時はコミュニティ施設として利用し、有事は災害対応要員が入って寝泊まりする場所として利用することとしており、その一部を備蓄倉庫として利用している。

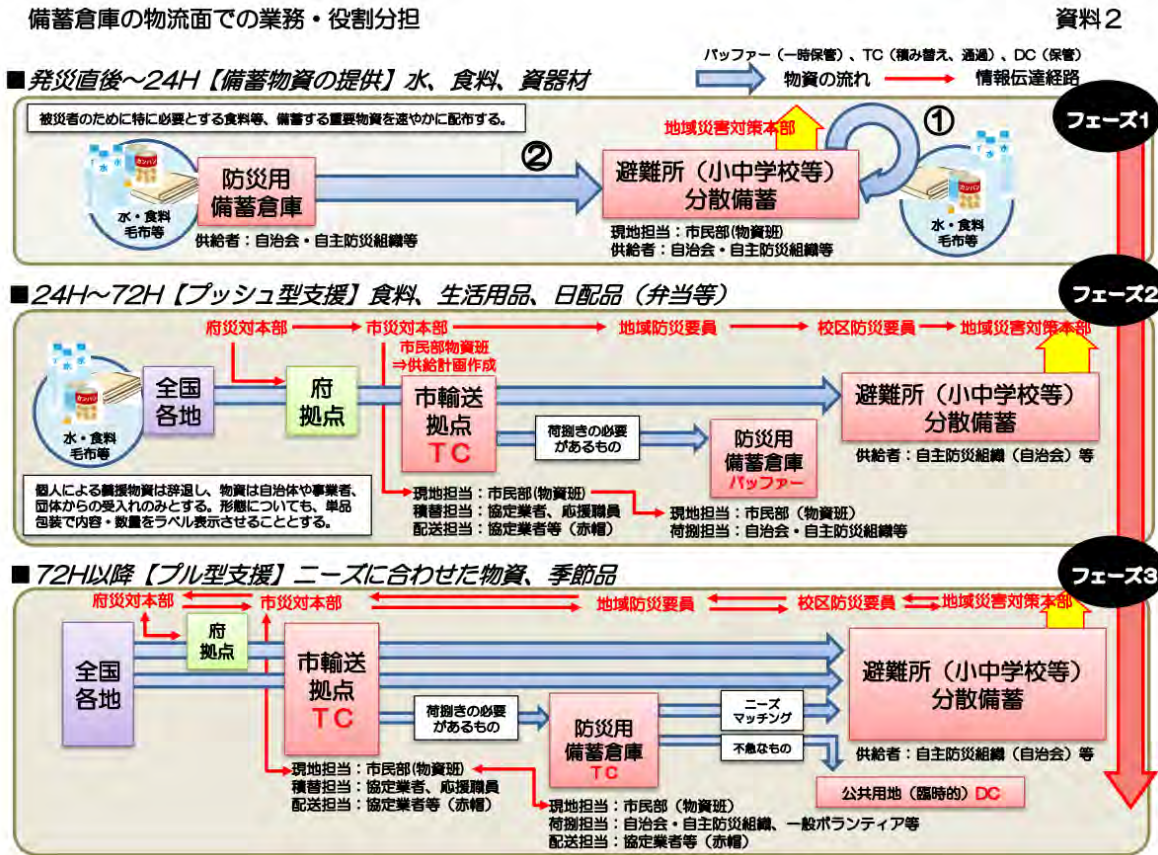
また、熊本地震で取り上げられたラストワンマイル問題（全国から届いた支援物資が、体育館などの施設に一時的に保管されるものの、そこから被災者が待つ避難所までの最後の区間である流通経路が途絶え、被災者まで届けられないこと）などの課題を踏まえ、実際に物資を避難者へ届ける「物流」も考慮し、その流れや役割分担について整理している。

図表 89 防災備蓄倉庫

地域	備蓄倉庫名	運用開始時期
JR 以南地域	JR 以南地域備蓄倉庫	令和元(2019)年度
山田・千里丘地域	山田・千里丘地域備蓄倉庫	令和元(2019)年度
豊津・江坂・南吹田地域	豊津・江坂・南吹田地域備蓄倉庫	令和 5(2023)年度予定
片山・岸部地域	片山・岸部地域備蓄倉庫（暫定運用）	令和 4(2022)年度予定
千里山・佐井寺地域	千里山・佐井寺地域備蓄倉庫（暫定運用）	令和 4(2022)年度予定
千里ニュータウン地域	千里ニュータウン地域備蓄倉庫	平成 29(2017)年度

資料) 吹田市提供

図表 90 避難所への物資輸送の流れ



資料) 吹田市「吹田市備蓄計画（令和2年12月改訂）」

2) 取組上の課題・工夫

備蓄方針の中で、市の被害想定をもとにした詳細な備蓄目標と大阪府との分担、また、市内6ブロックに設置した備蓄倉庫の整備計画や補修計画を記載することで、予算の平準化も含めて計画的に備蓄目標を立てて備蓄に取り組むことが可能となった。

VI. 岡山県倉敷市

(1) 災害概況

図表 91 災害概況と避難所・避難者数（平成 30 年 7 月豪雨）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
平成 30 年 7 月豪雨	2018 年 7 月	39	約 5,500 名

(2) 避難所における生活改善の取組

① 避難所生活改善に向けた取組

1) 実施内容

平成 30 年 7 月豪雨では、倉敷市は大きな被害を受け、長期的に避難所を運営することとなり、国のプッシュ型支援により段ボールベッド、据え付け型空調が、順次、各指定避難所に設置された。上下水道が被災したため、備え付けのトイレが一時使用不可となったが、給水車による給水やバキュームカーによる汲み取りもあり、簡易トイレ等を使用した場面は限定的であった。

また、当災害では、地区人口に対して避難者数が著しく多かったため、真備地区内の指定避難所だけでは対応が不可能であるとともに、浸水想定区域に立地している指定避難所については浸水による被害を受け、利用が不可能となったことから、避難者は真備地区以外（一部は隣接の総社市）の避難所等へ移動した。

2) 取組上の課題・工夫

避難所の運営が長期化するにつれ、温かい食事を求める声が大きくなり、電子レンジなどを使用する機会が増えた。その結果、避難所の電気契約容量が不足することもあったため、一時的に受電設備を増強するなどして対応した。

また、平成 30 年 7 月豪雨は夏場であったため、食中毒の懸念から、食事の提供や保管に万全の注意を払った。弁当の供給元であるコンビニエンスチェーンからは、おにぎり、サンドウィッチ、弁当等を 15℃以下で保管することを求められたため、学校の教室や専用のプレハブを確保し、クーラーを運転するなどの対策を取った。

炊き出しボランティアによる焼きそば、どんぶり等の温かい食事の提供は、弁当のみの単調な食事にアクセントを加える意味で喜ばれるとともに、避難者間のコミュニケーションの面からもよかった。なお、ノロウイルス等の食中毒対策については、保健所の指導の下、衛生管理を徹底した。

② NPO と連携した効果的な避難所運営

1) 実施内容

i) 庁内の体制

平成 30 年 7 月豪雨では、開設する可能性の低い指定緊急避難場所に担当者を 2～4 名、開設する可能

性の高い指定緊急避難場所では8～10名程度の担当者を振り分けており、発災初期の対応に当たることとしていた。(令和4年度からは開設する可能性の高い指定緊急避難場所にのみ、重点的に配置する運用に変更。)

また、発災後、概ね72時間の応急段階においては、指定緊急避難場所の運営は市職員(主にあらかじめ振り分けられた職員)で対応し、指定避難所の段階に移行した場合には、市職員(管理職含む。)と避難者で長期的な運営体制を構築し、最終的には避難者が中心となった運営となるよう、段階的に運営主体を移行することを想定していた。

しかし、平成30年7月豪雨では、避難者は被災した住宅等の片付け等に忙殺されていたことや、避難所運営に協力が可能な避難者は、早く避難所を退所する傾向にあったことから、想定したような体制を構築することができなかった。

ii) NPO との連携

平成30年7月豪雨では、市が長期的な指定避難所の運営を行う体制を構築することが遅れ、安定的な運営までに時間がかかったことや、長期的な指定避難所の運営を経験した職員がいなかったことから、指定避難所の運営ノウハウを保有するNPOへ、支援要請を行った。また、自発的に避難所運営支援を実施するNPOも多数いた。

2) 取組上の課題・工夫

平成30年7月豪雨では、様々な場面でNPOによる支援が行われた。指定避難所の運営においては、NPOが市と避難者との仲立ちをすることにより、指定避難所の運営が円滑に進められた部分があると考えている。

また、専門的知識のあるNPOによる、子どもの見守り、学習補助などの活動支援により、被災者の信頼感を取り戻せたと考えている。

平成30年7月豪雨以降、特に被害が甚大であった真備地区を中心に、地区防災計画の策定、啓発活動、避難訓練の実施、個別避難計画の策定などについてNPO等による支援が継続されているが、行政がNPOと連携しているというよりも、地域がNPOと結びついて活動している側面が強い。そのため、倉敷市ではNPOの活動を阻害することがないように、地域の活動が市の全体方針と大きく違わないように避難行動や防災に関する認識についての擦り合わせや助言を行っている。

また、倉敷市は、一部のNPOと指定避難所の運営支援や人員・救援物資等の輸送など、災害等緊急時における支援協力に関する協定を締結している。

(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組

① 在宅避難者の把握と物資の支援

1) 実施内容

平成30年7月豪雨では、指定避難所と在宅避難を併用している被災者もいて、指定避難所の避難者と在宅避難者との境が曖昧であった。指定避難所における集団生活から、数日間自宅に戻る避難者や、日中は指定避難所で生活をし、就寝時は自宅に戻る避難者もおり、在宅避難者の把握が難しかった。

また、仮設住宅等への入居直後も、炊事等が難しいことなどから、食事の提供を望む被災者も多かつ

た。こうした需要も含め、在宅避難者の数を正確に把握するため、在宅避難者へスタンプカードを配布し、指定避難所や公民館等における弁当の配給時には当該カードに「はんこ」を押すこととした。

2) 取組上の課題・工夫

弁当の配給場所については、ホームページや掲示板などで周知をした。

図表 92 在宅避難者の把握及び弁当配給時の確認に使用したカード

<p style="text-align: center;">在宅避難者用食事受取カード</p> <p style="text-align: center;">10月1日(月)～10月15日(月)</p> <p>No. <u>1</u></p> <p>世帯主名 _____</p> <p>世帯人数 _____</p> <p>受取場所 <u>真備公民館 蘭分館</u></p> <p>配食時間 朝食・昼食 7:00～8:30 <small>※朝食と昼食は同時にお渡しします。</small> 夕食 17:30～19:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ●このカードは他の世帯に譲渡または授与できません。 ●食事の受取が不要になった場合はこのカードを受取場所まで返却してください。 ●食事数に変更があった場合は受取場所記載内容を変更しますのでお申し出ください。 		<p>10月</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>日</td> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>朝</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>朝</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>朝</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">事務処理欄</p> </div>		日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	朝								夕									7	8	9	10	11	12	13	朝								夕									14	15	朝			夕		
	日	月	火	水	木	金	土																																																												
		1	2	3	4	5	6																																																												
朝																																																																			
夕																																																																			
	7	8	9	10	11	12	13																																																												
朝																																																																			
夕																																																																			
	14	15																																																																	
朝																																																																			
夕																																																																			

資料) 倉敷市提供

図表 93 指定避難所や公民館等における在宅避難者への弁当配給



資料) 倉敷市提供

VII. 佐賀県大町町

(1) 災害概況

令和3年8月11日からの大雨により、河川が氾濫している地域が発生した。大町町内では、家屋の浸水被害や、大雨の影響で地盤が緩んだ結果道路擁壁に亀裂が発生するなど、物的被害が発生した。町内最大4ヶ所に最大約300人が避難した。

図表 94 災害概況と避難所・避難者数（令和3年8月11日からの大雨による災害）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和3年8月11日からの大雨による災害	2021年8月	4箇所	308名 (4箇所合計)

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 安全な親戚・知人宅などへの避難による避難所の3密回避

1) 実施内容

令和元年8月豪雨では町の避難所の数、町職員の手数が不足した経験を踏まえ、住民による地区ごとの防災対応力の向上を目的とし、山間部での土砂崩れや河川氾濫など、町内31地区ごとに発生しうる災害に合わせた訓練や段ボールベット組み立て体験、防災講座、災害ボランティア養成講座等の様々な訓練、研修を、町職員、各町内会役員や自主防災会などで実施した。

それらの訓練、研修の中で、安全な親戚・知人宅などへの避難など、コロナ禍での避難のあり方についても、住民をはじめとした研修参加者へ説明をしてきた。実際に、令和3年8月豪雨時では、避難先として指定避難所だけでなく、安全が確保された場合、親戚・知人宅への避難についても推奨した。あわせて、町の広報誌等を通じて住民に広く周知した。

2) 取組上の課題・工夫

もともとは、令和元年8月豪雨時に、町の避難所・町職員だけでは被災者対応が十分にできなかったことを踏まえて、安全な親戚・知人宅への避難の検討を住民向けの研修内容に加えていた。

実際に、令和3年8月豪雨時では令和元年8月豪雨時と比較し、避難所への避難者数が減少したが、親戚・知人宅などへ避難したことが理由の1つだと考えており、これらの研修は避難所の利用人数を抑えて3密回避につながられたという面でも評価できる。

② 感染症対策に配慮した避難所のレイアウト・動線設定

1) 実施内容

i) 取組の背景

新型コロナウイルスの流行が確認された直後から、災害に備え避難所のレイアウト検討の取組を開始

した。施設にカラーテープを貼り、必要な動線・通路（2 m程）を確保した場合の配置の目安を事前に検討した。

そのうえで、避難世帯毎の間隔を従来の倍に設定し、感染症対策に配慮したレイアウトとするため、避難所ごとの収容人数について見直しを行った。

あわせて、有症状者等（発熱者、濃厚接触者）と一般避難者が接触しないよう、ゾーニングし、動線を区分することも事前に検討した。有症状者等を受け入れる避難所は、一般避難者の動線から有症状者の導線を完全に分離できる施設とし外部から直接出入り可能な部屋を有症者専用スペースとして運用した。

なお、有症状者用スペースには洗面所が備え付けられており、基本的には室内で生活が完結する。トイレについても、一般避難者と分けて使用することを前提とし、簡易式トイレを使用するか、有症状者スペースに近いトイレを有症状者専用とする運用とした。

ii) 取組内容

上記の取組のうえで、令和3年災害時は、レイアウトを参考としながら、その時の避難者の状況に応じて臨機応変にレイアウトした。具体的には、世帯人数によってその世帯に割り当てる床面積を変えることや、子どもがいる世帯同士は近くに配置するなど、現場で余裕を持って柔軟に判断し、レイアウトすることができた。

また、感染症対策の一環として避難所案内系の配置を見合わせることにしたが、代替策として床に貼ったカラーテープを辿ることで目的地に辿り着けるように工夫した。

2) 取組上の課題・工夫

福祉避難所は現状2箇所であるが、どちらも独立設置ではなく一般避難所と併用設置となっている。一般避難者が多く殺到した場合にも福祉避難所の機能を保てるか、やや不安がある。このため、独立して福祉避難所の設置を検討している。

③ 感染症対策に配慮した避難所運営

1) 実施内容

避難者に対し、避難所に入る前に入口付近で検温、体調等の確認を行い、管理を徹底した。また、毎日の健康状態の確認、保健師による巡回聞き取りなど、徹底して健康管理を行った。

あわせて、避難所内の至るところに、感染症対策についての掲示をすることで、避難者が自主的に感染対策を実施できるような環境づくりに取り組んだ。

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者に対しては、避難をする際には事前に町に連絡をいれるよう保健所から個別に対応してもらった。これにより、令和3年8月豪雨では、実際には新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者はいなかったものの、もし発熱者や濃厚接触者が避難所を利用する必要が生じた場合、事前に情報収集し、有症状者用の避難所に移動してもらおうなど、受入が可能となる体制を確立することができた。

(3) 避難所における生活改善の取組

① 温泉事業者による避難者や在宅避難者への入浴機会の提供

1) 実施内容

令和3年8月豪雨時に、避難所に入浴施設がなく入浴機会が得られない避難者や自宅の被災により風呂を使用することができない世帯から入浴機会がほしいと声が上がったことから、町内の日帰り温泉施設(1か所)に相談し、入浴料を免除(町が負担)することで入浴機会を提供することができた。災害発生直後は利用者を制限せず、罹災証明書交付が進んだ段階で罹災証明書交付世帯に限定した。入浴時、被災者はフロントで罹災証明書を提示し、住所、氏名、利用人数を記入した。また、被災者だけでなく被災地で活動していた災害ボランティア登録スタッフも対象とし、配布されるステッカーを提示し入浴することとしていた。

被災者へは、ホームページへの掲載、避難所への掲示、防災無線等による周知を行った。

2) 取組上の課題・工夫

施設利用にあたっては、車が使用できない方や在宅避難者でも行き来できるよう、被災地区及び避難所に停留所を設置し、マイクロバスで定時に送迎する等、利用にあたってのハードルを下げる工夫もセットで提供された。

当該温泉事業者とは事前の協定は締結していないものの、もともと町が誘致した企業であり、運営方法などについて定期的に意見交換を行い、日頃から情報共有していたことが、円滑な支援の実現につながったと考える。

図表 95 大町町ホームページでの入浴機会の情報提供

期間

令和3年8月24日（火） から 令和3年12月31日（金）

送迎バス運行時間（※毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日に運行）

入浴支援マイクロバス 時刻表

各避難所⇒大町温泉ひじり乃湯ルート 時刻表

大町温泉ひじり乃湯⇒各避難所ルート 時刻表

所要時間：40分
運行曜日：火・木・土・日

所要時間：40分
運行曜日：火・木・土・日

施設名	第1便	第3便	第5便	第7便
美郷 発	15:00	16:20	17:40	19:00
大町町公民館 発	15:10	16:30	17:50	19:10
中島公民館 発	15:20	16:40	18:00	19:20
下湯公民館 発	15:30	16:50	18:10	19:30
大町温泉ひじり乃湯 着	15:40	17:00	18:20	19:40

施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便
大町温泉ひじり乃湯 発	15:40	17:00	18:20	19:40	21:00
下湯公民館 着	15:50	17:10	18:30	19:50	21:10
中島公民館 着	16:00	17:20	18:40	20:00	21:20
大町町公民館 着	16:10	17:30	18:50	20:10	21:30
美郷 着	16:20	17:40	19:00	20:20	21:40

資料) 大町町ホームページ

② 要配慮者をはじめとした様々なニーズに応えた避難所の運営

1) 実施内容

令和元年 8 月豪雨では、水害による工場からの油の流出にともない、健康不安や体調不良の訴えがあったり、また、かかりつけの医療機関や薬局も被災し、受診や薬の処方ができない状況となった。そこで、発災時には、町の保健師により健康面・精神面での支援が必要な避難者を対象としてケアを行う保健医療チームを立ち上げ、障がいを持つ人や要介護度が一定程度以上等の高齢者、妊産婦、乳幼児等、配慮が必要な家族がいる世帯であっても、周りを気にせず避難できる環境を用意することとした。

例えば、令和 3 年 8 月豪雨では、保健医療チームが、大部屋での生活が難しいと判断される障がいを持つ子どもがいる世帯に、もともと準備していた個室を割り当てることで、その世帯が他の避難者と接することなく、落ち着いて過ごせる環境を整えた。なお、保健医療チームは主に福祉避難所を主たる活動場所としていたが、一般避難所や在宅避難中の要配慮者の健康状態管理等のケアについても、他市町村等からの支援者の協力も得ながら個別巡回にて対応していた。

2) 取組上の課題・工夫

このほか様々なニーズに対応するため、避難している学生のための専用の自習室や、女性専用の更衣室を、空きスペースとなっていた避難所（大町町総合福祉保健センター（美郷））の 2 F 研修室に設ける等、避難者の生活環境を少しでも向上させるための取組を実施した。

③ コロナ禍での安全な炊き出しを実施のためのガイドライン作成

1) 実施内容

i) 取組の背景


被災者への食事提供について備蓄食のみでの対応では、避難が長期化した場合に栄養不良につながるおそれがある。令和3年8月豪雨時はコロナ禍ではあったが、町としては被災者にできるだけ栄養価の高い温かい食事を提供し、避難生活のストレスを軽減したいとの考えがあったことから、炊き出しボランティアを受け付けることとした。

ii) 取組内容

炊き出しに関するマニュアル等が無かったため、発災の2週間後に、「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」と「名簿・健康衛生チェック表」を作成し、受入体制を整えた。ガイドラインの作成にあたっては、内閣府の通知等の内容のほか、支援団体、有識者等によるアドバイスを参考とした。

ガイドラインは、【現地入り前の事前準備】【現地での活動】【活動終了】の3つのフェーズ別に、献立内容の検討や、調理時の注意、健康管理、炊き出し時の感染症対策等についてチェックリスト形式で確認できるようにした。また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれていることから、3密を避けること、こまめな手洗い、アルコール消毒、毎日の検温、渡航歴のチェック、COCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）の活用も、当ガイドライン別紙に記載している。

図表 96 コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン（抜粋）

<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</p> <p style="text-align: center;">令和 3 年 8 月大雨災害 大町町 「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: center;">食中毒予防のため、また新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のことを必ず守ってください。</p> <p>【現地入り前の事前準備】</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症対策については、別紙①「大町町コロナ禍における支援受け入れについて」を参照してください。</p> <p>■献立の内容検討</p> <p>(1)下記のポイントに従ってください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加熱していない食品の提供は避ける ※生野菜(きゅうり、トマト、レタス等)、刺身、生肉、カットフルーツなど <input type="checkbox"/> 主食(ご飯、麺、パンなど)だけでなく、特定の食品に偏らないよう工夫をする <input type="checkbox"/> 献立内容は、無理なく作ることでできる内容にする。(時間、人数、品数など) <p>(2)栄養面を考えてください</p> <p>◎便秘・下痢の予防のため 災害後のストレスや生活環境の変化、食物繊維の不足等で便秘や下痢になる方が増えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 野菜など食物繊維を多く含む食品の提供に配慮する <input type="checkbox"/> 食事だけでなく、お茶や水など水分補給が行えるように、飲み物の提供も図る <p>◎倦怠感・疲労感の予防のため 被災後のストレスや生活環境の変化等で食欲不振に陥り、体力の低下や倦怠感などを訴える方が増えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提供される食事に、野菜なども含め、いろいろな食品が使用されるよう工夫する ※栄養バランス、微量栄養素が摂取できる献立になっている <p>◎貧血予防のため ごはん、おにぎり、パン等の主食が中心となった食事では、鉄やたんぱく質が不足し、貧血になる方もいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 肉や魚、大豆製品など、たんぱく質を含むメニューを検討する <input type="checkbox"/> 鉄分を含む食品や、鉄分を強化した食品を提供するなどの配慮を行う <p>◎風邪の予防のため 避難所生活等で体力が低下し、風邪にかかりやすくなります。体力回復に必要なたんぱく質の摂取を心がけましょう。</p>	<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 肉や魚、大豆製品など、たんぱく質を含むメニューを検討する <input type="checkbox"/> ビタミン類が補える食品の提供を工夫する <p>【現地での活動】</p> <p>■体調確認</p> <p>(1)毎朝、体温測定をお願いします</p> <p>(2)体調がすぐれない場合は活動に参加しないでください</p> <p>(3)活動日ごとに「名簿・健康衛生チェック表」を提出してください 提出先:大町町避難所受付</p> <p>■衛生面に関して</p> <p>(1)身支度の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 着衣の汚れやゴミの付着、長い髪は束ねるなど異物混入の対策をする <input type="checkbox"/> 爪は短く切っている。調理、配食時は、手袋を着用する <input type="checkbox"/> 不織布マスクを着用すること。鼻からあごまできちんと覆う <input type="checkbox"/> 清潔な服、エプロン、髪髻を覆うもの(三角巾など)を着用する <input type="checkbox"/> 下痢、発熱、手指に傷や化膿があるなど、体調が悪い人は調理、配食を行わない ※毎日、活動開始前に全員「名簿・健康衛生チェック表」に記録し、大町町避難所受付まで提出してください。 <p>(2)手洗い消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調理前、食事提供時、トイレ後は、石鹸・流水でよく手を洗い、消毒液を使用する <input type="checkbox"/> 十分な水が確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒を行うこと <input type="checkbox"/> 手がきれいできない場合は、食品に直接手で触れないよう使い捨て手袋などを使用し、手袋を着用したうえでアルコールスプレーを手指全体にかける <input type="checkbox"/> 調理中も、こまめに手指消毒することを心がける ※調理台・配食時に常にアルコール消毒薬をおいてください。 <p>(3)ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配送時の交通ルールや、駐車場等、法令・ルールを遵守する <input type="checkbox"/> 地域のルールに則ったゴミの分別、ゴミ処理について確認をする
<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</p> <p>■調理時の注意点</p> <p>(1)場所・導線</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 清潔な調理場所(清潔な水を利用できる、害虫がいない)で調理をする <input type="checkbox"/> 下処理用の作業台と加熱調理済みの作業台が混ざらないよう調理場所の導線を工夫する <p>(2)調理器具等の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> まな板、包丁など調理器具は、全面を流水で洗浄し、さらに 80℃、5 分間以上の加熱又はこれと同等の効果有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管されたものを用いる <input type="checkbox"/> 調理器具や食器は使う直前までフタや布を被せるか、清潔なビニール袋等に入れておく <input type="checkbox"/> 調理器具は、使用後や作業が変わるごとに、洗浄と消毒(アルコールなど)を行う <input type="checkbox"/> 作業台は消毒(アルコールなど)を使用して拭く <input type="checkbox"/> 消毒(アルコールなど)は、器具の水気を除き、乾いた状態で使う <input type="checkbox"/> 下処理(特に生の肉・魚)と加工調理済み食品の調理器具(包丁・まな板・ざるなど)を分ける <input type="checkbox"/> 調理器具を原材料と調理済み食品に分けるのが困難な場合、原材料に使用した器具を洗浄しないまま調理済みの食品に使用しないよう配慮をする <input type="checkbox"/> 調理用ポットやお皿等はラップを敷くなど、できるだけ汚さないよう工夫する <input type="checkbox"/> 使用した調理器具等はできるだけ洗浄し、清潔に保つよう配慮する <p>(3)食品の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 屋外テントなどで食品を保管する場合は、直接地面に置かず、床から 30cm 以上の場所で保管する。難しい場合は、床や地面にダンボールなどを敷き、その上に置く <input type="checkbox"/> 食品は害虫・害獣の被害を受けないように管理する <input type="checkbox"/> 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス(保冷剤入り)に保管する <input type="checkbox"/> 常温保存食品は、直射日光の当たらないところに保管することを心掛ける <input type="checkbox"/> 食べ手に手で直接触れない。おにぎりは、素手ではなくラップや使い捨て手袋でにぎる <input type="checkbox"/> 食器はなるべく使い捨ての食器を用い、配食前に出すことを心掛ける <input type="checkbox"/> 加熱調理後に加工を行うもの(サラダ、和え物)は避けるようメニューを工夫する <input type="checkbox"/> 生鮮食品(肉・魚・野菜・果物・乳製品等)は、安全で衛生的(外観・色・におい等が適切)であるか確認を行う <input type="checkbox"/> 穀類や豆などの乾物は、安全で衛生的(外観・色・におい等が適切、虫がいない)、パッケージの破損がない)である確認をする <input type="checkbox"/> パッケージされた加工食品は、消費期限内、パッケージの破損がない、保管条件が製品の指示に従っているか確認をする <input type="checkbox"/> 食品は中心部までしっかり加熱をする 	<p style="text-align: right;">資料② 更新:2021.08.27.Ver.1</p> <p>(4)リスク管理・新型コロナウイルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調理・配食をする人と、避難者のトイレはなるべく分けるようにする <input type="checkbox"/> 火気の使用に注意をする。危険のないように導線を考える <input type="checkbox"/> 消火器がない施設においては、消火器を用意する <input type="checkbox"/> 調理場所での 3 密をさけること。空気がこもらないように換気を行う <input type="checkbox"/> 提供した食品の検査に協力をする 検査分の食材の保管・管理は各団体で行ってください。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※検査とは？ 食中毒が発生した場合に提供した食品を検査できるように、提供した食品の一部を検査用として保存しておくものです。 1品あたり 50g ずつ未使用のビニール袋に入れ、2 週間冷凍庫で保存してください。 (2 週間経過後は廃棄してください。)</p> </div> <p>■配食時の注意点</p> <p>原則、配食まで行ってください。配食が難しい場合は、事前にご相談ください。</p> <p>(1)場所・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食品は温度が上がりにくい場所に保管する。特にコンロのそばに食材を置かないよう配慮する <input type="checkbox"/> 炎天下に食品を放置しない <input type="checkbox"/> 粉塵、埃の舞う場所での配布はしない <p>(2)食中毒の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配食時、65 度で 10 分以上再加熱する <input type="checkbox"/> 調理後、概ね 2 時間以内に食べることができるように配食する <input type="checkbox"/> 配布した食品は、長期保存可能なもの(フリーズドライ食品、飲料等)を除いて、すぐに食べきってもらおう <input type="checkbox"/> 食べ残した食品は、すぐに捨てるように啓発を心掛ける <input type="checkbox"/> 消費期限を各容器に明記する。(期限は最終加熱後から 2 時間以内の時間) 例:8 月 1 日 16 時に最終加熱したもの <div style="text-align: center;">  <p>冷所で保管し、 8月1日18時までに お召し上がりください</p> </div>

資料) 大町町「コロナ禍における炊き出し支援に関するガイドライン」

(http://www.town.omachi.saga.jp/files/75aa7bda6433dd9e498612409721f422_2.pdf)

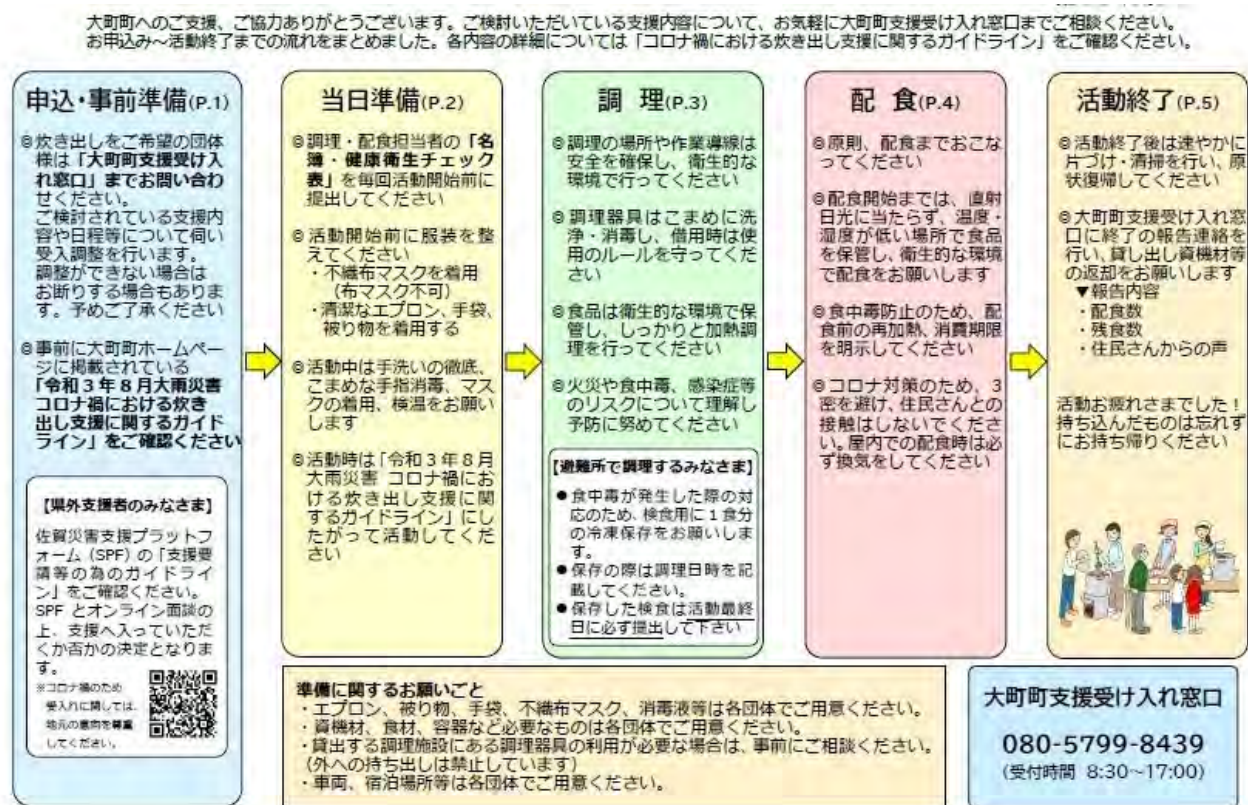
ガイドライン作成後、炊き出しボランティアの受付を開始したところ、1避難所あたり3～10人程度の炊き出しボランティアが集まり、避難所運営委員会にて、避難所担当者とのNPOとで弁当の受け入れ日時など確認しながら、炊き出し提供場所の割り振りを決めていた。

調理場所については、避難所である大町町保健福祉センターと大町町公民館の調理室を貸し出し、炊き出しボランティアはそこで調理した。炊き出しは弁当形式で、8月30日から11月30日まで実施し、昼、夜の1日2食が提供された。朝食は、生活協同組合等からおにぎりやパンが提供された。

上記の取組に加えて、活動実施時は、当該ガイドラインに基づき衛生管理等の対応や、「名簿・健康衛生チェック表」の提出による日々の体調管理・確認を依頼した。

こうした炊き出しボランティアの活動により、アルファ米等の非常食のみしかなかった避難所での食生活に、温かく栄養価の高い食事が提供されるようになり、食を楽しむ時間にもつながった。また、地域の公民館等にて配食されたことによって、近所同士が顔を合わせて話す機会ができ、近況報告や情報交換も盛んに行われた。

図表 97 大町町における炊き出しの流れ



資料) 大町町「大町町役場 炊き出しボランティア受け入れ開始のお知らせ」

(http://www.town.omachi.saga.jp/2021/08/30/post_473.html)

図表 98 名簿・健康衛生チェック表

大町町への温かいご支援、ご協力ありがとうございます。
 安心・安全な食事を提供できるよう、衛生面と体調管理をより一層大切に守っていきたく思います。みなさまのご理解・ご協力をお願いします。
 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、石鹸・流水を使用した手洗い、こまめな手指消毒、不織布マスクの常時着用、換気、ソーシャルディスタンス等の徹底も合わせてお願いいたします。
 ※本用紙は、毎回提出してください。【提出先】大町町避難所受付

団体名		活動人数	人 (うち、町内協力者 人)	活動人数分の装備品を用意しましたか？ 【装備品】不織布マスク、エプロン、キャップ、衛生手袋、消毒液など <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
責任者		責任者 連絡先		
提供日	2021年 月 日 ()	提供時間	: ~ :	
提供メニュー	※提供するメニューは全て記載してください。記載がないメニューについては提供することはできません。			

(避難所管理者 記入欄) ※裏面も確認のうえチェックしてください。確認後、調整班へ渡してください。

提供場所にチェック	予定提供食数	実際の提供食数	残食数	提供場所にチェック	予定提供食数	実際の提供食数	残食数
<input type="checkbox"/> 美郷避難所	食	食	食 <input type="checkbox"/> ()		食	食	食
<input type="checkbox"/> 大町町公民館避難所	食	食	食 <input type="checkbox"/> ()		食	食	食

健康チェックで問題のある人はいないか	<input type="checkbox"/> いる(調理や配膳はできません)	<input type="checkbox"/> いない
提供食品は、全て加熱調理品か	<input type="checkbox"/> 加熱しない調理品あり(提供できません)	<input type="checkbox"/> 加熱調理品のみ
直接食品に接触する調理時には、使い捨て手袋を使用しているか	<input type="checkbox"/> 使用していない(調理や配膳はできません)	<input type="checkbox"/> 使用している

年 月 日 記入者 () 大町町

資料) 大町町「名簿・健康衛生チェック表」

(http://www.town.omachi.saga.jp/files/b5eb1c82c95065a6788bf098acac6231_1.pdf)

図表 99 炊き出し、弁当配膳の様子



資料) 大町町提供

2) 取組上の課題・工夫

避難所によって支援の内容に差が出ないように、炊き出しは避難所の調理室 2ヶ所を利用して実施し、調理室がない避難所と在宅避難者分も含めて調理し、各避難所・地域支援拠点(在宅避難者支援拠点)まで配送した。

不特定多数の人が現地で支援を行うことは、新型コロナウイルス流行下では感染リスクを高める可能性がある。感染拡大や食中毒を防ぐ安全面での懸念と、町の資源が限られている中、少しでも外部支援を受入れたい実状との兼ね合いが課題となった。このことから、県外からのボランティア受入れにあたっては、PCR検査による陰性判定を受入条件とし、感染拡大防止に努めた。県外からのボランティア対応については、佐賀県社協が運営する市民社会組織団体に一括して任せることで、役場の負担軽減に繋が

った。

④ 「避難所運営委員会」の設置による関係機関の必要な情報共有と連携

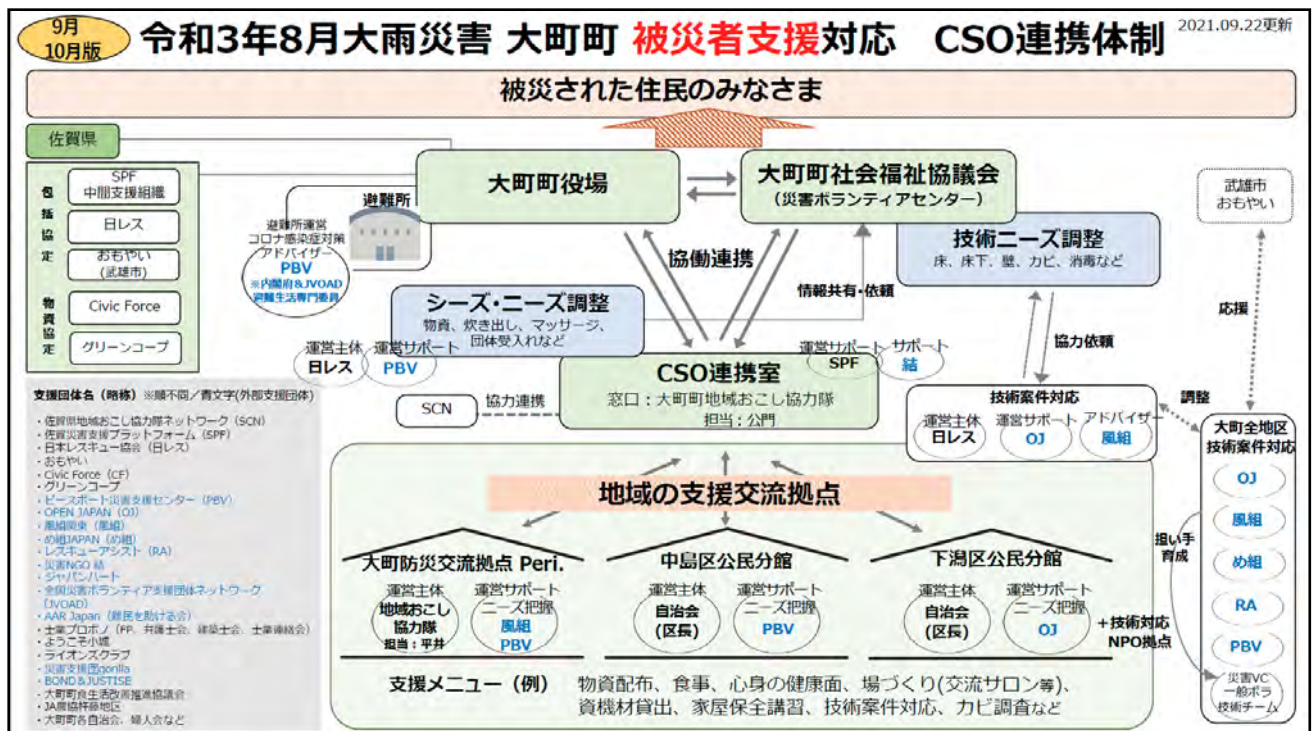
1) 実施内容

i) 取組の背景

令和元年8月豪雨時にNPO等の民間団体から支援を受けたことをきっかけとして、災害発生時に、町職員（福祉課、子育て健康課、教育委員会等）、避難所運営に携わる県保健師、栄養士、NPO等の民間団体などが一堂に会して、避難者の支援ニーズ（物資、食糧、医療など）の情報を共有する枠組みとして「避難所運営委員会」を設置することとした。この避難所運営委員会は円滑な避難所運営を目的とした位置づけとされ、令和2年3月に作成した大町町指定避難所設置・運営マニュアルにも記載している。

また、令和3年8月豪雨後は、総合的に地域の防災力を高め、今後の災害対策を行うため、町にCSO連携室（Civil Society Organizations：市民社会組織）を立ち上げ、被災者支援のために情報交換や協力をするための中間組織であるNPOに加盟・登録されているNPO等、大町町社会福祉協議会、地域団体等、災害対応を行う者の調整・活動をする「CSO連携会議」を月1回程度開催し、平時からの定期的な情報共有体制・連携体制を構築してきた。

図表 100 CSO 連携体制



資料) 大町町 CSO 連携室資料

ii) 取組内容

こうした平時からの体制構築により、令和3年8月豪雨時には、早期から市民社会組織団体、県保健師、栄養士、NPO等の関係機関が加わり「避難所運営委員会」を開催し、避難所運営に携わる役場の調整班・食料班・物資班、保健医療チーム、衛生班と連携し、避難所運営に必要な被災者の健康状態、物資

や食事の状況、被災の状況やサービス提供の方法、避難所の環境・衛生面等についての情報共有を図ることができた。

また、CSO 連携室が中心となり、発災直後は保健師による健康調査、災害ボランティアセンターによる家屋保全作業等のニーズ調査や NPO による個別のニーズ把握、罹災証明書の発行段階では、町が被災者台帳を作成し、その後の個別訪問にて住まいの再建を主目的とした相談支援を行った。

2) 取組上の課題・工夫

令和3年8月豪雨では、避難所運営委員会は、避難所開設直後はほぼ毎日、その後は週2～3回の頻度で、避難所閉鎖までの約2ヶ月間開催した。

また、避難所開設から約半月後、内閣府から委託を受けた NPO の避難生活支援アドバイザーが派遣され、避難所運営状況を確認の上、評価・改善点についてフィードバックを得て、取組の改善につなげた。

小規模自治体は準備できる資源には限界がある。大規模災害時や災害対応の長期化を前提として、外部からの支援を可能な限り受け入れられる体制づくりが重要である。

(4) 在宅避難者に対する物資支援等の取組

① 在宅避難者への物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置

1) 実施内容

令和元年8月豪雨では、在宅避難者の状況把握が難しかったことから、令和3年8月豪雨では、NPO からのアドバイスを受け、地域の総合的支援・在宅避難者支援を目的とした「支援交流拠点」を町内の公民分館・交流拠点の3箇所に設置した。支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。

支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の避難所で調理した温かい食事の提供等を実施した。また、生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施した。

この拠点ができたことで、被災者が支援物資を取りに来る機会を活用して、生活状況や健康状況、困りごと等について聞き取りを実施することができ、被災者の個々の課題について把握できたことは、非常に有効であった。

図表 101 支援交流拠点での物資配布状況



資料) 佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」
(<https://www.sagajikan.com/case/omachitownperidot202108>)

図表 102 支援交流拠点についての広報資料

大町交流拠点
フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは
支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・送風機の貸し出し
- ・資機材の貸し出し
- ・お茶やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・家屋の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・各種支援制度のご案内
- ・子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30～16:00
お問い合わせ先：080-2579-9800

被災した方に役立つ情報を公式LINE
アカウントにて配信しています。
ぜひご登録ください。

フリースペースPeri.
LINEQRコード→



資料) 佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」
(<https://www.sagajikan.com/case/omachitownperidot202108>)

2) 取組上の課題・工夫

拠点の運営にあたっては、町内会役員が交代で常駐し対応したほか、NPO 等も運営支援を行った。

拠点開設の周知については、町のホームページ、区長や班長への周知依頼、在宅避難者宅への訪問時にお知らせをするなどをして対応した。

また、町内会役員は、必ずしも支援活動に精通しているわけではなかったが、令和元年8月豪雨の経験を活かしながら運営にあたったほか、町が採用した地域おこし協力隊員がCSO 連携室の窓口として情報連携を図るなど、支援交流拠点の運営をサポートした。

一方で、町内会役員の方に、ほぼ毎日支援交流拠点に常駐してもらったため、大きな負担となってしまったことから、町内会役員の負担を減らすため、可能な部分はNPO等に業務委託できるような仕組みについて今後検討が必要である。

② 関係機関等との連携による在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ

1) 実施内容

令和元年8月豪雨においては、これまでの災害対応の知見、経験が乏しく、在宅避難者に対する情報把握や支援が充分ではなかった。そのため、町では、在宅避難者の健康状態や家屋の被災状況を把握するため、令和3年8月豪雨では、発災直後から町の保健師（7名）とNPOや他市町村からの応援者（32名）が1日2名／1班体制で全戸訪問を行い、継続訪問の必要がある被災者や、訪問しても会えない世帯、支援交流拠点に物資を受け取りに来ていない住民等をリストアップした。

これらの住民と、支援交流拠点において課題があると把握できている住民を対象として、町の保健師、佐賀県民災害ボランティアセンター、応援者が連携して、訪問聞き取り調査を実施した。聞き取り調査は、保健師と応援者がペアになって訪問し、「避難者カード」をもとに聞き取りを行い、例えば健康面での問題があれば保健師へつなぎ、住環境の課題があれば担当課や民間団体へ引き継ぐ等、対応した。

あわせて、スピード感をもって支援を行うため、役場の組織改編を行い、緊急的に被災者支援に対応するためのCSO 連携室を立ち上げた。CSO 連携室では、支援交流拠点等の聞き取り調査で把握した被災者ニーズを収集し、罹災証明書交付状況や支援策等の受給状況と照らし合わせながら、在宅避難者への支援として実施すべき施策について検討を行った。

2) 取組上の課題・工夫

被災者からの申し出を待つのではなく、積極的に訪問し、状況を把握した上で、必要な支援策につなげることは、住民に寄り添った支援を行うためには非常に重要である。一方で、役場の人員にも限界があることから、効率的に行うためにも、まずは1次スクリーニングとして、全戸訪問により、支援が必要な対象者を絞り込み、その上で、被災者の健康状態や家屋被害の状況等のより具体的な課題を把握し必要な支援につなげたことは効果的であった。

図表 103 NPO、行政職員による個別訪問（左）、CSO 連携会議（初期）（右）



資料) 大町町提供

図表 104 避難者カード

ひなんしゃ
避難者カード 様式 5-2

※応急期以降、又は必要に応じて世帯（家族）ごとに提出

避難者氏名		受付番号	
記入日（避難日）	年 月 日（避難日： 月 日）	記入者氏名	
自宅の被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 被害なし		
住所 (校区・自治会名)	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 車中泊（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
電話番号	携帯電話	自家用車 色	車種
メールアドレス（任意）		避難所敷地内 (駐車の場合)	ナンバー
その他の 連絡先 (親戚など)		ペット 種類	<input type="checkbox"/> 同伴（を希望する） <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 行方不明
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)		備考（注1）	
氏名	生年月日	年齢	性別
ふりがな	年 月 日	男・女	()
(特記事項) 特に配慮が必要な事項（内服薬や粉ミルクなど必要なもの）や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください。		かかりつけ医・ 施設名	医師名等
①		利用介護サービス 連絡先	
滞在場所		<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
(重要) 安否確認の問合せへの対応		回答を希望する ・ 同意しない	
退所日	転出先		

(注1) 要介護者、障害者は被保険者証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。
 ※この用紙に記入していただいた情報については、市町の災害対策において避難状況把握、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営に必要最低限の範囲で共有します。

資料) 大町町提供

VIII. 長崎県雲仙市

(1) 災害概況

図表 105 災害概況と避難所・避難者数（雲仙市：令和3年8月11日からの大雨による災害）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和3年8月11日からの大雨による災害	2021年8月	11	105名

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和3年5月に長崎県から県内市町村に対し、新型コロナウイルスに感染した自宅療養者や濃厚接触者への発災時の対応について保健所と連携して検討するようにとの要請があり、関係部局や保健所と連携し、自宅療養者や濃厚接触者への対応方法を整理した。

ii) 取組内容

雲仙市においては発災時に限らず平時においても、防災部局は保健所から毎週木曜日に地区ごとの自宅療養者や濃厚接触者の人数に関する情報の共有を受けており、市内の大まかな新型コロナウイルスの感染状況を把握している（※共有される情報には自宅療養者や濃厚接触者の氏名、住所等の個人情報に記載されていない）。保健所は住民が自宅療養者や濃厚接触者となった時点で、市が開設する避難所への避難の意向を確認するとともに、発災時の避難について説明を行っている。自宅療養者は県が設置する宿泊療養施設、濃厚接触者は市が設置するコロナ対応避難所（※）を案内することを基本としている。

一般の避難所では、総務部や観光商工部等の職員が対応することとしているが、濃厚接触者用の避難所は、職員の安全確保の観点から保健師が対応し、自宅療養者や濃厚接触者と接する場合には防護服を着用することとしている。

また、濃厚接触者が避難所に避難する際は、住民自らが自家用車等で移動することを原則としているが、自力での移動が難しい場合にはビニール等で仕切りを設けるなどの対策を取った市の公用車にて、財産管理課（公用車の担当課）が移送することとしている。

※濃厚接触者のみが避難し、一般の避難者は避難しない。

2) 取組上の課題・工夫

令和3年8月11日からの大雨の際は、事前に関係部局や保健所との協力体制が構築できていたこと、コロナ禍を想定した避難所開設訓練等を実施していたことで、混乱することなく対応ができた。

一方で、感染者の増加に伴って保健所の業務がひっ迫すると、地域別の感染者数リストの共有が滞ることがある。発災時には市から保健所に対して問い合わせをするようにするなどして対応しているが、情報共有の手法については改善の余地がある。

② 感染症対策に配慮した避難所運営

1) 実施内容

避難所の受付で検温・チェックシートによる体調確認を行い、感染の疑いがある避難者のスクリーニングを行った。また、半日に一度の保健師による巡回を実施し、避難者の健康観察および避難所の衛生状況の確認をおこなった。

令和3年8月11日からの大雨による災害では、発熱や体調不良を訴える避難者はいなかったが、新型コロナウイルスへの感染の疑いがある避難者がいる場合には、一般の避難者とは別の個室に移動させ、病状が悪化した際には救急車で病院に搬送することを想定していた。

図表 106 健康管理チェックシート

新型コロナウイルス感染予防チェックシート(世帯用)				(裏面)			
記載日 (年 月 日)		対応者氏名 ()		避難所内での体温・症状等経過表			
避難所名 ()				月 日 分	月 日 分	月 日 分	月 日 分
世帯主氏名①	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	体温	°C	体温	°C
世帯員 ②	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	症状		体温	°C
世帯員 ③	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	体温	°C	体温	°C
世帯員 ④	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	症状		体温	°C
世帯員 ⑤	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	体温	°C	体温	°C
世帯員 ⑥	生年月日	T/S/H/R	年 月 日(歳)	症状		体温	°C
住所	雲仙市 国見町・瑞穂町・高妻町・愛野町・千々石町・小浜町・南串山町 番地			体温	°C	体温	°C
緊急連絡先電話番号				体温	°C	体温	°C
★避難時体温と症状	① 体温 °C 症状()	② 体温 °C 症状()	③ 体温 °C 症状()	体温	°C	体温	°C
☆2週間以内の発熱等 症状や受診・検査の有無	① 有 ・ 無	② 有 ・ 無	③ 有 ・ 無	体温	°C	体温	°C
☆上記有の場合	経が①～⑥、いつからいつまで、何℃くらいの発熱か、どのような症状か、受診、検査結果はどうだったか			体温	°C	体温	°C
☆2週間以内の行動について	①海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間：			体温	°C	体温	°C
各地域の感染者発生状況によって感染のリスクがあるかどうか判断する目安として活用する	②海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： ③海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： ④海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： ⑤海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： ⑥海外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間： 県外滞在：有 ・ 無 →(有の場合) 場所・期間：			体温	°C	体温	°C

図表 107 保健師による巡回の様子



資料) 雲仙市提供

資料) 雲仙市提供

(3) 避難所における生活改善の取組

① 生活環境の向上

1) 実施内容

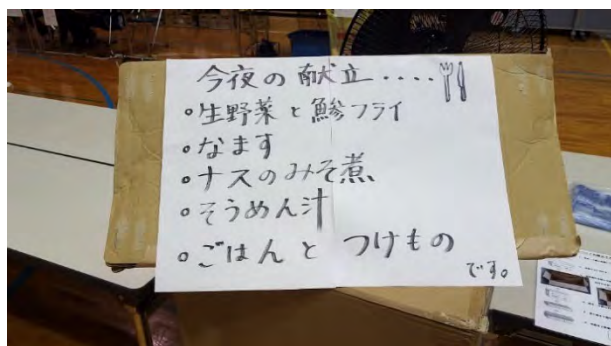
i) 取組の背景

自治会の女性部から炊き出しの申し出があり、受け入れた。

ii) 取組内容

新型コロナウイルスの感染対策として手指消毒やマスクの着用等の基本的な対策を取ったうえで、自治会の女性部が中心となった住民主体の炊き出しが行われ、生野菜や卵焼き、揚げ物、みそ汁、白米等の食事が提供されたほか、パンなどの差し入れの提供もあった。なお、炊き出しに係る費用は後日市から自治会に支給している。

図表 108 炊き出しの様子



資料) 雲仙市提供

2) 取組上の課題・工夫

新型コロナウイルス対策として、避難者について受付での検温や日々の体調確認を徹底していたため、コロナ禍においても炊き出しを行うことができた。

② 段ボールパーティション製作企業との協定締結

1) 実施内容

i) 取組の背景

令和2年7月に段ボール製のベッド・パーティションを製作している企業からパーティション等の紹介を受け、避難所の生活スペースを家族単位で区画分けする際に活用できると考え、市から協定締結を申し出た。

ii) 取組内容

令和3年8月11日からの大雨の際は、当時、企業が保管していた在庫をすべて購入し、避難所に設置した。雲仙市では、県が示す備蓄品の目安量である人口の5%分を確保することとしており、購入・保管と併せて発災時に企業から優先供給をうけることができる協定の締結を進めている。

市では段ボール製のパーティション以外に、テント式のパーティションや衝立等も用意しており、家族の人数に合わせて適切な種類のパーティションを利用し、十分なスペースが確保できるよう工夫した。具体的には、テント式のパーティション(2m×2m)は2人家族に割り当て、3人家族以上には段ボール製のパーティションや衝立を利用するようにした。

2) 取組上の課題・工夫

パーティションは種類によって設置方法が異なるため、避難所開設訓練の際に使い方を確認した。また、雲仙市ではコロナ禍における避難所開設訓練を2年連続で実施しており、初年度は避難所の開設・運営の所管課を対象に、2年目は避難所運営の応援を行う部署の職員を対象に同様の訓練を行った。このため発災時にも混乱することなくパーティションの設置ができた。また、自主防災組織による訓練に対して補助を行うなど地域住民への訓練も促進している。

図表 109 段ボールパーティション



資料) 雲仙市提供

図表 110 テント式パーティション



③ 必要なライフラインの確保

1) 実施内容

i) 取組の背景

自動車関連会社からの申し出を受け、電力供給が可能な自動車の貸し出しに関する協定を締結した。

ii) 取組内容

雲仙市は令和4年2月に自動車関連企業と、発災時にガソリンによる発電が可能な自動車を自動車関連企業が避難所に派遣する協定を結んでいる。本協定によって派遣された発電車が発電した電気は避難所の照明、空調、スマートフォンの充電等に使用することができる。

なお、費用負担については自動車関連企業から避難所まで向かう際のガソリン代は自動車関連企業が、避難所で発電のために要したガソリン代および避難所から自動車関連企業まで戻る際のガソリン代は市が負担することとしている。

IX. 熊本県熊本市

(1) 災害概況

図表 111 災害概況と避難所・避難者数（熊本市：令和3年8月11日からの大雨による災害）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和3年8月11日からの大雨による災害	2021年8月	27	72名

(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組

① 感染症対策に配慮したレイアウト

1) 実施内容

避難所入所時点から、発熱・咳等の症状がある人については別スペースに入ってもらおうよう、導線を分けて設定した。通常、学校における避難所スペースは体育館等に限定されるが、教育委員会等の理解を得て、校舎も含めて利用可能となるよう調整した。

② 感染症対策に配慮した避難所運営

1) 実施内容

i) 取組の背景

熊本地震時の経験を踏まえ「熊本市避難所開設・運営マニュアル」を策定しており、特に事前対策が重要との認識を踏まえ「熊本市避難所開設・運営マニュアルー事前準備編ー」（なお、マニュアルは事前準備編、避難所開設・運営編、様式集の3部構成）を策定し、事前対策を推進している。

また、これらについて、コロナ禍を踏まえて運用可能となるよう、感染症対策に配慮した内容を盛り込んで修正している。

図表 112 「熊本市避難所開設・運営マニュアル－事前準備編－」の構成

<p>大規模災害から命と暮らしを守るための 熊本市避難所開設・運営マニュアル (令和3年(2021年)3月 改訂版) －事前準備編－</p>  <p>【平成28年熊本地震により被害を受けた熊本城天守閣】</p> <p>熊 本 市</p>	<p>熊本市避難所開設・運営マニュアル－事前準備編－ 目 次</p> <p>はじめに（熊本地震における課題と避難所の大切さ）</p> <p>第1章 避難所運営にあたって</p> <p>1. マニュアルの位置付け 1</p> <p>2. 避難所に関する考え方 2</p> <p>(1) 避難所は「避難を必要とする方」を受け入れる施設 2</p> <p>(2) 避難所は避難者を「一時的」に受け入れる施設 2</p> <p>(3) 避難所は避難者の必要最低限の生活を支援する場所 2</p> <p>(4) 自助・共助・公助の取り組みによる円滑な避難所運営 3</p> <p>3. 避難場所及び避難所の定義 4</p> <p>(1) 避難場所 4</p> <p>(2) 避難所 5</p> <p>4. 熊本市の避難所開設・運営体制の基本的な考え方 7</p> <p>(1) 校区防災連絡会・避難所運営委員会について 7</p> <p>(2) 避難所担当職員について 8</p> <p>(3) 校区防災連絡会・避難所運営委員会の設立の流れと役割 9</p> <p>(4) 校区防災連絡会・避難所運営委員会の体系 10</p> <p>(5) 避難所運営委員会の組織体系（例） 11</p> <p>(6) 避難所運営に関わる組織・役割 12</p> <p>(7) 避難所開設までの基本的な流れ 13</p> <p>(8) 避難所開設・運営・閉鎖までの流れ 14</p> <p>(9) 避難所運営における状況の変化と配慮が必要なこと 15</p> <p>第2章 避難所運営等のための事前準備（平常時）</p> <p>1. 校区防災連絡会の開催 19</p> <p>2. 避難所運営委員会の設立及び事前協議事項 20</p> <p>3. 避難所運営マニュアルの作成 20</p>
--	---

資料) 熊本市 WEB サイト

(https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=25322&class_set_id=2&class_id=122)

ii) 取組内容

世帯毎の避難スペースについて、パーティションで区切ることにより区画を明示し、避難者が一定のスペース内で密集することを避けるよう配慮した。また、上記に加えて、1時間に1回の頻度で施設の窓や出入口のドア等を開放し、換気を行い感染症対策に配慮した。

③ 避難所の多様化・複層化

1) 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策として世帯あたりのスペースを拡大したことによる避難所の増設への対応として、庁外の公共機関や民間事業者等との連携の下、既存の避難所に加えて公共施設や民間施設を利用することで、避難所を多様化する取組がなされている。

具体的には、県立高校、国立大学、専門学校、刑務所、農協等と協定締結したり、民間企業や一般社団法人等とキャンピングカーの提供やテントの提供・設営等について協定を締結し、指定避難所以外での避難のあり方の多様化を図っている。

2) 取組上の課題・工夫

体育館以外の校舎利用を前提とした避難所運営にあたっては、その実効性を高めるため、授業中に災害が発生したとの想定で訓練を行う等、学校側と密に連携しながら運用面での精度向上に取り組んでいる。

既存の公的施設や公立小中学校の施設利用以外の民間リソースを活用する観点で、積極的にホテル等、民間事業者との協定締結を推進している。

(3) 生活環境に配慮した避難所運営の取組

① 専門学校を避難所としたペット同伴避難⁴

1) 実施内容

災害時、避難所でペットの同伴が受け入れられずに困る飼い主や、ペットを置いて避難できずに壊れた自宅にとどまる被災者がいたため、熊本市ではペット同伴避難所を開設に向け整備中だったところ、特別警報の発表が想定された令和2年台風10号の接近時には、急遽市の総合屋内プールをペット同伴避難所として開設した。

その際にペットの排泄物や臭いをめぐるトラブルをはじめとした問題が生じたため、熊本市は、ペットと飼い主が安心して避難生活をおくれる環境を整備することを目的として、ペットに関連する民間施設を避難所として指定する協定締結をした。

具体的には、動物の看護やトリミングなどを学ぶ市内の専門学校と協定を締結することで、専門学校の一部フロアをペット同伴の避難所として指定することができるようにした(2021年5月26日)。これにより、避難所へは市の支援物資も届けられ、避難者とそのペットを受け入れることができる。また、専門学校の建物には動物病院もあり、けがをした動物の治療もできる。

2) 取組の課題・工夫

専門学校との協定では、ペット対応の知見をもつ同校が避難所運営を行うこととしている。また、市は最初からペット同伴避難所への避難ありきではなく、まずはペットホテル(ペットを一時的に預かる宿泊サービス施設)等を活用するなど、飼い主による自助を呼び掛けている。

図表 113 災害時のペット同伴避難所に関する協定締結式



資料) 熊本市提供

⁴ 「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること(状態)を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。(環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」引用)

② 衛生環境の向上

1) 実施内容

i) 避難所における自主的なトイレの利用ルール設定

熊本地震時は、一部の避難所で断水が続いていた。このため、毎朝トイレを掃除すること、その際ブルーの水を使って排水等を行うなど、避難者が主体的にトイレの利用ルールを設定した。

ii) マンホールトイレの計画的配備

熊本地震以前の平成 26 年からマンホールトイレの整備を進め、令和 3 年度末時点では 58 施設（290 基）に設置している。なお、令和 7 年度までに 98 施設（490 基）の整備を予定している。

2) 取組上の課題・工夫

マンホールトイレは断水時、避難所の衛生環境維持の観点からも重要となることから計画的に配備計画を立案し、予算確保に努めることが重要である。

③ 必要なライフラインの確保

1) 実施内容

i) 計画的な飲料水確保のための取組

熊本地震後、ペットボトルの備蓄 22 万リットルを目途として配備計画を作成し、順次配備を進めている。

2) 取組の課題・工夫

ライフラインの途絶を想定し、いずれも事前の計画策定、予算確保を積み重ねて対応を進めている。

(4) その他の取組

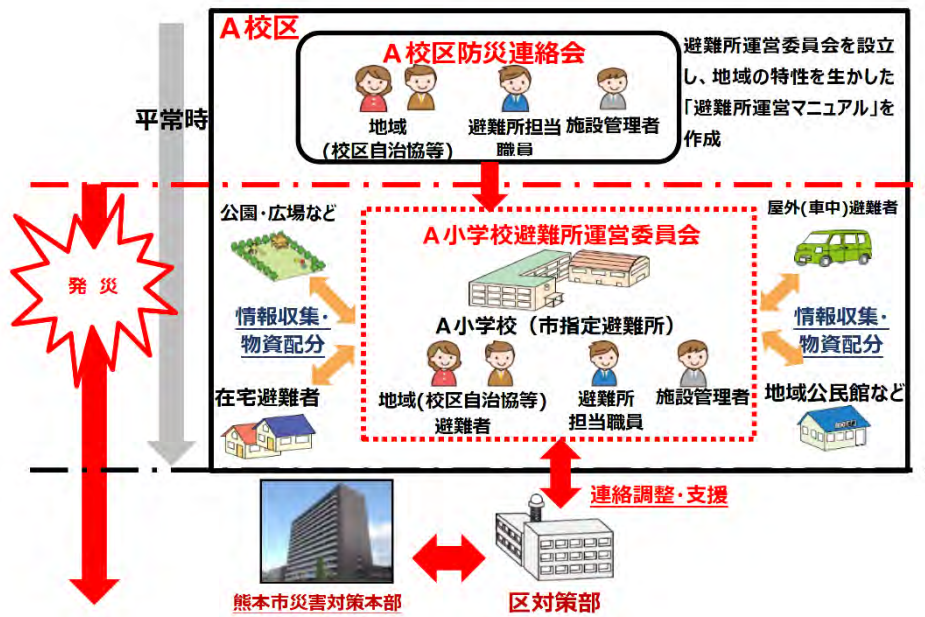
① 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

1) 実施内容

熊本地震時は、避難所運営を市職員のみで行ったため、運営側・避難者双方に負担が大きかった経験を踏まえ、現在は地域住民等と連携して避難所を開設・運営する体制を整備した。

具体的には、小学校区単位で地域住民・自治会、市・区職員、施設管理者（学校職員等）で構成される校区防災連絡会（平時の組織、災害時小学校単位で設置される「避難所運営委員会」の準備会議として位置づけ）を設置し、行政と住民が連携して避難所を運営するため、平時からの体制構築に努めている。さらに、災害時にも円滑に対応可能となるよう、事前に行政・住民間での連絡会議や、保健師等も参加して避難所設置・運営訓練等も実施している。

図表 114 校区防災連絡会・避難所運営委員会の位置づけ



資料) 令和 3 年度 熊本市地域防災計画 (共通編) 196 ページ

(https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=1368&sub_id=33&flid=263201)

2) 取組上の課題・工夫

令和 4 年 5 月時点で、校区防災連絡会は約 98%、避難所運営委員会は約 80%で設立している。今後、特に避難所運営委員会については、より一層設立を推進する必要性を認識している。

未だ設立に至っていない地域には、行政と住民とが連携して避難所運営を行うことの必要性・重要性について、防災相談や住民会議等を通じて、住民との対話を継続している。

なお、避難所運営委員会未設立の施設が避難所を開設する必要に迫られた場合、熊本地震時と同様、市の職員のみでの開設・運営を想定している。

X. 熊本県人吉市

(1) 災害概況

令和2年7月豪雨によって発生した球磨川氾濫に伴う洪水災害によって被災した。7月3日17時30分に災害対策本部会議を実施し、警報に切り替わったのち23時に避難所を開設し、8か所に25名配置した。翌4日午前4時には、全職員の配置体制となった。

避難所開設当初は避難所の運営について、すべて市職員で対応していたが、避難所が長期化し、復旧・復興業務に人員を割かねばならないことから、市職員の人員不足の問題が発生した。そのため、同年9月から既に開設していた避難所（5か所）の運営について、民間委託を活用した。

また、球磨村からの避難者の受け入れについて、人吉市立第一中学校を避難所として提供し、運営は球磨村が実施した。

図表 115 災害概況と避難所・避難者数（令和2年7月豪雨）

災害名称	発生年月	避難所最大開設数	最大避難者数
令和2年7月豪雨	2020年7月	18	1,263名

(2) 避難所における生活改善の取組

① 段ボールベッド・パーティション等を活用した避難所の設営

1) 実施内容

i) 受付の流れ

令和2年7月豪雨では、コロナ感染症対策として、内閣府のレイアウト案等を参考に、被災者の健康管理・避難所の衛生管理、避難者スペースの十分な確保、発熱者等への対応を行うこととした。

具体的には、各避難所において、避難所受付時に検温を実施して、入所者の住所・氏名・健康状態・常備薬等を確認してから入所してもらった。また、入所者には、共同利用のルール・手の清潔・トイレの清潔・足元の掃除・ソーシャルディスタンス・マスクの着用の基本を徹底した。

ii) 区画分けの方法

高齢・持病のある避難者については、避難所開設直後から備蓄してあったパーティションにて家族単位で区切り、高齢・持病のある避難者の専用スペースを確保した。

一般の避難者については、避難所開設直後には世帯ごとにある程度間隔をとっての避難を依頼していたが、プッシュ型支援の段ボールベッド配置をきっかけに、区画分けを開始した。1人当たりのスペースは4平方メートルを想定して、家族であれば世帯ごとでスペースを設け、被災者への住環境に対する支援事業を行うNPOより提供されたパーティションで区画分けを行った。

家族世帯、単身世帯、高齢者・要介護者などの状況を考慮しながらも可能な限り、同じ地区の方々は、同じエリアに配慮するなど、長期化する中でコミュニティが継続されることを重視した。また、子どもの学習部屋、動線・通路確保なども段階的に検討していった。

図表 116 パーティションを活用した区分け



資料) 人吉市提供

iii) 段ボールベッドの活用

段ボールベッドは1人1つ支給した。当初は、国からのプッシュ型支援による製品を活用しつつ、不足する分については、県と協定を締結していた段ボール事業者団体の調整で業者が生産したものを導入した。

2) 取組上の課題・工夫

段ボールベッドの導入により、床に直接寝るよりも衛生的に就寝・生活でき、パーティションでプライベート空間が確保できた点が有効であった。また、段ボールベッド下には私物を入れてもらい、退去時に荷物持ち運び用の箱として使用して処分した。

段ボールベッドは、比較的成本が安く調達でき、床に直接寝るよりも身体の負担が少ない・ほこりを吸い込むリスクが少ない等衛生的で、段ボールベッドの中にもものを収納できる等のメリットがある一方で、組み立てが1人では難しい点、乾燥した場所での保管が必要である点、再利用ができない点等が課題である。

こうした経験を基に、令和3年以降、同市では、折り畳み式簡易ベッド（コット）の備蓄を導入することとした。現在、折り畳み式ベッド400台を備蓄することで、通常規模の災害時には対応できる想定である。なお、大規模災害等で備蓄数が不足する分については、国のプッシュ型支援の活用や県と協定を締結している業者から段ボールベッドを提供してもらうこととしている。

② 中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置

1) 実施内容

i) 取組の内容

令和2年7月豪雨時において、中小企業大学校人吉校（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を活用し、配慮が必要な乳幼児をもつ世帯の避難所を設置した。

中小企業大学校の避難所としての活用は平成28年熊本地震が契機となっており、当時、市と中小企業大学校にて協議したものの、指定避難所として本市が必要とした場合は、双方の協議により開設することとなっている（常設の指定避難所ではない）。

令和2年7月豪雨時において、乳幼児避難所に市保健センターが指定されていたが、発災2週間後には空調設備の不具合で、利用が出来なくなった。また、台風10号の発生も重なる中、複数の家族が生活スペースとして利用できるような部屋数がある施設として中小企業大学校を選定した。

市ホームページ、SNS、保育園等に乳幼児避難所開設のお知らせを掲示する等で周知の上、乳幼児家族からの事前相談を受け、入居世帯の調整を行った。

ii) 受入体制

中小企業大学校の避難所は、体育館、ロビー、会議室等の大部屋を使用した。

受付後すぐに定員を超える事態が生じたので、指定緊急避難場所である人吉市カルチャーパレスホール棟2階を乳幼児避難所として急遽、追加開設した。

図表 117 中小企業大学校を活用した乳幼児避難所の様子



資料) 人吉市提供

2) 取組上の課題・工夫

乳幼児専用の避難所に避難してもらうことで、保健師などが健康状態等を把握しやすくなった。

また、他の避難所でも子ども世帯の利用はあったが、親戚宅を利用できる世帯などはできるだけ避難所以外を利用してもらった。

③ 避難所カルテを活用した避難所運営

1) 実施内容

i) 取組の内容

避難所の情報・ニーズの把握のため、避難所ごとに「避難所カルテ」の作成を行った。

避難所カルテは、熊本県が、避難所の状況を設置市町村と熊本県の間で迅速に共有し、各避難所の運営状況、衛生環境、設備等について、迅速かつ被災者のニーズに沿って支援を届けるため、統一フォーマットにより避難所毎に整理し「見える化」したものである。

人吉市においては、各避難所の災害支部職員が、避難所巡回の上、避難所アセスメント活動を行って、避難所カルテを作成した。その後、県の避難所等支援室で避難所カルテの情報をとりまとめ、システムに入力することで、各避難所の状況を「見える化」し、市町村と熊本県の間で迅速に共有できるようにした。

避難所カルテの記載情報は、冷暖房や車椅子対応トイレの有無、スタッフの内訳など運営体制、高齢者・妊婦の避難状況、ペット同伴有無、周辺での車中泊などであった。

図表 118 避難所カルテ

避難所カルテ

管理番号	市町村名	
避難所名		
※管理番号は空欄で結構です		
基本情報		
避難所区分	<input type="checkbox"/> 指定避難所	<input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所
	<input type="checkbox"/> 臨時避難所	<input type="checkbox"/> 福祉避難所
	<input type="checkbox"/> ホテル等	
対象災害	<input type="checkbox"/> 洪水・内水 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 火山 <input type="checkbox"/> その他	
所在地		
電話番号	F A X	メー ル
避難所面積	m ² 構造	階数(地上) 階
収容人数	人	エレベーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
管理者情報		
施設管理者所属	管理者職・氏名	
電話番号	F A X	メー ル
確認者情報		
確認時点	年 月 日	時 分
確認者所属	確認者職・氏名	
電話番号	F A X	メー ル
避難状況		
避難者数①	世帯 人 (避難所内)	
避難者数②	世帯 人 (避難所外)	
②のうち	車中泊 人	自宅 人
	親戚等宅 人	その他 人
① + ②	世帯 人 (避難所計)	
ホテル等利用③	世帯 人	
①②③のうち	高齢者 人	小学生以下 人 (うち乳幼児 人)
	障がい児・者 人	
	妊産婦 人	発熱者 人
	介護者 人	ペット同伴者 人
	言語サポートが必要な人 人	傷病者ほか 人
避難所運営状況		
避難所運営主体	<input type="checkbox"/> 地元市町村 <input type="checkbox"/> 避難者による自治組織 <input type="checkbox"/> その他団体 ()	
運営人数	地元市町村 人	その他公共機関 人
	避難者自治組織 人	ボランティアほか 人
運営状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 特に問題ない <input type="checkbox"/> 改善を要する	
避難所の集約	<input type="checkbox"/> 集約拠点となる見込み <input type="checkbox"/> 他へ集約して閉鎖予定 <input type="checkbox"/> 検討なし	
ライフライン / 通信 / 医療支援		
飲料水	生活用水	食 事
	電 気	
ガス	固定電話	携帯電話
	ネット通信	
衛星電話	救護所の設置	医療チームの巡回 (週 回程度)
施設附帯設備関係		
トイレ	車いす対応トイレ	冷 暖 房
	お風呂(シャワー)	
更衣室	授乳室	洗濯機
	乾燥機	
調理設備	冷蔵庫	テレビ
	フリー Wi-Fi	
ペット受入体制		
感染症対策などの環境整備(衛生環境)		
収容率	検 温	手 指 消 毒
	マ ス ク	
換 気	パーティション	(個数: 個) ダンボール (個数: 個)
清掃状況	空気清浄機	専用スペース(医療用)
特記事項		

※ ホテル等利用の場合、「避難所運営など」以下の記載は不要です。

資料) 熊本県提供

2) 取組上の課題・工夫

避難所カルテを導入し、県と避難所情報を共有できる体制を構築したことで、各避難所のニーズ・情報が集約され、効果的で迅速・適切な物資供給を実施できた。

なお、同年8月、熊本県により、県と県内市町村間で被害情報や避難所状況等の防災関連情報を共有できる「防災情報共有システム」が一部改修され、避難所カルテの情報を紙ベースではなく、各避難所のパソコン等でシステムに直接入力できるようになった。

(3) 在宅避難者に対する物資支援等の取組

① 保健師・行政職員協働の巡回訪問

1) 実施内容

保健活動として在宅避難者の把握は必須であるため、令和2年7月豪雨において、避難所避難者の把握と並行して、在宅への巡回訪問を開始した。

7月6日から8月23日まで、他自治体保健師等の協力も得て、1,102世帯(2,383人)を巡回訪問した。

巡回対象者としては、まずは医療的に配慮を要する方の世帯を優先し、その後、70歳以上の方の世帯をリストアップし、行政区ごとに訪問を実施した。郵便局が被災していたことから、発災前に実施した健診結果の配達も併せて実施した。

なお、巡回訪問の聞き取りの中で、在宅避難を選択する理由としては、「コロナウイルス感染症が怖いので避難所には行かない。」「自宅の1階部分のみの被災のため、2階部分で生活可能。」が主な理由であった。

巡回訪問での調査票を基に、既往歴・現病歴などから必要な医療・介護などの機関に繋ぎ、2回目の訪問で状況確認を行った。また、その他生活上の困りごとの解決に向け、関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。

2) 取組上の課題・工夫

在宅避難者の他、車中泊避難者についての状況把握も必要だが、車中泊避難者は、日中は仕事等で不在にしていることが多く、夜間に車中泊避難を行う人が多いため、夜間に避難者の把握を行うことが必要である。そのため、対応職員が勤務時間を変更し、午後から時差出勤することで、夜間に訪問できる体制を構築した。

今回の経験を踏まえ、在宅避難者への対応については救護班医療担当で協議検討を行い、本取組のまとめとして「保健活動のまとめ」の作成に取り組んでいる。

2. 避難所に係るガイドライン、参考となる資料

(避難所運営)

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
(平成 25 年 8 月 (令和 4 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン (平成 28 年 4 月 (令和 4 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン (平成 28 年 4 月 (令和 3 年 5 月) 内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
(平成 28 年 4 月 (令和 4 年 4 月改定) 内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf
- ・避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン (平成 23 年 6 月 3 日版 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>
- ・災害時における避難所での感染症対策 (厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html
- ・令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめ
について (情報提供) (令和 2 年 5 月 7 日付け事務連絡 厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

(マンホールトイレ整備・運用)

- ・マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021 年版- (令和 3 年 3 月) (国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001421328.pdf>

(ペット同行避難)

- ・災害時におけるペットの救護対策ガイドライン (環境省)
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506/full.pdf

(学校施設の防災機能)

- ・避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集 (文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html

3. 避難所等における新型コロナウイルス関連のポイント、通知・事務連絡等

(ポイント集)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて」(動画)
<https://www.bousai.go.jp/coronam.html>
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」(令和3年5月12日付)
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント(第1版)について」
(令和2年6月16日付)
https://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

(通知・事務連絡等)

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症対策 関連情報
<https://www.bousai.go.jp/tsuchi.html>

(その他)

- ・避難所における感染対策マニュアル
(東北大学大学院 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症
診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク)
<http://www.tohoku-icnet.ac/shinsai/images/pdf/hotline04.pdf>
- ・避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト -手引き版- Ver.2
(人と防災未来センター)
https://www.dri.ne.jp/wp/wp-content/uploads/sp_report_vol1_ver2.pdf
- ・福祉避難所開設での感染を防ぐためのゾーニング(速報)(人と防災未来センター)
https://www.dri.ne.jp/wp/wp-content/uploads/sp_report_Vol2.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)
(新型コロナ感染症と災害避難研究会編)
<http://npo-cemi.com/covid-19/livingwithcorona.pdf>

4. 避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業等一覧

○避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業等一覧

(令和4年5月1日時点)

担当省庁	補助事業等名称	補助率	避難所となる施設等に必要な機能																			自治体負担分に対する起債充当率及び交付税措置率	国担当部署					
			水(食料・飲料)				照明、電気・ガス						情報通信		トイレ		衛生		寝床・寒さ対策、暑さ対策、バリアフリー					備蓄				
			耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	貯水槽蛇口	自家発電設備(据置)	自家発電設備(可搬)	太陽光発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備	蓄電池	ガス変換器	(燃料貯蔵・バルク等)	調理場(室)	防災無線	衛星電話	校内LAN	トイレ	マンホールトイレ	シャワー	和室	空調設備(冷暖房)	バリアフリー化	備蓄倉庫				
文部科学省	新増築	1/2等	△	△			△	△	△	△	△	△		△		△	△		△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2463		
	改築	1/3等	△	△			△	△	△	△	△	△		△		△	△		△	△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466		
	地震補強	1/2等																							地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等			
	長寿命化改良事業※1	1/3	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△※2	△		△	△		△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等			
	大規模改造	1/3等	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△※2	△		△	○		△	△	○	○	△	地方債充当率:75% 交付税措置:30% 等			
	防災機能強化事業	1/3	○	○		○						○	○						※3	○					地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等			
	太陽光発電等導入事業	1/2								○	※4														地方債充当率:90% 交付税措置:30% 等			
	木の教育環境整備	1/3等																			○				地方債充当率:75% 等			
	学校給食施設整備事業	1/3等							※5					○											地方債充当率:90% 交付税措置:約8.3% 等			
	学校体育諸施設整備事業	1/3等			○																△	△	※6	△	地方債充当率:75% 交付税措置:50% 等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672		
社会体育諸施設整備事業	1/3等			○																△	△	※6	○	地方債充当率:75% 等				
総務省	緊急防災・減災事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7													○	地方債充当率:100% 交付税措置:70% 等	総務省自治財政局地方債課 TEL:03-5253-5628		
	防災対策事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7													○	起債充当率:75% 交付税措置率:35% 等			
	緊急防災・減災事業(特別交付税)	—																						※8	交付税措置:70% 等			
消防庁	消防施設整備費補助金	1/2, 1/3	○																					○	—	消防庁消防・救急課 TEL:03-5253-7522		
農林水産省	農山漁村地域整備交付金 農地防災事業(農村災害対策整備事業)	1/2等																							起債充当率:90% 交付税措置率:28.6%	農村振興局整備部 防災課 防災班 TEL:03-3502-2210		
	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)	1/2等																							※集落の防災安全のために必要と認められる機能は設置可能			
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金(漁港機能高度化目標)	1/2等																							地方債充当率:100% 交付税措置:70% 等	漁港整備部 防災課 環境整備班 TEL:03-6744-2392		
エネルギー省	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	1/2, 2/3						※10	※10															○	—	資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320		
	災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	1/2, 1/3						※11																	—	資源エネルギー庁 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963		
国土交通省	交付金等(※13)	都市防災総合推進事業(※14)	1/2, 1/3	○			○																	○	起債充当率:90% 交付税措置率:20% 等	都市局都市安全課 TEL:03-5253-8400		
		都市安全確保拠点整備事業(※16)	1/2																						○	起債充当率:90% 交付税措置率:20% 等	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
		都市再生整備計画事業	概ね4割	○			○																		○	起債充当率:90% 交付税措置率:20% 等	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
		住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3等																							○	起債充当率:90% 交付税措置率:20% 等	住宅局市街地整備課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517
		下水道総合地産対策事業	1/2等																							○	起債充当率:100% 交付税措置率:70% 等	下水道部下水道事業課 TEL:03-5253-8450
	都市構造再編集中支援事業(※17)	1/2等	○			○																			○	地方債充当率:90% 交付税措置:20% 等	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412	
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(※18)(※19)	1/3, 1/2等																								○	地方債充当率:90% 交付税措置:28% 等	住宅局市街地整備課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517
環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業	1/2等								○	○														○	地方債充当率:100% 交付税措置:50% 等	大臣官房環境計画課 TEL:03-5251-8233	

凡例 ○:それを目的とした整備が可能
 △:新増築、改築、長寿命化改良事業、大規模改造(老朽)とあわせて行う際に補助対象となる
 ※1 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事が補助対象となる。
 ※2 校舎と同一棟の場合は補助対象となる。付帯施設は補助対象外となる。
 ※3 屋外便所の設置に限る。
 ※4 太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備既設置校に限り、単体設置が可能。
 ※5 共同調理場の増設改築と併せて新規に整備する場合に限る。
 ※6 新増築や改築の場合のみ、柔道場の置も対象となる。
 ※7 非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプのものは適性のあるものに限る。
 ※8 東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非償還経費に限る。
 ※9 集落の防災安全のために必要と認められる機能は設置可能
 ※10 自家発電機、空調設備のみの導入は不可、燃料貯蔵設備を導入することが必須の要件。
 ※11 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムが対象。
 ※12 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンが対象。
 ※13 社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
 ※14 本事業は指定緊急避難場所が対象であるため、当該避難所が指定緊急避難場所である場合、補助対象となる。
 ※15 指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること。
 ※16 都市計画法に規定する一団地の都市安全確保拠点施設の特定公益的施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。
 ※17 立地適正化計画の都市機能誘導区域又は居住誘導区域内に整備される場合、補助対象となる。
 ※18 本事業は避難場所が対象であるため、当該避難所が避難場所を兼ねていて、本事業の要件を満たす場合、補助対象となる。
 ※19 避難者を外部から受け入れるために付加的に必要な施設・設備の整備費用が補助対象となる。
 ※20 太陽光発電等の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用する発電設備と合わせて設置する場合、補助対象となる。

この表は、避難所整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件があり、また、変更もありますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する省庁に照会・相談して下さい。